

関東州の財政

序 説

昭和元年度から昭和二十年度までの関東局特別会計および関東州地方費の歳入、歳出の推移を精細に述べることは、戦災による資料の湮滅と散逸により、著しく困難を感ずるところである。ことに、昭和十九年度以降の決算資料は、昭和二十年八月、ソ連軍が現地行政機関を接収した際、ことごとく没収の厄に会い、わずかに担当官が、計数の一部を摘記して、ひそかに持ち帰った資料が現存するのみである。

したがって、本財政史の記述が精彩を欠き、表面的記述に流れざるを得なかったことは、遺憾とするところであるが、関係官庁または個人によって保存されていた貴重な資料を、あまねく渉猟して、記述の正確を期することができたことは、望外の幸せであった。

第一章 閩東州および南滿洲鉄道附属地の概況

第一節 沿革

わが国が閩東州および南滿洲鉄道附属地を統治するに至ったのは日露戦争の結果である。すなわち、明治三十八年の日露条約により、閩東州の租借権および南滿洲鉄道の経営権を露国から継承したことに基づくのである。

元来ロシアが、この地に進出したのは、ドイツが膠州湾に租借地の先例を用いた直後のことであった。清国が独、露、英、仏の諸国に、租借地の名の下に仮装的領土の割譲を強いられた原因は、清国が日本との戦争において敗戦を喫した結果、その国力の微弱を露呈するに至ったからである。すなわち、日清戦争の結果、清国がいったん日本に割譲した遼東半島を、露、独、仏の三国共同干渉によって、日本に放棄させた報酬として、明治三十一年三月六日、ドイツが一宣教師の遭難に藉口し、膠州湾を九十九年の期限をもって租借したのが租借地の始めである。

ロシアはその年来の願望である不凍港獲得政策を遂行する絶好の機会に乘じ、同月二十七日、旅順口、大連ならびにその附近の地域を二十五年間租借することに成功した。このような情勢に刺激されたイギリスは、同年六月九日、香港島の対岸九竜半島を、九十九年の期限をもって租借したほか、旅順口と大連の対岸に所在する山東半島の要港威海衛を、同年七月一日から旅順口がロシアに占領されている期間を期限とする条件をもって租借した。フランスもまたこれにならない、明治三十二年十一月十七日広州湾の租借権を獲得した（ちなみに租借地は上述のごとく二十世紀の初頭には五指に及んだが、六十年後の今日、中国領土内に租借地としてなお現存しているのは、九竜半島のみである）。

これを要するに、ロシアがこの地を占領したのは、主として軍事上の目的を達成するにあつたが、明治三十八年九月日露講和条約ならびに同年十二月、滿洲に関する日清条約に基づいて、日本はロシアが清国との条約によって獲得した権利をロシアから継承し、清国の承諾を得て閩東州租借地行政権を確立したのである。租借地の性格を明らかにするため、閩東州租借地に関する日本の権利関係について参考となるべき主要条約中の条項を左に摘録する。

イ、露清条約

明治三十一年三月二十七日北京において調印締結された露国清国間の遼東半島租借条約によれば、露国は清国より遼東半島一帯の地域を租借し、租借期間これを自由に処分することを得る。すなわち租借地域の全範圍および接続領水に対し、完全かつ排他的の権利を享有する。ただし該租借は該地域に対する清国の主権をなん

ら侵害するものにあらざる旨を規定した(第一条および第二条)。

租借期間は条約調印の日より二十五年とし、かつ右期限後更に両国政府の互認によりこれを延長することを
得る旨を規定した(第二条)。

ロ、日露講和条約

明治三十八年八月、日露両国の全権委員が米國ポーツマスにおいて講和条約を議定し、同年九月五日調印さ
れた日露講和条約のうち、滿洲に関する条章の大意は、

1 露西亞帝國政府は清國政府の承諾をもって旅順口、大連ならびにその附近の領土および領水の租借権およ
び該租借権に関連し又はその一部を組成する一切の権利、特権および讓与を日本政府に移転讓渡す。露西亞
帝國政府は又前記租借権がその効力を及ぼす地域における一切の公共營造物および財産を日本政府に移転讓
渡す。両締約国は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

日本政府においては前記地域における露西亞帝國臣民の財産権が完全に尊重せらるべきことを約す(第五条)。

2 露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順口間の鉄道およびその一切の支線ならびに同地方において、これに附
属する一切の権利、特権、財産および同地方において該鉄道に属し又はその利益のために經營せられる一切
の炭坑を補償を受くることなくかつ清國政府の承諾をもって日本政府に移転讓渡すべきことを約す。

両締約国は前記規定に係る清國政府の承諾を受くべきことを互に約す(第六条)。

3 日露両国共に滿洲より全然かつ同時に撤兵すること。ただし関東州租借地を除く(第三条第一項第一号および
追加約款)。

4 日露両国共に全滿洲の行政権を清國に還付すること。ただし関東州租借地を除く(第三条第一項第二号)。

5 日露両国共に鉄道守備兵を置くの権利を保留するが、その数は一キロメートルに付十五名以内に制限する
こと(追加約款)。

6 日露両国共に清國が滿洲の商工業發達のため、列國に共通する一般の措置を執るにあたり、これを阻碍せ
ざる(第四条)。

7 滿洲における鉄道の經營を全く商工業の目的に限り、軍略の目的を有せしめざること(第七条)。

8 露國は滿洲において清國の主權若しくは機會均等主義と相容れざる領土上の利益又は優先的若しくは専屬的
讓与を有せざることを声明すること(第三条第二項)。

9 滿洲における兩國鉄道の接続業務を規定するため別約を締結すべきこと(第八条)。

10 日本國政府において租借地内露國國民の財産権尊重を約すること(第五条第三項)。

ハ、滿洲善後条約および附屬協約

日露講和条約は関東州租借権および南滿洲鉄道の讓渡に関し、清國政府の承諾を条件とし、かつ日本政府は
同条約より生ずる日清關係の各般の事項について清國政府と適宜商議決定する必要を認め、明治三十八年十一

月これらの案件を一括して北京における彼我全権の交渉に附し、同年十二月二十二日満洲善後条約および附属協約の締結を了した。

1 清国政府は露国が日露講和条約第五条および第六条により日本国に対して為したる一切の譲渡を承諾す(第一条)。

2 日本国政府は清露両国間に締結せられたる租借地ならびに鉄道敷設に関する現条約に照し努めて遵行すべきことを承諾す。将来何等案件の生じたる場合には随時清国政府と協議の上之を定むべし(第二条)。

3 東三省の要市十六箇所を外国の居住および貿易のために開放すること(附属協約第一条)。

4 鉄道守備兵に関して将来露国が清国に譲歩する程度において日本も亦譲歩すべく清国自ら完全の保護を為し得るに至れば露国の同一態度を条件として日本の守備兵を撤退すべきこと(同第二条)。

5 日本軍の撤退を了したる地方には清国政府其の必要の軍隊を派遣するを得べく未撤退地方においても土匪勦捕のため或条件の下に派兵し得べきこと(同第三条)。

6 軍用に徴発せる清国公私有財産の還付のこと(同第四条)。

7 安奉鉄道経営改築のこと(同第六条)。

8 南満洲鉄道と清国各鉄道との接続業務のため別約を設くべきこと(同第七条)。

9 南満洲鉄道用材料免税のこと(同第八条)。

10 營口、奉天、安東県に日本人居留地を画定するため別に協議を遂ぐべきこと(同第九条)。

11 鴨緑江採木公司設立および経営のこと(同第十条)。

12 満韓国境貿易に関し相互に最惠待遇を与うべきこと(同第十一条)。

ニ、南満洲及び東部内蒙古に関する日華条約

大正四年五月二十五日北京において調印された南満洲および東部内蒙古に関する条約は、旅順大連の租借期限ならびに南満洲鉄道および安奉鉄道に関する期限を延長し、満洲一般における日本国民の土地商租ならびに居住、往来および營業の自由を認めたこと等がその内容の主なものであった。本条約の重要条項は、

1 両締約国は旅順大連の租借期限ならびに南満洲鉄道および安奉鉄道に関する期限をいずれも九十九年に延長すべきことを約す(第一条)。

2 日本国民は南満洲において各種商工業上の建物を建設するため又は農業を經營するため必要なる土地を商租とすることを得(第二条)。

3 日本国民は南満洲において自由に居住往来し各種の商工業其の他の業務に従事することを得(第三条)。

4 日本国民は東部内蒙古において支那国民と合弁により農業および附随工業の經營を為さんとするときは支那国政府はこれを承認すべし(第四条)。

わが国がロシアに代わって、この地の施政に臨むに当っては、邦人の満洲發展を保護奨励するばかりでなく、

広く門戸を開放して、在住各国民人に対して一視同仁の善政を施し、諸民族安居樂業の平和郷を建設することを目的としたものであった。すなわち、明治三十九年九月一日旅順に関東都督府が置かれ、民政、軍政および南滿洲鉄道株式会社の経営を一手に掌握した都督行政が創始されて以来、滿洲における外交、軍事上の情勢に対応し、行政機構は、関東庁、関東局と幾度改革があったが、終始一貫施政の根本方針は変わらず、文化、経済、民生の安定等各般の施策に全力を傾注した結果、その業績は刮目に値するものがあつた。

第二節 行政

一 施政の沿革

1 軍政時代

日露戦争は明治三十七年二月八日、わが水雷戦隊の旅順港外におけるロシア艦隊に対する奇襲攻撃によって戦端が開かれた。次いで三回にわたり、旅順港口閉塞作戦が行なわれている間に、遼東半島に上陸した第二軍によって同年五月二十六日金州南山が攻略され、同日大連を無血占領し、ロシア軍を旅順に孤立させた結果、直ちに金州、大連地区に軍政が開かれた。これがわが国の関東州における行政の濫觴である。

明治三十八年五月、「占領地民政署職員に関する件」(勅令第一五六号)が公布されて、同年六月九日関東州民政署の編成を完了し、滿洲軍總兵站監の隸下に民政を施行することになった。関東州民政署民政長官の職務は州内の安寧秩序を保持し、諸般の事務を補助するにあつた。

明治三十八年十月平和克復に伴い、同月末滿洲軍總司令官の隸下に関東總督府が編成されて、その本部を遼陽に置き、関東州民政署をその隸下に収めたが翌三十九年六月、政府はいよいよ軍政を撤廃することに決し、関東總督府に命じて諸般の準備を整えしめた。当時関東州民政署の掌握していた州内の行政は、文官組織のもとにはほとんど純然たる民政機関を形成していたため、その引き継ぎは単に軍事機関たる関東總督府の隸下を脱して関東都督府に転属したにとどまり、きわめて円滑裡に軍民両治の継承を終つた。

2 関東都督府時代

「関東都督府官制」は明治三十九年八月一日勅令第百九十六号をもって公布、同年九月一日から実施された。軍政が撤廃され、民政が施行された第一歩で、わが施政四十年の発端である。

関東都督は外務大臣の管理に属し、関東州を管轄すると同時に南滿洲における鉄道線路の保護および取締の事を掌り、また南滿洲鉄道株式会社の業務を監督した。関東都督は陸軍大将または陸軍中将の中より任命されて、在滿軍隊をも統率したから軍政については陸軍大臣の監督をうけたのはもちろんである。

関東都督府に都督官房および民政部、陸軍部の二部があり、都督官房は機密に関する事務を掌り、民政部は民政長官総理の下に、軍事行政を除くいっさいの行政事務を掌理した。部務を分掌せしめるため民政部に庶務、警

務、財務および土木の四課ならびに監獄署がおかれた。陸軍部に関する条例は別に定められた。

3 関東庁時代

大正八年四月十二日「関東庁官制」(勅令第九四号)が実施され、同時に「関東都督府官制」は廃止された。関東長官は(一)内閣総理大臣の監督をうけ、(二)関東州を管轄し、(三)南滿洲における鉄道線路の警備上の取締に任じ、(四)南滿洲鉄道会社の業務を監督し、(五)諸般政務執行のため庁令を發布する等の権限を有するが、渉外事項については外務大臣の監督をうける。従来関東都督は陸軍大、中將の中より任命され、諸般の政務を統理するほか軍隊の統率権をも併有したが、関東長官は、その任用資格に武官たる制限なく、したがって、駐滿軍隊統率のためには新たに関東軍司令部が新設された。しかしながら、陸軍武官たるものが関東長官に任ぜられたときは、関東軍司令官を兼ねることを得るとされた。従来の民政長官、警務総長、外事総長等は廃官となり、これに代えるに事務総長、民政部長、外事部長等の諸官がおかれ、民政部長は事務総長が兼務し、外事部長は奉天駐在の総領事が兼任することとなった。また交通事務に関しては南滿洲鉄道株式会社社長を顧問とした。

大正十年六月「関東庁官制」の改正があり、民政部を廃して新たに内務局および警務局が設けられた。さらに大正十三年十二月政府の行政整理の方針に基づき、「関東庁官制」の改正(勅令第四三九号)があった。改正の大要は、(一)事務総長の官職を廃したこと、(二)外事部、外事部長および参事官の部および官職を廃したこと、(三)新たに財務部および財務部長の部および官職を設けたこと等であった。財務部は経理、財務の二課がおかれた。

昭和四年六月拓務省の新設と同時に関東長官は拓務大臣の監督に転属したが、渉外事務については従前のごとく外務大臣の監督をうけた。

昭和七年には財務部の財務課を廃して税務、理財の二課を設け、財務部は財務局に改められた。

昭和八年八月末滿洲電信電話株式会社の創立に伴い、九月一日より同社は関東長官の監督をうけることとなった。

4 関東局時代

これに先だち、昭和六年には滿洲事變の勃発があり、その治安ようやく定まるに及んで昭和七年三月には滿洲帝国の建国をみるに至り、同年九月わが国はその独立を承認した。政府においては、これら情勢の推移に伴い、国策遂行に資するため、在滿行政機構を整備する必要を認め、昭和九年十二月二十六日「対滿事務局官制」が公布実施されて、対滿事務局を中央におくとともに、「関東局官制」(勅令第三四八号)が公布実施され、従前の「関東庁官制」は廃止された。

関東局の長官は滿洲国駐劄特命全權大使(関東軍司令官併任)である。大使は内閣総理大臣(渉外事項については外務大臣)の監督をうけ、関東局の事務を統理する。関東局は在滿大使館(新京)におかれ、(一)関東州庁の監督その他関東州内における政務の管理、(二)特に定めるものを除くほか滿鉄附屬地における行政の管理、(三)南滿洲鉄道株式会社および滿洲電信電話株式会社の業務の監督等を主管する。大使は如上の権限を行なうため、職権または

特別の委任によって命令を発し、また管内の安寧秩序を保持するため、陸海軍司令官に対し兵力の使用を請求することができた。

大使の補助機関には関東局総長、司政部長、警務部長(関東憲兵司令官の兼任)、監理部長がおかれた。関東局長は大使をたすけて官房および各部の事務を総理した。また関東州に関東州庁をおき、関東州庁長官は大使の指揮監督の下に関東州内の行政事務を管理した。

昭和十二年十二月一日わが国の滿洲国における治外法権の撤廃ならびに附屬地行政権の滿洲国移譲に伴い、関東局の行政区域は関東州のみに限られることとなった。この官制改正により、関東局警務部長は廃官となり、附屬地に設置されていた警察官署、通信官署、測候所、税務署および専売官署等はその所屬職員とともに滿洲国に移譲された。

昭和十五年四月従来在滿大使館において掌理していた在滿日本人の教育行政事務が関東局に移管され、わが国が滿洲国において行なう神社および教育行政に関する事務を掌理するため関東局に在滿教務部がおかれた。

昭和十七年十一月一日大東亜省の設置に伴い、対滿事務局は廃止され、大使は大東亜大臣の監督をうけることとなった。

その後は終戦まで大きな変革はなかった。

要するに明治三十九年関東都督府設置以来時勢の推移に伴い、しばしば官制の改正があり、幾変遷を経たが、

当局は常に一貫した施政方針を踏襲し、諸民族協和、安居樂業の理想郷を建設するという、国策遂行の現地における中枢機関としての機能を果たしてきたのであった。

〔附記〕

昭和九年末に関東局が新京に設置されて以来、従来関東長官の管理に属した関東州内の官署は、関東局直轄官署と、関東州庁所屬官署に分れた。終戦時における各機関を関東局直轄と関東州庁所屬に区分し、かつこ内にその設置の年月を附記すれば次のとおりである。

関東局直轄官署

関東州庁(昭和一二・一二・二六)

高等法院(明治三九・八・一)

高等法院檢察局(大正一二・五)

地方法院(明治三九・八・一)

地方法院檢察局(大正一二・五)

思想犯保護觀察所(昭和一四・一・一〇)

少年審判所(昭和一九・一一・一一)

刑務所(明治四一・一一・一一)

海務局（明治四一・一一・一一）

気象台（明治三七・九・七）

関東神宮（昭和一九・一〇・一鎮座）

逓信官署（明治三九・九・一）

旅順工科大学（旅順工科学堂として明治四三・四、大学として大正二五・五・一二）

旅順臨時教員養成所（昭和一七・四・一七）

旅順師範学校（昭和一一・四・一）

新京師範学校（昭和一六・四・一）

牡丹江師範学校（昭和一九・四・一）

大連経済専門学校（昭和一六・四・一五）

旅順医学専門学校（昭和一八・四・一）

旅順高等学校（昭和一五・四・一五）

関東州庁所属官署

市役所（旅順、大連）

民政署（旅順、金州、普蘭店、皮子窩）

警察署（大連五署、旅順、金州、普蘭店、皮子窩各一署、計九署）

警察官練習所（明治四三・二・三）

特別警察隊

大連消防署（昭和五・一・二三）

税務署（大連三署、旅順一署、計四署）

大連水道事務所（昭和一二・一二・一）

専売局（昭和三・七・三一）

勤労働員署（昭和一八・二・二六）

農事試験場（昭和三・七・三一）

水産試験場（昭和三・七・三一）

水産講習所（昭和一五・五・一六）

塩業試験場（昭和八・六・二八）

植物検査所（昭和一〇・七・二六）

種畜場（昭和一三・四・一）

旅順博物館（昭和二・四・一）

- 旅順図書館(昭和四・四・一)
- 体育研究所(昭和二・四・一)
- 保健館(昭和一三・三・一五)
- 衛生試験所(昭和一三・四・一)
- 大連療病院(明治四三・六・一)
- 大連婦人医院(明治四一・五・四)
- 救療所(昭和一三・四・一)
- 中学校(旅順一校、大連三校)
- 高等女学校(旅順一校、大連二校)
- 大連工業学校(昭和一五・四・一)
- 金州農業学校(昭和一六・四・一)
- 大連盲啞学校(昭和一二・四・一)
- 高等公学校(男子、女子)
- 旅順師範公学校(昭和一九・四・一)
- 大連商業公学校(昭和一七・四・二〇)

- 金州工業公学校(昭和二〇・四・一)
- 青年学校(六校)
- 国民学校(二六校)
- 公学校(一九校)

二 地方行政

1 関東州内自治制度

関東州内の地方自治制度は市制および会制の二種である。市制は大連および旅順の两市街地に実施し、会制をその他の村落に施行して、全管内の行政区画を二市六十四会に分った。

2 市制度

邦治の初期、大連および旅順は市街地として急速に発展し、明治三十八年頃、すでに邦人の大集団地を形成していたが、まだ自治団体を組織する機運に到達せず、単に汚物掃除その他の衛生事務を処理するため、わが軍憲の監督の下に公共的団体の組織をみた。

明治四十年二月都督府は衛生組合規則を定め、民政署長の必要と認める区域内に衛生組合を設置させ、汚物掃除、伝染病予防救治等公衆衛生事務を担当させることとし、大連、旅順および金州の市街地にこれを実施した。

当時衛生組合は市民唯一の公共機関で、選挙によって委員をあげる等、ほぼ自治体の形態を有していたが、その管掌する事務はただ衛生事務の一部に局限されていた。

日露戦争後一時に渡来した邦人は、当初去来常なく、土着心に乏しかったが、環境の安定に伴い、漸次居住地に対する愛着心を生じ、自ら公共思想が発達してきた。よって都督府は時代の趨勢にかんがみ、自治の訓練をなし、大正四年九月「大連及旅順市規則」を制定し、従来の衛生組合を廃して、新たに市をおき、同年十月より実施した。その後大連、旅順市ともに人口増加し、市民の自治訓練も漸次向上したので、大正十三年五月「関東州市制」(勅令第一三〇号)が公布され、同年八月一日よりこれが実施をみるに至った。

「関東州市制」は、おおむね内地市制にのっとったもので、多数の異民族が雑居している関東州都市の特殊性に即応しない嫌いがあった。これらを勘案して市制の強化充実を図るため、昭和十四年四月、「関東州市制」に画期的な改正が行なわれ、新たに行政官庁としての市長(大連市に勅任市長、旅順市に奏任市長)をおき、国家事務を行なわせるとともに、一面公共団体たる市を統轄させることとし、五月一日から実施された。

市の事業は従来、衛生、教育、社会事業、市場、公園および児童遊園、聖地会館、公会堂、屠場、火葬場、墓地、街灯等に関するものであったが、昭和十四年の市制改正により新たに左の事務が移管された。

- (1) 国民学校、公学校および青年学校の設置、維持経営に関する教育事務
- (2) 道路および下水道の新設、維持、修繕に関する土木事務

(3) 国税(地租、第三種所得税、家屋税)および地方税(営業税、雑種税)の徴収事務

(4) 神社宗教、社会教育委員、方面委員、軍事扶助、救恤、殖産および資源調査、産地および印鑑証明事務等
もと民政署所管に属する市の区域内における第一次的行政事務

3 会制度

会制度は清朝時代から下級行政機関として存在していたので、施政以来もっぱら地方の慣習を参酌して、駐在警察官吏の監督の下に、地方公共事業等について自治的に訓練指導に当った結果、教育機関の新増設、苗圃設置その他産業の奨励等地方開発に関し、面目を新たにするものがあつた。しかし、会の実情として、直ちに内地同様の自治制度を施行することは尚早なので、大正八年二月、大要内地その他の植民地の行政に準拠して、「会行政準則」およびその附属諸規定を制定施行して、会行政の整備刷新に努めた。かくして、会住民は漸次自治的訓練を積み、諸般の事務も整備したので、会を法的に公共団体として自治制度を確立するため、大正十五年六月「関東州会制」を公布、同年九月一日からこれを実施した。

改正の主要な点は、(一)会に法人格を認めたこと、(二)会長諮問機関として協議会を新設したこと、(三)会計員を新たに設けたこと、(四)街屯長の代理者として副街屯長を設けたこと、(五)会組合をおくこととしたこと、(六)起債能力を認めたこと、(七)会税その他諸収入の強制徴収の方法を定めたこと、(八)会計その他に関し詳細な規定を設けたこと等であつて、急激な変化を与えることを避け、おおむね旧来の慣行に法律的根拠を与えたものであつた。

会の事業の主なものには教育で、警備、勸業がこれに次ぎ、土木、衛生、地方改良、救護、屠獸場等の公共事業も施設経営していた。

教育施設の主なものは、中国人児童の初等教育機関として、普通学堂の設置経営であった。満洲国の建国以来州内土着中国人子弟の向学心はとみに勃興し、就学児童の激増となり、各会とも校舎の狭隘を告げ、年々新增築を行ない、各会一ないし五校を経営する盛況であった。

三 南満洲鉄道附属地の地方行政

政府は南満洲鉄道株式会社に対し、明治三十九年八月、南満洲鉄道株式会社設立事務に関する外務、大蔵、逓信三大臣の命令書をもって、鉄道附属地における土木、教育、衛生等に関して必要な施設をなすべきことを命じ、同時にその費用を支弁するために、政府の認可を得て、附属地内の居住者に対し、手数料を徴収し、その他必要なる費用の分賦をなし得る特権を付与した。会社は明治四十年四月一日業務を開始するに当たり、地方経営を行なうため地方部を特設してその業務を主宰させることとしたが、右命令は単に南満洲鉄道株式会社に対する命令で、直接一般住民を拘束するものではなかったので、明治四十年九月左記のごとき「満洲附属地居住者規約」を制定して地方経営の根本を明らかにした。すなわち満鉄附属地居住者は、その区域内における施設に関し、または公共の利益のために制定する諸規則を遵守し、かつ公共費用の負担を分任する義務があること等を明定した。

その全文は左のとおりである。

南満洲鉄道株式会社附属地居住者規約

今般南満洲鉄道株式会社ニ於テ南満洲ヲ開発シ公共ノ利益ヲ増進スル為其ノ附属地ニ土木、教育、衛生等ノ施設ヲ為スニ付テハ附属地内ニ居住若ハ滞在シ又ハ土地建物ヲ有スル者ハ左ノ諸件ヲ遵守スヘキコトヲ承諾スルモノトス

- 一 会社カ其ノ施設ニ関シ又ハ公共ノ利益ノ為制定スル諸規則ヲ遵守スヘキハ勿論公益ヲ重シテ各自之ヲ負担スヘキコトスヘキ行為アル間敷キコト
- 一 会社カ施設スル营造物ハ各自ノ共用ニ供シ又公共事業ノ為要スル費用ハ課金トシテ各自之ヲ負担スヘキコト但シ其ノ共用ノ方法、課金ノ種類、分賦等ハ別ニ規則ヲ設ケテ之ヲ定ムヘシ
- 一 此ノ規約又ハ会社ノ諸規則ニ違反シ其ノ他公共ノ利益ヲ害スヘキ行為アリタル者ハ会社附属地ヨリ退去ヲ要求セラルルコトアルモ異議有ル間敷キコト但シ必要アル場合ニハ警察官ニ依頼スルコトアルヘシ
- 一 鉄道附属地ニ於テハ何レノ国人ヲ問ハス同様ノ待遇ヲ受クヘキハ勿論ナルニ付共ニ規約ヲ遵守シ和親協同ヲ旨トスヘキコト

南満洲鉄道株式会社の地方事務は、ひとり附属地の公共事務にとどまらず、社有土地建物貸付等の事務をも処理を要したため、その実施機構は時勢の進展に伴い幾変更があったが、附属地行政権を満洲国に移譲する当時に

は、本社地方部の下部組織として地方十三箇所（瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、鉄峯、開原、四平街、公主峯、新京、本溪湖、安東）に地方事務所をおいていた。

地方事業に要する費用は、本社および地方事務所の総経費、各医院、中等以上の諸学校、大連および奉天図書館、水道、土地建物管理等の経費は全額を南滿洲鉄道株式会社が負担し、その他の一般公共事業費（道路、下水道、公園、初等学校、簡易図書館、公衆衛生、消防隊、墓地、火葬場等）は居住者より課金および手数料を徴収してその経費に充当し、なお不足する額を同社が負担する建前をとっていた。ただし、これは附属地全般を通じて行なわれたのではなく、附属地を公費賦課区および中間区の二つに分ち、公共施設が比較的整備し、居住者の経済能力の十分な地方は公費賦課区として公費を賦課するが、人口稀薄でまだ公費制度を実施する程度に達しない地方は中間区として公費を賦課せず、同社が費用を負担していた。

昭和十二年十二月一日附属地行政権を滿洲国に移譲するに際し、会社経営の初等中等教育機関は、すべて在満日本人学校組合経営に移され、その監督官庁として在満大使館教務部が設置された。しかして、在満大使館教務部は昭和十五年四月、在満教務部に改められ、関東局に設置された。

第三節 面積および人口

一 関 東 州

関東州は遼東半島の尖端に位し、東は黄海に、西は渤海に面し、南は廟島列島の飛石を隔て、山東半島とは海路わずかに八十海里の距離で相對している。

租借地の境界は、普蘭店の北方長陽寺会附近から、貔子窩の東方碧流河の附近に至る線以南の土地ならびに島嶼であつて、その広がりには、東は海洋島の東岸、東経百二十三度十三分十四秒、西は旅順山頭会の南角、東経百二十度五十八分八秒、南は旅順老鉄山高角の北緯三十八度四十三分二十秒、北は長陽寺会官家屯西北境の北緯三十九度三十三分三十七秒に及んでいる。すなわち緯度においては、山形県の鶴岡市附近から秋田県の中部にわたる線であり、経度においては台湾の真北に当る。

その面積は三千四百六十二平方キロメートル、丘陵起伏して平野に乏しく、年間平均雨量六百ミリ程度の寡雨地帯のため、河川の流域はきわめて狭く、水利の便に欠けている。しかし、海岸線の出入多く、その延長は千三百十二キロメートルに及び、黄海に面して、大連、旅順のごとき天与の良港を形成している。沿岸には平沙浅洲の発達が著しく、塩田の築造に適し、塩田面積は一万一千町歩を超えている。

第一表 関東州の種族別人口とその割合 (単位 人)

朝鮮人		中国人		外国人		計	
人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数
—	—	360,428	100	39	100	373,259	100
—	—	490,584	136	141	361	540,978	144
576	100	608,589	168	309	792	688,130	184
1,172	203	669,106	185	582	1,492	765,776	205
2,316	402	834,444	231	998	2,559	955,741	256
4,389	762	963,875	267	2,014	5,164	1,134,974	304
5,521	958	1,138,134	315	1,766	4,528	1,345,723	360
8,886	1,539	1,351,097	374	1,343	3,443	1,599,814	428

4年は年末現在、大正9年から昭和15年までは各年10月1日国勢調査、昭和20口調査による。

東州の都市と村落の人口比率および内地人の占めた割合 (単位 人)

市	市			村落		合計		
	旅順市	計		人口	割合	人口	割合	
割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
23	22,910	3	182,098	26	506,032	74	688,130	100
67	11,552	15	64,171	82	14,485	18	78,656	100
	50.4		35.2		2.8		11.4	
26	26,811	4	229,732	30	536,044	70	765,776	100
80	11,836	12	88,079	92	7,837	8	94,916	100
	39.7		38.3		1.4		12.4	
30	33,933	4	326,485	34	629,256	66	955,741	100
82	13,503	11	109,892	93	8,091	7	117,983	100
	39.7		33.6		1.3		12.3	
33	34,690	3	411,699	36	723,275	64	1,134,974	100
83	13,860	9	150,582	92	13,214	8	163,796	100
	39.9		36.5		1.8		14.4	
46	35,555	3	650,938	49	694,785	51	1,345,723	100
89	13,248	7	192,130	96	8,172	4	200,302	100
	37.2		29.5		1.1		14.8	
47	40,341	3	786,567	50	813,247	50	1,599,814	100
87	14,003	6	213,844	93	14,664	7	228,508	100
	34.7		27.1		1.8		14.2	

年次	内地人	
	人口	指数
明治39	12,792	100
大正 4	50,253	392
9	78,656	614
14	94,916	741
昭和 5	117,983	922
10	163,796	1,280
15	200,302	1,565
20	228,508	1,786

備考：明治39年および大正年は3月末現在の戸

第二表 関

年次	都	
	大連	人口
大正 9	159,188	
うち内地人	52,619	
同割合(%)	33.0	
大正 14	202,921	
うち内地人	76,243	
同割合(%)	37.5	
昭和 5	292,552	
うち内地人	96,389	
同割合(%)	32.9	
昭和 10	377,009	
うち内地人	136,722	
同割合(%)	36.2	
昭和 15	615,383	
うち内地人	178,882	
同割合(%)	29.0	
昭和 20	746,226	
うち内地人	199,841	
同割合(%)	26.7	

関東州は、面積こそは奈良県と相伯仲するにすぎないが、黄海に面し全長五千五百メートルに及ぶ埠頭岸壁に三千トン以上の汽船を同時に四十隻繋留荷役する能力のある東洋屈指の港灣設備を完備した大連の存在は、広大なる背後地を控えた貿易の門戸として、南満洲経済活動の中核地帯となり、内外人の来住は、年とともに急激に増加した。

すなわち、昭和二十年三月末の関東州の総戸数二十七万三千戸、人口百五十九万九千人を、施政当初の明治三十九年末の総戸数五万七千五百戸、人口三十七万三千人に比較すれば、戸数において四・七五倍、人口において四・二八倍の増加を示した。昭和二十年三月末の数を大正十四年末の総戸数十二万戸、人口七十五万七千人と比較し、昭和年代二十年間の増加割合を示せば、戸数において二・二七倍、人口において二・一一倍である。

昭和二十年の人口密度は一平方キロ四百六十二人に達し、内地、朝鮮、台湾のいずれと比較するも遙かに稠密

関東州の職業別人口構成ならびにその増加の趨勢 (単位 人)

7	10		15		17		
	指数	人口	指数	人口	指数	人口	百分比
100	437,246	104	474,260	113	511,804	122	32.3
100	56,493	109	64,577	124	68,393	132	4.3
100	7,438	145	18,677	366	25,361	497	1.6
100	154,045	130	241,365	203	306,204	258	19.3
100	152,433	128	174,631	146	198,282	166	12.5
100	110,397	161	124,373	182	107,092	156	6.8
100	74,858	134	118,816	213	151,842	273	9.6
100	18,669	164	24,619	216	31,154	274	2.0
100	87,053	89	123,179	126	140,569	144	8.9
100	21,512	121	28,725	161	42,883	241	2.7
100	1,119,870	116	1,393,222	144	1,583,584	164	100

であった。

明治三十九年末現在人口を基準として、内地人、朝鮮人、中国人および外国人に区分し、それぞれ増加の趨勢ならびに増加率を示せば、第一表のとおりである。

関東州の人口構成は大正の末年においては都市に三〇パーセント、村落に七〇パーセントの割合であった。しかるに、市街地域の膨脹と移住者の著増により、昭和二十年には都市の人口が、総人口の約五〇パーセントを占めるに至った。ことに内地人はその大半が大連、旅順両市に集中し、昭和十五年においては関東州在住内地人の約九六パーセントが両市に居住していた。総人口に対する内地人の割合は一四・八パーセントを超えなかったが、大連、旅順両市においてはなおおむねその三分の一程度を内地人が占めていた。

都市と村落の人口比率およびそのうち内地人の占めた割合は第二表のとおりである。

第三表

区 分	昭 和	
	人	口
農 業	416,791	
水 産	51,834	
鉱 業	5,096	
工 業	118,404	
商 業	118,880	
交 通	68,286	
公 務	55,552	
家 事	11,350	
その他の有業者	97,176	
無業者	17,777	
合 計	961,146	

二 南満洲鉄道附属地

南満洲鉄道附属地は大連—新京の七百一キロメートル、奉天—安東の二百六十キロメートル、その他旅順線、營口線、煙台線、撫順線、吾妻線、甘井子運輸線等の百六十七キロメートルを合わせた千二百二十九キロメートルにわたる南満洲鉄道用地および市街用地であって、関東州外におけるその面積は二百九十八平方キロメートルであった。鉄道用地の境域は、関東州外においては、鉄道の両側を合わせて、大体六十二メートルであったが、市街地その他特殊の事情のある地方においては、相当広濶な面積を有していた。

南満洲鉄道附属地行政権は、昭和十二年十二月一日満洲国における治外法権の撤廃と同時に満洲国に移譲されたので、同日をもって明治三十九年以来三十一年余にわたる日本の行政に終止符が打たれたのであるが、満洲の

南満洲鉄道附属地人口増加の趨勢 (単位 人)

朝鮮人		中国人		外国人		計	
人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数
—	—	7,675	100	0	—	11,496	100
—	—	60,225	784	181	100	95,251	828
5,205	100	144,901	1,887	437	241	231,438	2,013
9,110	175	186,997	2,436	2,213	1,222	288,298	2,507
15,986	307	246,998	3,218	2,012	1,111	372,270	3,238
32,081	616	296,989	3,869	1,198	661	522,689	4,546

1 日国勢調査の結果による統計。

大都市は、哈爾濱、吉林を除くほか、奉天、新京、安東、鞍山、撫順等ことごとく満鉄沿線もしくはその附近に位置し、これがため附属地は、満洲文化、経済の中心地帯の観を呈していた。

すなわち、明治三十九年十二月、南満洲鉄道株式会社が大連に創立された当時の附属地は、全域を通じて戸数千九百八十九戸、人口一万一千四百人にすぎず、鉄道沿線の要所に設けられた駅舎の附近に、わずかに鉄道従業員の宿舎が点在するほかはほとんど人煙稀な荒野であった。しかるに、いったん日本の行政下に入るや、五族安居樂業の新天地として年々定住者が増加し、昭和十年十月一日の国勢調査の結果によれば、戸数九万一千三百戸、人口五十二万二千人に達し、戸数において四十六倍、人口において四十五倍余を示す盛況を呈した。

附属地人口増加の趨勢を、内、鮮、支およびその他の外国人に区分して示せば第四表のとおりである。

第四表

年次	内地人	
	人口	指数
明治39年末	3,822	100
大正4年末	34,845	911
大正9年末	80,895	2,116
大正14年末	89,978	2,354
昭和5年末	107,274	2,806
昭和10年末	192,421	5,034

備考：大正9年以降は各年10月

第四節 交通

一 水 運

関東州には大連、旅順、普蘭店の三開港場のほか多数の小港がある。これらの小港にはなんらの人工的施設がないため、わずかに小型船もしくは戎克が出入するのみである。旅順は軍港として著名であるが、商港としては、大連港の補助港としてわずかに命脈を保っていたにすぎない。大連港は施設、経営ともに南満洲鉄道株式会社がこれに当り、港内の浚渫、築堤、岩壁は完成の域に達していた。普蘭店港は主として塩の輸出港として昭和八年十月開港されたのであった。

大連港

大連港は遼東半島東南の大連湾に位し、南北三山島が湾口を制しているため、水は深く、天然の良港を形成している。幾多の定期航路により欧亜の各港と連絡し、陸は南満洲鉄道の起点となって遠く歐洲に通じ、海陸連絡の要衝に当る東洋第一の自由貿易港であった。大連は往時青泥窪と称する一漁村にすぎなかったが、明治三十一年ロシアが旅順に一大軍港を建設すると同時に、大連に一大商港の建設を企図し、海面を画して人工的築港を行な

ったのははじまる。わが占領当時の築港工程は、予定計画の二、三割にすぎず、船舶繫船壁の延長もわずかに千六百三十六メートルで、二千トン級六隻、五千トン級五隻程度の繫船能力であった。南満洲鉄道株式会社は明治三十九年九月、関東都督府より大連港の施設経営の委任を受けるや、築港事務所および埠頭事務所を併置して、前者においてもつばら工務を、後者は港内一般船舶の着離、貨物の積卸・保管に関する一切の経営に当った。南満洲鉄道株式会社が、昭和十年末までに港湾諸施策に投下した資金は約七千五百万円に達した。その結果大連埠頭および棧橋の総延長は五千五百メートルに達し、二万トン以下の中汽船約七十隻を繫留することができる世界有数の大貿易港となった。昭和十三年中の入港船舶は汽船五千二百八十五隻、帆船六千四百五十一隻、計一万一千七百三十六隻千五百四〇万トンであった。

旅順港

旅順港は遼東半島の最南端に位し、歴史的に著名であると同時に満洲唯一の不凍港である。

ロシアは旅順を東方政策の策源地と定めてこれを軍港となし、水陸の防備を堅め、東洋艦隊の根拠地として金城湯地とすべく工事を急いだ。日露国交断絶によって中止のやむなきに至った。わが国が租借権継承後は、旅順を軍港となし、港内には外国艦船はもとより、わが商船の出入通航も許さなかったが、明治四十三年七月一日から西港を開放して、一般船舶の出入を許して始めて商港となった。これに伴って南満洲鉄道株式会社は木造棧橋、浮棧橋、岸壁等を築造して石炭輸出専用に供し、六千トン級以下の船舶を同時に四隻繫留し得る設備をなした。昭和十五年中の入港船舶は汽船五百五十隻、帆船九千三百三十九隻、計九千八百九十二隻五十二万二千トンであった。

普蘭店港

普蘭店港は関東州と対岸の復州とに囲繞された渤海に面した港湾で、港口には大小十数の島嶼があり、ことに復州寄りには関東州管内の西中島、鳳鳴島、交流島等のいわゆる五島が一群を成している。港内は遠浅のため産塩地として利用され、復州の海浜には良質の粘土と石炭を産する。当港内は関東局の予算をもって浚渫し、塩積取船の錨地二カ所、石炭積取船および粘土積取船のためそれぞれ各一カ所の錨地を設けた。当港の一般積取船の荷役はすべて沖荷役であった。昭和十五年中の入港船舶は汽船三百八十隻、帆船六百六十九隻、計千四十九隻五十三万トンであった。

航路

わが租借前における満蒙の特産物はわずかに大豆、豆粕の少量にとどまり、営口より南支方面および日本方面に仕向けたにすぎなかったが、爾来、豆油、石炭、銑鉄、雑穀等がとみに増加し、ことに大豆油は明治四十一年欧米に販路を開拓して、不定期船で続々輸出されるに至った。

定期航路としては満洲近海、上海および日本方面はもとより、遠く欧米とも航路が開かれ、昭和九年末においては日本船舶によるもの四十五線、諸外国の船舶によるもの二十六線、総計七十一線の多数に達した。日本船舶

による定期航路線名をあげれば次のとおりである。

大連汽船定期航路

大連—青島—上海線。大連—天津線。安東—天津線。大連—竜口線。大連—ころ島線。營口—大連—台湾線。營口—大連—裏日本線。大連—名古屋—横浜線。營口—大連—阪神線。營口—大連—北鮮線。

大阪商船定期航路

大阪—大連線。高雄—天津線。ニューヨーク線。日本—欧州線。カルカッタ線。

日清汽船定期航路

支那沿岸線。

日本郵船定期航路

リバプール線。ハンブルグ線。ニューヨーク線。カルカッタ線。根室—青島—大連線。

近海郵船定期航路

鹿児島—長崎—大連線。台湾—大連—朝鮮線。横浜—天津線。横浜—營口線。

朝鮮郵船定期航路

朝鮮—長崎—大連線。朝鮮—北支那線。

阿波国共同汽船定期航路

大連—芝罘—青島線。大連—芝罘線。大連—芝罘—仁川線。大連—芝罘—鎮南浦線。

島谷汽船定期航路

朝鮮—北海道—大連線。大連—根室線。

原田汽船定期航路

大連—瀬戸内海線。

松浦汽船定期航路

大連—芝罘線。

北九州商船定期航路

九州—西鮮—大連線。

川崎汽船定期航路

横浜—大連線。

三井物産定期航路

内地—大連線。

大連海運定期航路

大連—長山列島—皮子窩線。大連—柳樹屯線。大連—大孤山線。大連—甘井子線。

満鉄会社定期航路

大連—甘井子線。

置籍船

昭和十五年末現在における関東州置籍船舶は次のとおりであった。

汽船	一九〇隻	二八七、〇〇〇トン
帆船	三二二隻	一七、〇〇〇トン
計	五一二隻	三〇五、〇〇〇トン

(注) 汽船のうち五百トン以上は七十五隻二十七万五千トンを占めていた。

二 鉄 道

満洲は現世紀の初頭までは、ほとんど文明社会から忘れられた狩猟、放牧を業とする無涯無辺の未開の広野にすぎなかったが、南満洲鉄道を中心とする交通網の発達により、豊富な天然資源の開発と沃野の開墾を促し、鉄、石炭、農産物の大産地を現出した。

関東州の産業経済が、きわめて短時日に偉大なる発展をとげたのは、大陸の奥地深く延びた一千キロメートルにおよぶ南満洲鉄道を根幹とする交通経済発達の賜であった。

第五表 南満洲鉄道株式会社線営業キロ数および広軌開通年月
(単位 キロメートル)

路 線	営業キロ数	広軌開通年月
幹線 { 京 奉 線 (大連~新家屯)	704.3	明41. 5
支線 { 旅 順 線 (周水子~旅順)	260.2	明44. 11
支線 { 營 口 線 (大石橋~營口)	50.8	明40. 12
支線 { 煙台炭砒線 (煙台~煙台炭砒)	22.4	明41. 5
支線 { 撫 順 線 (蘇家屯~撫順)	15.6	"
支線 { 渾 榆 線 (渾河~榆樹台)	52.9	"
支線 { 入 船 線 (沙河~入船)	4.1	"
支線 { 吾 妻 線 (大連~吾妻)	4.1	昭 6. 11
支線 { 甘 井 子 線 (南関嶺~甘井子)	2.9	昭 6. 9
営業キロ数総計	11.9	昭 5. 10
	1,129.1	

南満洲鉄道

南満洲鉄道の沿革を述べれば、明治二十九年清国政府と露清銀行との間に締結された東清鉄道敷設および経営に関する契約によって、ロシアは東清鉄道の敷設権を獲得し、次いで、明治三十一年三月、関東州の租借権および哈爾濱より大連、旅順に至るいわゆる東清鉄道南部線の敷設権を得、明治三十六年開通をみるに至った。ここにおいて、ロシアの極東政策はとみに露骨を加え、東洋の平和を脅威するに至り、ついに日露戦争となった。その結果明治三十八年ポーツマス条約によりわが政府は、長春(寛城子)、旅順口間の本支線およびこれに附属する鉅山その他の財産をロシア政府より継承するに至った。

本鉄道は元来五フィートの広軌であったが、わが第二軍が金州附近において、鉄道線路に進出して以後は、野戦鉄道提理部の占領管理するところとなり、三フィート六インチの狭軌に改築して、軍事輸送の急施に応じた。また安奉線すなわち安東—

奉天間の鉄道は、わが鉄道大隊が、明治三十七年八月に起工し、翌三十八年十二月に工事を終わり、運転を開始した二フィート六インチの軽便鉄道であった。

本鉄道全線は明治四十年四月一日に野戦鉄道提理部から南満洲鉄道株式会社に引き継がれたが、これより先、会社はその経営開始の日から三年以内に四フィート八インチ半の広軌線路に改築することを政府から命ぜられた。会社は工事の困難をきわめた安奉線を除いては翌四十一年五月までに広軌に改築を終えた。

また大連―新京の複線工事は、明治四十年五月起工以来二十七年の長歳月を経て、昭和九年九月に完成しその開通をみた。

昭和十年末における満鉄社線を挙げれば、第五表のとおりである。

金福鉄道

株式会社金福鐵路公司の経営する金州と、皮子窩北方の関東州境の町城子疃を結ぶ百二・一キロの鉄道で、昭和二年八月完成し運行を開始した。本鉄道は将来安東まで延長して遼東半島の海岸線とする計画であった。

三 自動車運輸

関東州における定路線による旅客運輸営業は、大正十三年十月創立の旅大自動車株式会社の旅順―大連の乗合自動車が最初であって、後に南満洲電気株式会社（後に社名を大連都市交通株式会社と変更）がこれを買収して昭和

二年六月営業を開始し、道路の完成と相まって長足の発達をとげた。

州内における乗合自動車の許可路線キロ程は次のとおりであった。

大連市内（五十三・一キロメートル）、旅順市内（五・四キロメートル）、大連―旅順（海岸通）（四十八キロメートル）、同（裏通）（五十七・五キロメートル）、旅順―双島湾（十四キロメートル）、旅順戦跡（三十五・四キロメートル）、大連―金州（三十一キロメートル）、大連―甘井子（十八キロメートル）、大連―周水子（八・八キロメートル）、黒石礁―小平島（六・一キロメートル）、金州市内（六・五キロメートル）、金州―普蘭店（四十三・七キロメートル）、普蘭店―皮子窩（四十一・七キロメートル）、計三百六十九・二キロメートル。

四 航 空

関東州の航空輸送は大正十五年日本航空株式会社が大連・大阪間の航路を開設したのが最初である。関東庁は昭和五年九月周水子陸軍飛行場を借り受けて大連飛行場を設け、航空機の発着に関する事務を掌るとともに、ラジオビーム等航空機の無線誘導装置を完備しその他必要な施設をなした。主たる航空路は次の二線であった。

東京―大連線 昭和三年十一月に創立された日本航空輸送株式会社は、昭和四年四月東京・大連間に定期航空輸送を開始し、大連・福岡間を毎週三往復運航したが、昭和五年四月よりこれを六往復に増加し、その後昭和八年十一月東京・大阪間に夜間飛行が開始されると同時に東京・大連間の発着運航時間をも改正し、夏季において

は郵便物は東京・大連間、旅客は大阪・大連間をいずれも即日輸送した。

大連―滿洲里線 昭和七年十一月滿洲国法人として創立された滿洲航空株式会社の滿洲の南北を貫く幹線で、奉天、新京、哈爾濱等で多くの支線と連絡した。ここにおいて滿洲国内各枢要地間に航空による連絡が可能となった。

五 道 路

関東州がわが国の統治に移った当時、州内の道路としては、旅順より金州を経て北方に通ずる一条の奉天街道があったのみで、道路と称すべきものはほとんどなく、州内各都邑間の交通は、おおむね河床を利用した自然道によった。これらの河床は一年を通じて大部分水量きわめて少なく、はなはだしきは全く流水をみないが、夏季降雨に会えばたちまち氾濫漲溢して交通は一時に杜絶し、しかもその後数旬は泥濘車軸を没し、車馬の通行不能で、その不便と苦難は実に名状し難いものがあった。

わが施政後地方文化の向上、産業の開発および警備上道路整備の急務なることを認め、租借継承後は庶政多端のうえ市街地道路の整備に追われ、しばらくは露治時代の在来道路を補修するにとどめた。大正元年福島安正大将関東都督に任命されるや、直ちに州内幹支線道路築造計画を樹立し、同年着工して大正四年ほぼその完成をみた。これを通称福島道路と呼んだ。道路は幹線を幅員七・二七メートルとし、支線は三・八メートル内外を

標準とし、橋梁はおおむね木橋で橋脚を粗石積とした。この道路は、その後交通の頻繁あるいは自動車の出現等に伴い根本的に改築された。主要道路は次のとおりである。

旅大南道路 旅順市と大連市との交通連絡は政治、経済、運輸等の点よりみてきわめて重要であったにかかわらず、従来両市を結ぶ唯一の交通路線として、鉄道が存するのみであった。よって大正十年旅大間の南海岸に沿って道路の新設に着手し、同十三年十月完成した。この道路の構法は、後に関東州の幹線道路のすべてが、これにならったのであるが、道路を自動車道と荷馬車道に区別し、自動車道はターマダム式碎石道路で荷馬車道は碎石道路とし、両側に並木を植栽した。星ヶ浦・小平島間の幅員は十・六メートル、その他は九・九メートルで、延長三十五・六キロメートル、工費は百三十五万円であった。

旅大北道路 本道路は旅順より周水子、金州、普蘭店を経て、遠く奉天街道に連結する関東州内枢要幹線道路で、古く清国時代の開通に係り、構築不完全で辛うじて人馬の往来に支障がない程度にすぎなかったが、昭和三年工費四十五万円に根本的改築に着手し、四カ年の星霜を経て完成した。その延長四十一キロメートル、ゴム輪車道と荷馬車道に区分し、また並樹を植栽した。

大連・金州間道路 周水子方面一帯の発展著しく、住宅経営ならびに各種工場の建設が盛んになったので、大連・周水子間と周水子・金州間に区画し、大正十四年八月着手し、昭和四年七月完成した。

大連・周水子間は延長四・四キロメートル、路面を自動車道と荷馬車道に区別し、自動車道はターマダム式碎石

道でコイルター舗装を施し、荷馬車道は馬車通行の習慣性を利用し、轍敷に往復別路として四条の花崗石を敷設した。路幅は将来の拡張を予想し、敷地を三十二・一メートルとした。工費三十万円を要した。

周水子・金州間は延長二十三・一キロメートル、幅員十一メートルないし十二メートルの碎石道路で、工費は二十一万五千余円を要した。

金州・普蘭店間道路 本道路は大連・金州間道路の延長線で、構造も大体これに準じている。昭和四年六月着手して同六年完成したが、延長四十二・六キロメートル、工費三十二万五千余円であった。

幹線道路としてはこのほかに、普蘭店・皮子窩間、皮子窩・城子疇間、周水子・甘井子間等があった。

かくして日本統治四十年間に施政前の劣悪な道路は、欧米諸国の道路に比較するも全く遜色のない程度の美道と化した。昭和十年末現在における関東州内の道路の総延長は二千八百五キロメートル、路面面積千九百八十三万九千平方メートルに達していた。

第五節 教 育

一 沿 革

1 関東州の教育

関東州における邦人教育の施設は関東州民政署時代、すなわち、明治三十九年五月大連および旅順に小学校を設置したのがその濫觴であるが、開校当時の児童数は大連七十五名、旅順五十六名にすぎなかった。一方土着中国人子弟の教育施設は、邦人教育施設に先じて明治三十八年六月大連公学堂を、同年九月金州公学堂南金書院の設立をみた。当時の生徒数は両学堂を合わせて百七十七名を算するにすぎなかった。

爾来、管内人口の急激な増加に伴い、小学校はほとんど三年に二校、公学堂は三年に一校の割合をもって新增設をみた。明治四十二年、四年制工業専門学校として旅順工科学堂が創設され、中学校、高等女学校、実業学校等相次いで開設されるに及び、満州における邦人教育機関はようやく体系を備えるに至った。

これらの教育機関はひとり邦人子弟に限ることなく、中国人子弟の入学も許可されたが、州内中国人の民度の向上は逐年向学心を盛んならしめ、その子弟の中等教育機関の整備を必要とするに至ったので、大正十二年大連商業学堂、金州農業学堂が設立され、その後相次いで男女の諸中等教育機関の開設をみた。これより先、大正十一年、旅順工科学堂を昇格して旅順工科大学を設立し、予備科、予科を設けて日中入共学制とするに及んで、対中国人教育機関の体系も備わるに至った。

2 南満洲鉄道附属地の教育

明治三十九年南満洲鉄道株式会社に対する政府命令書において、鉄道附属地における土木、教育、衛生等に関し、必要な施設をなすべきことを命ぜられた結果、附属地内における教育施設は会社において経営することとな

った。その結果会社は従来居留民会で経営していた瓦房店、大石橋等の小学校四校を明治四十年十月会社の経営に移したが、当時の生徒数は三百九十六人にすぎなかった。

中国人子弟に対する教育施設としては、明治四十二年六月蓋平に創設した公学堂をもって嚆矢とする。

爾来、会社は附属地における教育の振興に努め、当初はもっぱら普通教育に力を注いだが、漸次これを高等教育に及ぼす方針を採った。また中国人子弟の教育に留意し、序を追って日中人の中等教育機関より、商工農鉱の実業教育機関、医学、工学の専門教育機関を設立し、大正十一年奉天に滿洲医科大学の設立をみるに至り、学制の体系は整然となるに至った。

二 教育制度

関東州および南滿洲鉄道附属地における学制を概説すれば日本人教育、中国人教育の二大系統をなし、さらにこれを経営主体により区分すれば、関東州内の教育施設は、おおむね関東局の経営するところにして、附属地の教育施設は少数の私立学校を除いてはすべて南滿洲鉄道株式会社経営にかかり、関東局はその学事について監督の任に在った。

1 日本人教育

内地人教育に関しては小学校、実業補習学校、中学校、高等女学校、実業学校、高等専門学校、大学等すべて

内地の諸法令を採用準拠していたから、内地の同種各学校と異なるところはなかった。ただ滿洲における小学校教育は全く自由教育で、就学を強制しなかった点は、内地学制に比し大いに差異があるが、在住民の子弟教育に対する熱心は、実際上はなんら強制を要せず、就学率はほとんど一〇〇パーセントであった。

朝鮮人教育についてはおおむね朝鮮総督府普通学校規程に準拠した。

2 中国人教育

中国人教育の施設としては初等教育機関として普通学堂、公学堂、公学校があり、中等教育機関としては実業学堂、高等公学校等があった。普通教育、実業教育は日滿人分離主義を採り、高等、専門教育は共学の制を採った。普通教育において分離主義を採ったのは、現地中国人に対し教育上の差別待遇をしたのではなくて、短日月に自国の言語、文章に通じ、風俗習慣を解し、實際生活に適應する知識を授けるうえにおいて日中人を分離教育することが優っているからであった。例外として、教育上支障がない限り、中国人子弟が小学校、中学校、高等女学校、実業学校等日本人教育の各学校に入学することを認め、他方、土地の状況または学校の種類によっては中国人教育の学校に日本人を収容することもできた。初等教育は日中両国の学制を参酌して教育の要旨、修業年限、学科、科目および程度を定め、努めて中国人の民度習慣に適合させた。

3 学校教員の資格および待遇

滿洲における学校教員は当初は内地において現に教職に従事している優良な教員の中から採用したが、児童生

徒の急激な増加に伴い、漸次必要とする教員の補充に困難を感じるに至ったため、南満洲鉄道株式会社は奉天に教育専門学校を、関東局は旅順、新京、牡丹江と逐次師範学校を増設したほか、旅順工科大学に数学、物理、化学の臨時教員養成所を設け、現地に適応する教員の養成につとめた。

関東局設置の小学校、公学堂、中学校、高等女学校、高等公学校、高等専門学校、工科大学の教職員は教育事務へ従事する文官、すなわち官吏であった。南満洲鉄道株式会社経営の小学校、中学校、高等女学校および新京商業学校ならびに大連市その他の設立にかかる在外指定学校の教職員は、特に文官と同一の待遇を受ける恩給法上の教育職員であった。

4 附属地行政権を満洲国へ移譲後の教育

昭和十二年十二月一日満洲国における治外法権の撤廃および南満洲鉄道附属地行政権の移譲により、

- (1) 従前の南満洲鉄道附属地における満中人の教育を満洲国に移譲し、
- (2) 南満洲鉄道附属地の日本人教育行政と附属地外の従前の外務省所管の日本人教育行政をあわせ一括して在満日本大使館教務部において掌理することとし、
- (3) 朝鮮人教育については旧南満洲鉄道附属地に存した十四校を日本側において経営することとし、
- (4) 治外法権撤廃後においてなお日本国に保有することとされた日本人教育および保留された朝鮮人教育機関経営のため在満学校組合および在満学校組合連合会が設立された。

その後昭和十五年四月十五日、在満大使館において掌理されていた在満日本人教育事務はすべて関東局に移管され、関東局へ設置された在満教務部においてこの事務を行なうこととなった。したがって同月以後の教育行政組織は、関東州にあつては、初等教育機関は市長または民政署長が第一次に監督し、中等教育機関は関東州庁長官が第一次に監督し、大学高等専門学校は満洲国駐劄特命全権大使が直接に監督した。また在満教務部管下すなわち関東州を除く全満洲国の領域内にあつた初等学校より大学まですべて大使の直轄監督するところとなった。

関東局諸学校の増加の趨勢は第六表のとおりであった。

第六表 関東局諸学校増加趨勢

一 関東州

一 初等教育

	(1) 小学校(俸給国費負担、事務費は地方費または市費負担)		
	校数	学級数	職員数
大正十四年	一八	二五七	三三九
昭和 五年	二一	三四六	四二一
同 十年	二五	四五三	五八六
同 十六年	二七	五二六	六三八
			二二、一四一
			二二、四三〇
	(2) 公学堂(俸給国費負担、事務費は地方費または市費負担)		
	堂数	学級数	職員数
大正十四年	一〇	一四四	二二二
昭和 五年	一一	一八五	二四四
			六、〇二六
			九、二二七

児童生徒数

児童生徒数

(3) 普通学堂(会立)		二 中等教育		(1) 中学校(官公立)		(2) 高等女学校(官公私立)		(3) 商業学校(私立)			
同 十年	同 十六年	同 十年	同 十六年	大正十四年	昭和 五年	同 十年	同 十六年	大正十四年	昭和 五年	同 十年	同 十六年
一三	一八	一一〇	一一一	三	三	四	五	三	四	四	七
二二七	三七九	四三六	八四三	三七	五四	六四	一〇五	四七	五四	六五	一二
三一九	四八二	四四五	九一二	一〇一	一〇三	一四一	一六一	九八	一〇二	一三〇	一九六
一四、五三三	二四、〇九四	一八、七四九	四九、七二五	一、五九七	二、三一二	三、二九一	五、〇六六	一、八七二	二、三八二	三、一〇五	五、九四〇

(4) 工業学校(官立)		(5) 実業学校(公立)		(6) 農業学校(官立)		(7) 盲啞学校(官立)	
大正十四年	昭和 五年	同 十年	同 十六年	大正十四年	昭和 五年	同 十年	昭和 十六年
一	二	二	二	一	一	一	一
二一	二二	二七	二九	八	一一	八	二
三六	四二	五四	五〇	一五	二四	二一	一〇
一、〇六六	一、二四〇	一、三三二	一、五五一	二九四	三六七	三八三	一〇〇

(8) 青年学校(昭和十六・五・一現在)		同十六年	一	一四	二〇	一一〇
		校数	一	一四	二〇	一一〇
		学級数	八	八二	一〇九	二、二三三
		職員数	七	一一二	三三〇	四、〇三五
(9) 家政女学校(官立)		計	一五	一九四	四三九	六、二六八
		校数	二	二	二	二
		学級数	二	二	二	二
		職員数	二	二	二	二
(10) 高等公学校(官立)		同十六年	二	五	九	一一三
		同十年	二	五	〇	一四六
		昭和五年	二	二	一三	三〇
		大正十四年	一	二	二	二
		昭和五年	一	七	一九	一六一
		同十年	一	七	一八	二四三
		同十六年	二	一六	二〇	二八四
(11) 師範公学校(官立)		同十六年	二	一六	三五	六八一
		昭和五年	一	九	二〇	一九二
		大正十四年	一	九	二六	二一九
		同十年	一	七	二七	一八八

(12) 実業公学校(官立)		同十六年	一	一二	三六	三五五
		大正十四年	二	六	二一	二二三
		昭和五年	二	六	二三	一六七
		同十年	二	六	二五	二六〇
		同十六年	二	〇	二九	五二八
(1) 大学および高等専門教育		三 大学および高等専門教育				
(2) 旅順工科大学(官立)		同十六年	一	一二	三六	三五五

区分	開始年月日	学生数				教職員数		
		大正十四年	昭和五年	昭和十年	昭和十六年	大正十四年	昭和十年	昭和十六年
工学部	大正十五・四	中日 一八四	中日 一五一	一四 四五	二四	七五	一三六	
予科	大正十二・四	中 四〇	一 五五	一 〇二	三三	二九	二四	
予備科	大正十一・八	中日 一九四	三 五九	三七 二七	四六	一〇四	一六〇	
計								

(2) 旅順高等学校(官立)昭和一五・四・一五開設、昭和一六・五・一現在

文科	理科	学級数	職員数	生徒数
六	四	一	一	二二八

(3) 大連経済専門学校(官立)(昭和一六・四・一五開設、昭和一六・五・一現在)
計 一〇 四九 三八二
学級数 一六 職員数 三〇 生徒数 四四七

(4) 南満洲工業専門学校(満鉄会社立)(昭和一六・五・一現在)
科 別 学級数 職員数 生徒数
建築工学科 三 一 五四
土木工学科 三 一 五八
農業土木工学科 三 一 四九
鉱山工学科 三 一 六一
応用化学科 二 一 四八
電気工学科 三 一 六九
通信工学科 二 一 四二
機械工学科 三 一 一〇六
計 二二 六六 四八七

(5) 旅順師範学校(官立)(昭和一六・五・一現在・昇格前)
学級数 職員数 生徒数
男子部 七 一 二七五
女子部 四 一 三五
専攻科 一 一 一三五
計 一二 五七 四四五

(6) 旅順医学専門学校(昭和一六・五・一現在・昇格前)
計 一二 五七 四四五

本科 学級数 職員数 生徒数
予備科 三 一 一三〇
計 四 二 一九

(7) 旅順臨時教員養成所(官立)(昭和一七・四・一七開設、昭和二〇・八・一五現在)

学級数 専任職員数 生徒数
数学科 四 六 一三〇
物理化学科 四 六 一三〇

関東州外在満教務部管下

一 初等教育

(1) 小学校(昭和一二・一二・一以降学校組合立)

年次	校数	学級数	職員数	児童生徒数
大正十四年	二二	二七〇	三二七	一〇、六六〇
昭和五年	三六	三七三	四七二	一五、二二二
同 十年	三九	六三四	七六四	二七、八八六
同 十四年	一七九	一、四八二	一、七四一	六一、九九三
同 十六年	二六八	一、九九二	二、一九六	七九、五九一
同 十九年	四一八	二、九〇六	四、〇一五	一一九、一四四

(2) 開拓地小学校

年次	校数	学級数	職員数	児童生徒数
昭和十四年	三三	七三	七四	一、六一一
同 十六年	二二九	六二六	六二九	一三、七九三

(3) 鮮系小学校		(4) 公学堂(昭和一二・一二・一以降滿洲国に移譲)		(5) 幼稚園	
年次	校数	学級数	職員数	園数	職員数
同 十九年	五二七	一、五九三	三、〇九〇	二四	六二
大正十四年	八	一	三三	二四	六二
昭和十四年	一四	一七五	一七一	二四	六二
同 十六年	一四	一八五	二二一	二四	六二
大正十四年	一〇	六二	九八	二	二六八
昭和 五年	一〇	六七	九五	一	九七五
同 十年	一	八八	一一七	二	二六八
昭和 五年	四	四五	一〇〇	一	〇三三
同 十年	五	六〇	一五九	一	七二〇
大正十四年	四	二六	五三	一	〇三三
昭和 五年	四	四五	一〇〇	一	七二〇
同 十年	七	一一九	二三六	一	二、八〇五
同 十四年	七	一一九	二三六	一	五、四〇九

(2) 高等女学校		(3) 実業学校		(4) 青年学校(滿洲開拓青年義勇隊特別青年学校を含む)		(5) 開拓地青年学校		
年次	校数	学級数	職員数	生徒数	校数	学級数	職員数	
同 十六年	一二	一六五	四三一	八、〇六八	昭 和 五 年	一	一〇	二七
同 十九年	一八	二八四	五一九	一三、九六〇	同 十 年	二	一九	三七
大正十四年	四	二七	五七	一、一一三	同 十 四 年	六	五五	一四二
昭 和 五 年	四	四二	八四	一、六六五	同 十 九 年	一五	一九三	三六三
同 十 年	六	六二	一二九	三、〇二五	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 四 年	一	一三九	二五八	六、六五七	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 六 年	一九	二〇〇	五二五	九、九四四	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 九 年	三〇	三六一	六八〇	一七、一三〇	青年学校	一五	一九三	三六三
大正十四年	四	二七	五七	一、一一三	青年学校	一五	一九三	三六三
昭 和 五 年	四	四二	八四	一、六六五	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 年	六	六二	一二九	三、〇二五	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 四 年	一	一三九	二五八	六、六五七	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 六 年	一九	二〇〇	五二五	九、九四四	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 九 年	三〇	三六一	六八〇	一七、一三〇	青年学校	一五	一九三	三六三
昭 和 五 年	一	一〇	二七	四〇九	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 年	二	一九	三七	三七四	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 四 年	六	五五	一四二	二、二一六	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 九 年	一五	一九三	三六三	八、八九九	青年学校	一五	一九三	三六三
昭 和 十 四 年	七	七五四	一七八	三三、二一五	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 六 年	二二	四〇七	一八三	五五、一五八	青年学校	一五	一九三	三六三
同 十 九 年	一一	一〇二	一六三	三六、二三六	青年学校	一五	一九三	三六三

第七表 関東州および南満洲鉄道附属地における各年度末現在商事会社（本社）概況
(単位 円)

年 度	関 東 州			満 鉄 附 属 地		
	会社数	払込は 資本金	資本金	会社数	払込は 資本金	資本金
明治40	2		26,000	—		—
大正 1	19		1,667,200	4		81,500
5	37		3,670,750	13		1,065,000
10	175		66,252,350	88		21,011,200
昭和 1	327		73,139,992	183		34,157,637
5	397		76,405,932	243		28,964,250
9	539		64,578,997	273		28,302,300
14	589		946,895,206	—		—
15	641		1,001,717,154	—		—

輸出品目の主なものは、満洲特産物の大豆、高粱、雑穀およびその加工品であつて、満洲事変前まではおおむね出超を示していたが、満洲国建国後は産業その他の建設資材、生活必需物資の急激な需要増加のために、加速度的に入超に反転した。建設資材以外の商品もまた各国より集り、さながら国際ダンピング市場の観を呈し股賑をきわめた。

日華事変勃発後数年間は、なお出入船舶船相衝む盛観を呈し、貨物の荷捌きが間に合わず、数十万トンの滞貨をさえみるほどであつた。しかるに、太平洋戦争勃発後は、船舶の往来もほとんど跡を絶ち、市況は極度に不振に陥つた。

元来地元の生産に乏しい関東州における商業は、常に貿易

によつて左右され、貿易の消長に伴い一進一退するほかなかつた。太平洋戦争中は相次ぐ統制強化のため、商業界の被る影響はきわめて甚大で、市内商舗は、あるいは閉鎖あるいは企業合同によつて余喘を保つほかない状況に陥つた。要するに関東州における商業の趨勢は貿易とその揆を一にする関係にあるので、詳細は貿易の項において察知することができる。

二 工業および鉱業

1 沿 革

関東州には過去において旅順、金州、皮子窩地方に油房、焼鍋、磨坊、窯業等農産物および鉱産物を原料とする粗工業が存在していたが、その規模は小さく、操作もきわめて幼稚であつて、ようやくその地方の需要を満たし得る程度であつた。

関東都督府および南満洲鉄道株式会社において、南満資源開発に関する調査、工業研究機関の設置、奨励金の下付ならびに海港発着特定運賃制度の制定等工業助長政策を実施するに至り、大連港を中心として、満鉄鉄道工場、日清製油株式会社、豊年製油株式会社、関東州小野田セメント株式会社、大連機械製作所、大連船渠鉄工株式会社等化学工業、機械器具工業を中心として各種の工場の設立を見るに至つた。特に大正三年歐洲大戦勃発するや大豆硬化油、石鹼、ステアリン塗料、硫化染料、陶器、燐寸、大豆油、硝子、綿糸布、麻袋、特殊鋼等の製造工業勃興し、南満工業界の黄金時代を現出するに至つたが、大戦終息とともに基礎薄弱なるものの倒産続出し、加うるに旧東北政権の排日貨政策に禍されて、恐慌状態に陥り、関東州特惠関税の恩典を有する工業のみ辛うじて操業を継続する実状であつた。

しかるに、昭和六年満洲事変勃発していわゆる満洲景気を現出し、各工業はにわかに繁忙を告げ、昼夜兼行し

作業に没頭するものお足らざるの盛況を呈し、生産設備の改善拡張をなすもの続出し、さらに満洲化学工業株式会社、満洲石油株式会社、満洲曹達株式会社、満洲大豆化学工業株式会社、関東州興業株式会社、満洲重機株式会社等の大規模の設備を有する新工業勃興し、この趨勢は支那事変発生時に伴いっそう拍車を加え、この地に工業用地を求めるものも相当数を加えるに至った。しかるに、関東州は工業用地が乏しいので、関東局および満鉄と相協力し、昭和十四年四月関東州工業土地株式会社を設立し、最も経済的効果的の大連港湾臨海工業地帯を造成し、関東州工業の発展を図ることとなった。

2 紡績工業

綿糸紡績は大正十三年金州に内外綿株式会社金州工場、大正十四年大連に満洲福紡株式会社設立され、創業の当初は相当の苦境に陥ったが、昭和四年日本内地への輸出が無税となり、つづいて満洲国の建国をみたので堅実な発展をとげた。

綿織物業は従来金州において中国人機業家によって家内工業の域を脱しない小規模の経営が行なわれ、主として大尺布粗布を製造していた。

麻織物業は大正六年大連に満洲製麻株式会社が設立されて以来、麻袋、麻糸、黄麻布等を製織し、過去幾多の隆替消長を繰り返したが、満洲国建国以来他の例に洩れず業績著しく好転した。また昭和二年前岡製綱株式会社が設立され、麻綱および帆布の製造を開始し、いずれも満洲における麻栽培の奨励と増産に伴いますます有望な

企業になっていた。

3 金属工業および機械器具工業

関東州の金属工業中最も著名なものは大華鋳業株式会社であった。同社は高速度鋼、特殊工具鋼、ニッケルクロム鋼、ダイス鋼、硬質ダイヤモンド代用合金等を製造し、斯界に貢献したところ大なるものがあつた。同社の研究により鉄鉱石より直接低温還元による純鉄の製造の如きは将来を囑望されたものであつた。

機械器具工業として特に注目すべきものは精密機械、工作機械、鋁山機械、化学機械等を製造するため設立された満洲重機金州工場の膨大な施設であつた。すでに一部は製造を開始し圧延機、水圧機、製鉄機械、鋁山機械等を製作していた。

精密微妙な重化学工業に欠くことのできない度量衡器製造には満洲計器株式会社大連工場が当っていた。銑鉄铸件では大連铸造所ほか数工場があり、主として鉄管、車両、暖房器具等を製造していた。各種鑄鋼品、砲金铸件、飛行機、自動車の部品製造工場の建設をもみた。鋸、釘、螺、製線は進和鉄工、建築金物等では満洲金物工場がその代表的なものであつた。

電気器具製造では満洲東京電気大連工場が最新式設備で電球を、義昌無線、沖電気が無線通信機を、川崎重工業大連電気工場が満鉄車両用電気部品を製造していた。

車両工業は大連が南満洲鉄道の起点である関係上、車両工業の歴史は古くまたその地盤も鞏固であつた。した

がって鉄道車両工場としては満鉄大連鉄道工場（明治四十年設立）のほか大連機械製作所（大正七年設立）、大連船渠鉄工（昭和十二年改組）および満洲車輛大連工場の四工場がそれぞれ車両の製作に当たっていた。自動車製造工業については計画は進められていたが、ついに実現に至らず、わずかに満洲自動車大連工場において組立作業を行なうにとどまった。自転車、運搬車は小規模ながら製造されていた。

造船業の代表的なものは大連船渠鉄工株式会社であった。良港を有し鋼材の入手が容易であるという、造船業の立地条件に恵まれている関東州に斯業の勃興をみたのは当然である。

太平洋戦争中は「臨時船舶急造計画」の目的に沿い標準型船舶の進水をみた。

4 窯 業

セメント製造業

関東州には良質の石灰石および粘土が豊富に埋蔵され、セメント製造には好適の条件を備えていた。この点に着目して、小野田セメント製造株式会社は、明治四十年大連西郊周水子に工場を設置し、明治四十二年から操業を開始した。その後、満洲土建界の発展、南洋方面の需要の台頭、満洲国の産業開発計画の実施に伴う需要の激増に伴い数次にわたり生産設備の拡張を行ないその充足につとめた。

硝子製造業

硝子工業は、大正七年満鉄窯業試験場内に硝子工場を設け、満洲産原料を使用し、普通曹達硝子製造の研究を

開始したに始まり、その試験の結果、好成绩を収めたので大正十四年大連窯業株式会社を設立して、耐火煉瓦および硝子の製造に着手した。さらに昭和三年同社の硝子工場を分離して南滿硝子株式会社を創立し、輸出向食卓用品類、壺類、ゲージ類その他高級硝子を製造した。

板硝子の製造については、大正十四年満鉄と旭硝子の共同出資の下に昌光硝子株式会社が設立された。同社は当初はラバー式を設置したが、昭和七年フルコール式に改造し、全日本の板硝子生産の約四割を占める生産をあげていた。

煉瓦および陶磁器製造業

関東州の建築は一般に煉瓦建であるため、煉瓦の製造は古より盛んで煉瓦工場としては川崎窯業、福昌公司、大連窯業、営口煉瓦、永順昌、東亜煉瓦、恩田煉瓦、奥野製陶等が著名であった。

耐火煉瓦の製造もまた満鉄窯業試験場の研究によって近代工業として発展した。すなわちその試験工場の研究完成と同時に、前述の大連窯業株式会社が設立された。当初はその製品は満鉄鉄道工場および南滿ガスに供給されていたが、鞍山製鉄所の設立後は同製鉄所に供給することを主眼として規模を大いに拡張した。

元来満洲には耐火材料がきわめて豊富で、関東州境に近い復州をはじめ、金州、烟台、本溪湖等に良質の耐火粘土を産出する。珪石も南滿洲至るところに産出し、特に関東州産は良質をもって聞えている。マグネサイト、ドロマイトは世界的に著名の産地である。その埋蔵量は三億トンと称せられている。

関東州産耐火煉瓦はマグネシアクリンカーとともに地場消費よりもむしろ日本向輸出が遙かに多く日本における重工業、軽金属工業に寄与したところはまことに大きなものがあつた。

5 化学工業

油房工業

関東州の油房工業は明治三十九年雙和機が操業を開始したのをもつて嚆矢とする。その後滿鉄の滿洲特産物に対する輸送政策が効を奏し、油房業は長足の進歩をとげ大正の始めには五十工場を算するに至つた。

第一次歐洲大戰勃発後の著しい活況、大戰終息後の沈滞等幾多の隆替を重ねたが、昭和五年頃から日本内地における大豆粕の代わりに硫酸の奨励、ドイツにおける製油工業の發達等により衰頹の徴が現われ、ことに滿洲国建国後特産專管公社の設立されるに及んで原料入手難に陥り、昭和十五年には全工場が操業休止の余儀なきに至つた。昭和十八年には業者の自發的創意に基づいて優秀工場六社を残し、その他を整理してようやく命脈を保つこととなつた。

かくて滿洲国建国前までは関東州工業の代表的存在で、全工業生産額の九〇ないし九八パーセントを占めていた油房工業の最後は、挽回の見通しもない斜陽産業と化した。滿鉄中央試験場におけるベンジンによる大豆油抽出の研究の成功に基づいて、昭和四年資本金一千万円をもつて一日大豆二百六十トンの処理能力を有する豊年製油株式会社大連工場が登場し、次いで同じく滿鉄中央試験場のアルコールによる大豆油抽出の新法発見により、

昭和九年一日大豆処理能力百トンの滿洲大豆工業株式会社が設立されたことは特筆すべきことである。

硬化油工業

第一次世界大戰の結果、グリセリンの輸入杜絶したため、火薬の製造に重大な支障をきたした軍部の懇願により、当時大豆油の硬化試験を行なっていた滿鉄中央試験場の研究を基礎として、大正五年大連油脂工業株式会社（後の滿洲油脂工業株式会社大連工場）が設立され大豆硬化油、グリセリン、ステアリン等の製造が開始された。同社製品は一時は歐洲向けで賑わつたが、滿洲国建国後は滿洲国、日本、南中国等を輸出の対象とした。

染料および塗料工業

染料工場としては大正九年の設立にかかる大和染料株式会社があつた。同社設立に当つては関東都督府は工場屋舎の貸与、機械購入資金の補助等積極的援助を惜しまなかつた。元來中国人は綿服を常用し、おおむね綿布の六〇パーセントは藍色、三〇パーセントは黒色、残余は白または雑色で無地が普通である。従来使用されていた黒色染料は、滿鮮国境産の山楓の浸出液が用いられていたが、着色き光沢等大和染料製品の硫化染料が遙かに優れていたため、同社製品は全面的に歡迎され中国本土にも販路が開拓された。滿洲国建国後はベンゾール精製その他化学藥品製造を兼営し目覚ましい發展をみたが、太平洋戦争後は原料入手難に陥り、昭和十八年滿洲化学工業株式会社に合併された。

塗料工業は大正八年大連に設立された滿洲ペイント株式会社が滿洲における斯業の濫觴であつた。同社は日清

製油株式会社の子会社で、設立当時は日清製油の必要とする木樽および鉄丸罐用の塗料を製造するのがその目的であった。大豆油を原料として製造した同社の塗料および顔料は、大正十一年頃から満鉄をはじめ、船舶、建築方面からの需要が激増した結果業績は大いに好転した。

硫安工業

昭和三年、ときの満鉄総裁山本条太郎は製鋼、製油および肥料は日本勢力圏において絶対に自給自足しなければならぬ三大事業であるとし、しかもそのいずれも満洲の地において実施すべきものなりと唱道した。かくて製鋼は鞍山、製油は撫順においてそれぞれ計画が実施された。硫安製造は当初は鞍山製鉄所の骸炭炉瓦斯の利用を有利とし、これによるアンモニア合成にもっぱら研究の重点がおかれたが、昭和七年ドイツからウーデー法の特許権買収に成功した結果、工場立地も鞍山より大連が有利とする結論に達し、満鉄の計画立案に基づいて昭和八年資本金二千五百万円をもって、大連市外甘井子に満洲化学工業株式会社が設立された。昭和十年工場完成し、処女生産をみるに至ったが、同社の硫安生産能力は公称年産二十四万トンであった。日華事変および太平洋戦争の激化に伴い、硫酸原料の硫化鉍の輸入がほとんど杜絶するに至り、同社製品に根本的検討を加える要に迫られ、主力を硝酸系製品の生産に注ぐこととなり、施設の改造拡張に着手したが工事半ばにして終戦となった。なお、同社研究室において、関東州産礬土頁岩の硫酸処理によるアルミナ製造に成功し、これが企業化を計画したがこれまた終戦のため挫折するに至った。

曹達工業

関東州は曹達工業の原料である塩および良質の石灰石に恵まれているので、曹達工業の最適地とつとに称えられていた。満洲国建国後諸工業の勃興に伴い曹達の需要激増した結果、曹達工業確立の機運を醸成し、昭和十一年満鉄、満洲化学、旭硝子および昌光硝子共同出資の下に、資本金千六百万円をもって満洲曹達株式会社が大連市甘井子に設立された。同社は後に奉天、開原にそれぞれ工場を設置した。大連工場の年間生産能力は曹達灰七万トン、苛性ソーダ一万五千トン、重曹千トンで、よく満洲内の需要を充足し、さらに日本内地、朝鮮にも輸出して大いに化学工業に貢献した。

畜産加工業

獣骨加工業としては大正九年設立された満蒙殖産株式会社が蒸製骨粉、蹄角粉、牛脂、膠等を製造し良好なる業績をあげていた。

酒精工業

酒精製造工業は昭和十年設立せられた関東州興業株式会社において当初は含水酒精を製造していたが、昭和十四年設備を改善して無水酒精の製造を開始し発展の途上にあつた。

石油工業

昭和九年満洲における油田開発、輸入原油精製を目的として満洲石油株式会社が設立され、同社の大連工場に

において輸入原油の精製が行なわれ、その製品は滿洲国および関東州に供給された。油田開発については、採鉱の結果錦州省阜新と興安省ダライノールに油田の埋蔵が確認され、阜新においては昭和十五年相当量の噴油をさえるに至った。

マグネシウム工業

マグネシウムの主要原料はマグネサイトまたは苦汁である。関東州は塩田副産物の苦汁に恵まれているので、これに着目して昭和十一年関東州加里工業株式会社、昭和十六年関東州苦汁化学工業株式会社がそれぞれ設立され、前者は大日本塩業より、後者は同和塩業より生苦汁の供給を受け、これを精製していずれも朝鮮内マグネシウム会社に送っていた。当時関東州にはまだ鴨緑江水力発電の豊富かつ低廉な電力の供給がなかったが、昭和十七年に至って鴨緑江から電力の導入をみた結果、関東局の慫慂により昭和十八年三菱化成工業株式会社の子会社として、資本金千五百万円をもって関東州三菱マグネシウム株式会社が創立され、工場を金州・普蘭店間の石河に定め、資材難を克服して昼夜兼行建設を進め、昭和二十年には工場生産能力千トンの完成をみた。同年六月末操業を開始し、予期以上の好成績を示したので、同社はさらに同社独特の研究に基づく集中塩化炉法により第二期工事として千五百トン計画を進めていたが、終戦により計画は画餅に帰した。

6 混合飼料工業

大正九年頃の日本における支那鶏卵輸入額は年々千五、六百万円に及んだが、関東州産混合飼料が輸入される

に及んで鶏卵の輸入は三百万円程度に低下した。従来日本における養鶏飼料として南米、南洋の玉蜀黍に依存したが、運賃高のため採算がとれず発展が妨げられていた。しかるに、滿洲産高粱が養鶏飼料として恰好かつ低廉なことが認められ、混合飼料原料として大いに歓迎されるに至った。大連における業者はここに着目して大正の末年頃大連の混合飼料工場は著しく発展した。大連港から日本の需要地にはきわめて簡易にかつ安価に供給でき

るため、ついに養鶏飼料に関するかぎり、大連製品が内地市場を制するに至った。かくて昭和八年には輸出高実に二十四万トンに達したが、その後内地にも同種の工場の建設をみ、また滿洲国特産專管公社の設立により漸次原料入手難に陥り、ついに昭和十五年頃には工場をほとんど閉鎖するに至った。

7 鋳 業

関東州には大規模の鋳山はないが、昭和十五年末において採掘許可されている鋳物は、苦灰石、石綿、金、鉄、石炭、重晶石、螢石、滿俺、金剛砂、礬土鋳の十種であった。その鋳区数八十三、面積は千四百八十三万四千坪に達し、

第八表 関東州における業種別工場調 (昭和15年末)
(単位 人)

工場名	工場数	工 員 数		
		日本人	中国人	計
紡織工業	117	36	8,508	8,544
金属工業	122	106	7,232	7,338
機械器具工業	218	3,645	24,535	28,180
窯業	141	108	8,953	9,061
化学工業	123	1,161	8,772	9,933
繊維工業	79	16	1,484	1,500
印刷工業	96	156	2,314	2,470
食品工業	184	201	5,321	5,522
瓦斯工業	3	7,324	40,322	47,646
その他	82	21	2,548	2,569
計	1,165	12,774	109,989	122,763

第九表 関東州における主要工業品産出額（昭和15年）（単位 円）

区 分	数 量	価 額	区 分	数 量	価 額
綿 糸	10,123,339 ^{キロ}	21,214,507	皮 革 類	2,857 ^枚	13,515
綿		770,116	ゴム製品		163,462
織 物		9,993,620	紙		1,589,395
麻 袋	3,746,300 ^枚	2,228,380	燐 寸	13,313 ^箱	666,549
鑄鉄製品		3,188,059	酒 精		1,924,443
煉 瓦	122,629,589 ^個	5,461,753	日 本 酒	15,340 ^石	1,484,753
瓦	1,296,250 ^枚	152,594	支 那 酒	16,705 ^石	2,570,514
セメント	206,057 ^{トン}	3,491,903	味 噌	5,363,418 ^{キロ}	1,363,893
石 灰	226,087 ^{トン}	631,700	澱 粉	65,379 ^石	2,019,944
玻 璃	496,800 ^箱	3,696,800	菓子パン		7,740,050
豆 油	43,422 ^{トン}	22,115,493	清涼飲料		1,690,670
豆 粕	354,784 ^{トン}	60,002,412	製 氷		643,730
油 類		38,509,548	煙 草	1,074,905,410 ^本	2,539,043
薬 品		28,254,803	行李・バスケット	19,082	123,355
石 鹼		1,165,944	軸 木	4,032,000	80,640
蠟 燭		168,315	製 材		4,150,692
染 料		2,190,742	家 具		1,177,763
塗 料		3,278,734			
人造肥料	140,781,986 ^{キロ}	15,104,082	合 計		251,561,916

なかんずく苦灰石、石綿、重晶石、螢石、金剛砂、礬土は盛んに稼行されていた。いま各種鉱物について、その概要を記述する。苦灰石は主として、製鉄業の高熱炉耐火材料、硝子配合剤ならびに一般土木建築の高級塗料として使用される。関東州内にはまれにみる大鉱床存在し、昭和十五年度には採掘

量は三十万六千トンに達していた。そのうち二十万トンは内地に輸出され、残りは鞍山製鉄所および大連附近の微粉塗料工場において消化されていた。

石灰石は金州、大連、旅順の各管内に広範囲に埋蔵され、小野田セメント工場原料および鞍山製鉄所の製鉄原料として大連周水子附近に大規模の採掘所があった。

三 農 業

1 概 説

関東州は至るところに丘陵が起伏して一般に耕土浅く、おおむね痩せた埴土で覆われている。

農耕面積は二十万五千町歩、農業に従事する人口は五十一万余人で総人口の三割強を占めていた。

関東州の主要農産物は包米（玉蜀黍）、高粱、粟、落花生、豆類等であるが、中国人の主要食糧である包米、高粱、粟の三品および米は州内の住民を賄うに足らず、主要食糧三品は州内需要の四〇パーセント、小麦粉、米はほとんどその全量を州外からの輸移入に仰いでいた。

蔬菜類は従来その半量を内地、朝鮮、台湾に求めていたが、増産奨励の結果、太平洋戦争中は自給自足の域に達していた。

関東州は土質、気候ともに果樹、落花生、棉花の栽培に好適する条件を備えているため、関東農事試験場は林

第十表 関東州における棉花収穫高

年度別	作付反別	収 穫 量
		斤
昭和 13	反	1,728,458
	30,489	
15	反	838,376
	15,711	

棉、落花生、棉花について多年の調査研究に基づいてその栽培を指導奨励した。ことに棉花については在来種に比較し三〇パーセントの収量を増加する「関農一号種」のごとき優良種の選出に成功し、南満洲はもとより北中国一帯に普及し、大陸農業圏の種苗圃的役割を果たしていた。

以下棉花、落花生および果樹についてその大要を述べる。

2 棉 花

棉花の試作は明治四十年頃から関東都督府農事試験場において研究の対象となっていたが、米国種陸地棉「キングス・インブルーブド種」早熟系種子を基とし、関東州の風土にさらに馴化した種子の育成および栽培方法を研究した結果、昭和六年原種に比し二週間早熟でしかも三〇パーセント増産する一系統を選出し、これに「関農一号」の名称を与えた。当局はこの系統種子の増殖を図り、各機関と提携して速かに耕作者に種子を配給して州重要農産物として指導の徹底と栽培技術の向上を図った。

3 落 花 生

落花生はわが施政前から一部農民間に栽培されていたが、その作付面積はわずかに五〇ヘクタールにすぎなかった。しかるに、農事試験場の研究の結果、荒蕪地として放擲されていた金州、普蘭店方面の砂地や瘦地が落花生の栽培に適することが確認されたので、明治四十一年千葉県、静岡県等から優良大粒種を入れて在来種との比

較栽培を行なった。この結果、内地種の収量品質ともに優ることが認められたので、千葉より種子を大量に輸入し、広く農民に頒布し増産を図った結果、飛躍的の増産をみ、日華事変前までは、輸出農産物として州貿易上の重要品目となった。

落花生が特に関東州に歓迎されるに至ったのはおおむね次の理由に基づく。

- 一、収穫期に降雨の少ないこと。
- 二、他の農作物の栽培に不適当な砂地瘦地に良く成育すること。
- 三、二〜三年の連作に支障のないこと。
- 四、茎科植物であるため肥料消費率の少ないこと。
- 五、茎葉が家畜飼料として好適なこと。
- 六、早害を受けることが比較的少ないこと。

4 果 樹

関東州の気候風土は果樹栽培に好適し、古くから梨、杏、山楂等を産したが、その品質、栽培法のいずれもが原始的で生産価値が乏しかった。

明治三十九年農事試験場に苹果、梨、葡萄、桜桃等の優良苗木を移入し、栽培上の試験研究を試みたところ、その成績が良好であったので優良品種を蕃殖育成し、無償配付を行ない大いに奨励した。

第十一表 関東州における果実栽培面積および収穫高

	昭和 13		昭和 15	
	作付反別	収 穫 高	作付反別	収 穫 高
苹 果	反 44,464	貫 3,610,904	反 47,599	貫 5,466,191
梨	2,996	223,757	3,234	157,676
桃	3,708	389,320	4,498	372,828
葡 萄	397	46,247	912	69,228
桜 桃	924	83,218	1,097	69,666
その他	628	47,692	651	48,942
計	52,717	4,401,138	57,991	6,184,531

第十二表 関東州における重要農産物生産高 (単位 石)

	昭和 7	昭和 11	昭和 15
包 米	1,106,140	1,006,136	882,166
高 粱	223,033	198,916	152,422
粟	172,857	153,727	116,976
豆 類	203,770	183,325	185,785
落 花 生	1,167,227	1,316,207	673,398

その結果、明治四十三、四年の頃より各地に日本人の手によって果樹園の開設をみ、大正十三、四年頃には年々四、五十万本の苹果、桜桃その他の苗木を移入栽培するに至った。

ここにおいて、品種の統一普及を図るため、農事試験場では昭和元年以来主として苹果苗木五、六万本を育成し有償配付を行なった。

一方、大正十四年当業者をして関東州果樹組合を組織せしめ、これに補助

金を交付して、栽培指導、病害虫駆除予防、輸出苹果検査、共同出荷、販路拡張等に当たらしめてから堅実な発達をとげた。昭和十三年関東州苹果輸出取締規則の公布とともに、東亜生果株式会社が設立され、出荷の統制を図るとともに、内地、南洋、北支、南支、満洲等に販路の拡張に努力し、漸次関東州特産品としてその声価を揚げた。

四 塩 業

関東州一帯は湿度、気温、降雨日数、降雨量、蒸発量および風速等を総合した気象状態が天日製塩に最も優れた条件を備えているため、昭和十二年本邦の近海塩増産五カ年計画実

施の当初から常に計画の焦点におかれていた。

塩田の創始は今を去る百年前であるが、日清、日露両戦役のためその発達が阻害され、ことにロシア租借当時は衰微の極に達していた。

施政当時の塩田面積はわずかに千二百町歩にすぎなかったが、昭和二十年には一万五千町歩を越え、産塩高も八十万トンに達した。

関東州における製塩の時期は三月中旬より十一月上旬に及ぶ八カ月間で雨季を中間として春秋二期に分ける。すなわち三月より七月までを春季製塩、八月から十一月までを秋季製塩と呼ぶ。採塩の最盛期は五、六二カ月で、この間におおむね年生産高の六、七割を生産する。

十一月中旬から翌年三月上旬までの四カ月間は結氷のため採塩を行なわない。

第十三表 関東州における塩田面積，産塩高，輸移出高 (単位 トン)

年 度	塩田面積 (町)	産 塩 高	輸 移 出 高		
			日本内地	朝 鮮	その他
昭和 10	8,653	505,809	178,504	35,351	24,449
11	9,023	413,083	243,658	31,897	31,377
12	9,082	429,187	449,498	56,978	30,131
13	9,197	418,986	301,463	62,961	35,984
14	10,251	696,605	316,629	62,775	59,282
15	11,172	705,589	433,776	31,838	61,794
(計画)20	15,000	875,000	661,500		

関東州製塩の種類は天日塩、再生塩、煎熬塩および加工塩の四種であるが、根幹をなすものは天日塩である。天日塩の製法は火力を用いることなく自然の蒸発を利用して、塩田内に海水を濃縮結晶させ、これを掻き集めて揚塩するものである。

生産高は天候により左右されるが一町歩当りの収塩高は平均五十五トンとされていた。

関東州の塩田面積、産塩高、移輸出高は第十三表のとおりであった。

第七節 上水道

一 概説

関東州は年間降水量六百ミリ程度の寡雨地帯であるため、北辺の州境を流れる碧流河を除いては常流河川のみるべきものなく、したがって上水道の水源は涸れた川底の伏流水あるいは夏季七、八月の頃の多雨期に一挙に年間雨量の約半分の降雨があるとき、氾濫する濁水を貯水池に貯留して用水に当てざるを得ないのである。しかるに、貯水池を完成するには、冬季結氷期間コンクリート工事を中止しなければならない特殊事情により、少なくとも四、五年の日子を必要としたため、往々にして需用水量に給水能力が追いつかず、断水のやむなきに至り、大連駅を発車する機関車の用水を五〇キロメートル隔たっている旅順から運んだ例も稀でなかった。すなわち一

の拡張工事の完成をまたず、次の拡張工事に着工することを繰り返したゆえんである。

実に上水道の問題は、関東州の施政上最重要な関心事であったから、拡張工事財源の一部を公債に仰ぐ必要を生じ、大正十一年三月法律第十五号をもって「関東州事業公債法」を制定し大正十一年度以降昭和九年度まで断続的に公債金を受入れて財源の一部に充当した。

施政以来の上水道工事の実績を摘記すれば次のとおりである。

二 大連上水道

日露戦争前、ロシアの経営した大連水道はきわめて小規模な一時的仮給水の設備であって、最大給水量は一千百トン内外にすぎなかった。

市街地の拡張、人口の激増、工業の発展により需要水量は年を追って増嵩の傾向を辿ったので、新水源を確保するため実施した拡張工事の経緯は次の如くである。

(1) 第一期拡張工事（沙河口井戸水源）

着工 明治三十九年

完成 明治四十三年三月

給水能力 二千トン

第七節 上水道

工 費 百六万円

(2) 応急水源拡張工事(樂家屯補助水源池)

着 工 大正五年十一月

完 成 大正六年四月

給水能力 六百トン

工 費 十八万円

(3) 第二期拡張工事(王家屯貯水池新設)

着 工 大正三年

完 成 大正十年三月

給水能力 一万トン

工 費 百八十一万九千円

(4) 第三期拡張工事(竜王塘貯水池新設)

着 工 大正九年八月

完 成 昭和二年三月

給水能力 一万二千トン

工 費 四百六十八万円

(5) 第三期第二次拡張工事(配水幹線および支線拡張)

着 工 昭和二年

完 成 昭和十年三月

工 費 百六十一万円

(6) 第四期拡張工事(大西山貯水池新設)

着 工 昭和二年

完 成 昭和十年三月

給水能力 一万二千トン

工 費 五百五十七万円

(7) 第五期拡張工事(玉の浦、凌水寺、黄泥川の三貯水池および数箇の非常水源井)

着 工 昭和九年

完 成 昭和十五年三月

給水能力 二万二千トン

工 費 五百六十万円

(8) 第六期拡張工事(北大河貯水池、大沙河取水施設、碧流河貯水池)

(イ) 北大河貯水池

着 工 昭和十三年

完 成 昭和十六年

給水能力 一万トン

工 費 八百万円

(ロ) 大沙河取水施設、碧流河貯水池

着 工 昭和十三年

未 完 成

給水能力 四万トン

工費予算 三千七百八十七千円

三 旅順その他の上水道

旅順、金州、普蘭店および皮子窩においても直営をもって上水道施設の整備拡充に努めたが、規模が比較的に小さいので詳述を省略し、施設の概要を摘記するにとどめる。

(1) 旅順(各水源池とも伏流水集水方式)

竜眼水源池(清国時代からの施設を整備したもの)湧水量一日千七百トン

寺溝水源池(明治四十年完成)五百トン

大孤山水源池(明治四十三年完成)千トン

下寺溝水源池(昭和九年完成)三百トン

松樹山水源池(昭和九年完成)二百五十トン

計 一日の給水能力三千七百五十トン

(2) 金州(伏流水集水方式)

大正十五年完成

給水能力一日二千二百トン

(3) 普蘭店(満洲井戸および伏流水集水方式)

昭和十一年完成

給水能力一日千五百トン

(4) 皮子窩(地下水集水方式)

昭和五年完成

第八節 貿易

関東州の自由港制度は、わが国が関東州の租借権を継承して間もなく、大連港を滿洲貿易の中心地たらしめる

第十四表 関東州海路輸出入額累年表
(単位 千円)

年別	輸出	輸入	合計
昭和15	492,704	1,081,860	1,574,565
14	599,462	1,145,749	1,745,211
13	484,606	940,511	1,425,117
12	451,799	680,062	1,131,861
11	432,057	521,066	953,123
10	378,071	517,574	895,645
9	335,377	471,527	806,904
8	330,151	374,781	704,932
7	305,068	207,587	512,655
6	192,873	97,935	290,807
2	329,597	107,141	436,738
大正11	264,238	159,959	424,197
6	143,341	162,287	305,628
1	42,173	50,915	93,088
明治40	5,105	17,160	22,265

第十五表 関東州陸路貿易額
(単位 千円)

年別	輸出額	輸入額	合計
昭和13	799,896	423,128	1,218,025
12	467,631	—	—
11	328,163	—	—
10	341,463	—	—
9	303,552	—	—

方針の下に、明治三十九年八月、大連港を各国通商のために開放し、かつ同港を自由港とする旨を宣言したことに由来している。その翌年日清両国間に締結された「大連海關設置並内水汽船航行に関する協定」および同協定に基づく「関東州租借地税関仮規則」により、大連の自由港制度はここに確立し、滿洲国

建国後も、大連港は依然自由港として存続するとともに、滿洲の門戸をなしてきたのであった。

由来、関東州貿易はその地理的優位と、自由港制度の利とをもって隆盛の一途をたどり、なかならず滿洲および中北支に対する中継貿易は州貿易において重要な地位を占め、関東州の繁栄に寄与するところ大であった。こ

第十六表 関東州における昭和十三年海路重要輸入品目
(単位 千円)

品目	輸入額	主な仕出国
建築材料	83,825	日本, 北米
綿織物	43,964	日本, 朝鮮
綿花	35,081	日本, インド, 北米
絹織物	33,682	日本
砂糖	28,294	日本, 台湾
薬材及び薬品	25,377	日本, 香港, イラン
小麦粉	24,594	日本
紙	23,787	日本
麻袋	21,526	日本, インド
毛織物	16,278	日本
米	8,754	朝鮮, 台湾, 滿洲国, タイ
化粧品	8,318	日本
酒類	8,255	日本
葉煙草	7,378	日本, 中国, 北米
皮革	6,959	日本, 北米
履物	6,790	日本

備考：同年の輸入実績より500万円以上のもの16品目を計上する。

れを過去の実績に徴すれば、明治四十年の州貿易は輸出入わずかに二千二百万円であったものが、三十年後の昭和十三年には海陸貿易総額は二十六億四千万円に達し、始政当時に比し百二十倍に飛躍したのである(第十四、十七表参照)。

また昭和十三年度の実績によれば、海路輸入額九億四千万円、陸路輸入額四億二千万円、合計輸入総額十三億六千万円、海路輸出額四億八千万円、陸

第十七表
関東州における昭和十三年海路重要輸出品目
(単位 千円)

品目	輸出額	主な仕向国
大豆	137,418	日本, ドイツ, エジプト
豆粕	55,076	日本, 台湾
豆油	16,287	中国, ドイツ, オランダ
硫酸	15,208	日本, 朝鮮, 台湾
混合銅	13,577	日本
玉蜀黍	12,470	日本
砂糖	12,047	満洲国
落花生	11,888	日本, カナダ
毛糸および毛	10,040	日本, ドイツ, 北米
高粱	9,373	日本, 中国
小豆	8,146	日本
蘇子	7,257	日本
薬材および薬品	7,191	日本, 中国
皮革	5,993	日本, 北米
蘇子油	5,521	日本, 北米

備考：同年の輸出実績より500万円以上のもの15品目を計上する。

路輸出額七億九千万円、合計輸出総額十二億七千万円であつて、輸入総額の約九割は通過輸出または再輸出され、州内の消費のための輸入はわずか一割程度にすぎなかつた。

かくのごとく関東州貿易は日滿支を通ずる中継的役割をもつていた關係上、日滿両国の貿易統制に対応して、州貿易の統制を実施するに至つた。すなわち本邦において昭和七年七月より外国為替管理が実施されるや、関東州も為替管理を通じて間接に貿

易統制を行なつた。その後日華事變の勃発するに及び、本邦において貿易統制を実施したのに対応し、関東州は物資需給調整の見地より貿易の統制を実施した。しかし、当時の貿易統制は単に輸出入を許可制としたにすぎなかつた。次いで満洲国において貿易統制法を制定して物品と業者を統制する機構を確立したのに対応し、昭和十六年十月新たに関東州貿易統制令を公布して物資需給調整の実を挙げ、他面関東州と満洲国間の物資交流の円滑

化を期する見地より、関滿貿易の一体化が促進強化された。

第九節 通貨

関東州において流通した通貨は、朝鮮銀行銀行券および満洲国国幣であつた。

一、朝鮮銀行銀行券は大正六年十一月従来の正金銀行の金券発行の業務を朝鮮銀行に移譲させ、新たに朝鮮銀行券の流通を公認するとともに、強制通用力を付与（「関東州及び南満洲鉄道附屬地に於ける朝鮮銀行銀行券の通用に関する件」大正六・一一・二七勅令第二一七号）した法貨であつて公私一切の取引に無制限に通用した。その関東州内における流通推定量は第十八表のとおりであつた。

二、満洲国国幣（銀本位）は従来州内には流通しなかつたが、昭和十年八月末、金円に対する相場がパーとなり、爾来州外よりの旅行者の持込等により自然流通するに至りその金額も漸次増加し、満洲中央銀行大連支行の国幣回収率は一カ月二千万円内外に達した。

第十八表 関東州および南満洲鉄道附属地
における朝鮮銀行券流通推定量 (単位 千円)

年次	朝鮮銀行券 総発行高	うち朝鮮内 流通推定量	関東州内 流通推定量	その他地域の 流通推定量
昭和20	4,337,975	3,861,543	450,732	25,700
19	3,136,092	2,740,926	370,166	20,500
18	1,466,776	1,261,645	192,531	12,600
17	908,646	771,413	130,133	7,100
16	747,606	621,069	109,037	11,500
15	580,533	486,146	79,987	14,400
14	443,986	374,214	43,572	21,200
13	321,977	212,880	26,390	82,500
12	279,501	160,182	23,019	96,300
11	210,654	90,257	20,587	99,810
6	100,909	78,666	14,343	7,900
1	110,936	76,389	16,547	18,000
大正10	136,360	101,278	16,082	19,080
5	46,627	43,927	1,700	1,000

備考：各年度末現在，昭和20年は6月末現在。

第十九表 満洲中央銀行券総発行高，関東州
内回収高，同流通推定量年次別表 (単位 千円)

年別	満洲中央銀行券総発行高			関東州内 回収高	関東州内 流通推定
	最高	最低	平均		
昭和20	7,709,341	5,340,215	6,723,901	251,603	357,000
19	5,876,854	2,982,702	4,553,237	384,264	194,000
18	3,029,530	1,524,076	1,960,327	217,257	48,000
17	1,679,871	1,044,319	1,198,073	306,783	39,000
16	1,275,991	772,499	892,945	214,526	21,000
15	970,908	581,125	663,954	113,763	14,700
14	636,697	369,301	428,319	61,043	7,100
13	430,144	254,370	288,267	52,813	4,500
12	317,944	171,891	211,570	31,125	3,800
11	257,191	125,269	159,479	5,253	1,500
10	179,207	108,593	136,511	2,578	—

備考：昭和20年8月8日現在発行総額は8,157,529,000円であった。

第二章 関東州の財政

第一節 概 要

一 歳計の趨勢

明治三十七年五月、日露戦争の初期に金州および大連を占領すると直ちに軍政が施行されたが、その経費の大半は臨時軍事費の支弁によった。軍政区域の治安の回復に伴い、軍政機関の命令をもって、露国時代あるいは清国時代の旧制を参酌して「関東州塩税規則」(明治三十八年五月遼東守備軍令第二十一号)、「関東州地租規則」(明治三十八年十月関東州民政署令第六号)、「関東州雜種税規則」(明治三十八年十月関東州民政署令第七号)および「関東州營業税規則」(明治三十九年四月関東州民政署令第十八号)を設け、民政署において徵税を行ない行政費に充当した。明治三十九年九月関東都督府が設置され、軍政の撤廃をみるに及んで、明治四十年三月「関東局特別会計法」(法律第十七号)が制定されると同時に、地方費に關しても、「関東州地方費令」(勅令第四十八号)が制定施行さ

れた結果、関東州の財政は明治四十年以降、国費、地方費の両会計によって運用されることになった。軍政時代の租税は、その税種に依り、地租および塩税は国税に、営業税および雑種税は地方税に配分された。特別会計創設の当初は、戦後日なお浅く、日中人とも経済的基盤安定せず、民度低く、資力も薄弱であったため、財政の基礎を租税に求めることはほとんど望むべくもなく、その財源の大半を一般会計よりの補充金に依存した。

すなわち、明治四十年歳入総額四百二十七万三千円のうち、一般会計よりの補充金が三百万円で七〇パーセントを占め、次が官業および官有財産収入の百九万円で二五・五パーセント、租税は地租、塩税を合わせわずか

算累年表

(単位 円)

歳 出	歳出に対する一般歳入の比	歳出に対する補充金の比
3,451,487	0.36	0.87
4,231,640	0.33	0.73
4,617,689	0.33	0.64
5,771,335	0.34	0.62
5,499,296	0.38	0.61
5,359,503	0.35	0.58
4,429,252	0.53	0.53
4,116,898	0.52	0.54
4,118,924	0.54	0.47
4,208,003	0.67	0.47
4,612,985	0.79	0.43
6,895,853	0.67	0.30
9,531,725	0.67	0.31
11,705,727	0.67	0.27
13,792,789	0.74	0.29
15,217,557	0.79	0.28
15,603,904	0.70	0.25
15,237,571	0.73	0.23
14,036,413	0.81	0.20
14,580,725	0.83	0.20
16,985,029	0.75	0.23
20,854,932	0.78	0.19
22,576,469	0.76	0.20
19,870,876	0.77	0.20
20,898,536	0.72	0.17
22,937,649	0.80	0.17
25,302,050	0.91	0.23
22,659,467	0.92	0.17
23,998,951	0.85	0.08
28,856,475	0.87	0.03
26,207,406	1.01	0.01
22,772,211	1.43	0.00131
32,694,145	1.38	0.00003
55,160,514	1.35	0.10509
87,874,132	0.90	0.15
124,051,484	0.98	0.15
150,389,591	1.06	0.13
218,362,682	0.93	0.12
292,732,530	0.78	0.10

第二十表 関東局特別会計歳入歳出決

年 度	歳 入			
	一般歳入	補充金	繰入及公債金	計
明治 40	1,271,472	3,000,000	—	4,273,472
41	2,418,095	3,120,000	821,985	5,360,079
42	1,555,966	2,964,000	1,128,348	5,648,404
43	1,996,288	3,615,416	1,030,735	6,642,419
44	2,089,595	3,330,790	871,083	6,291,468
大正 1	1,887,141	3,122,500	1,153,129	6,162,770
2	2,387,688	2,347,800	803,267	5,538,755
3	2,147,590	2,233,000	1,109,503	5,490,093
4	2,253,263	1,937,000	1,372,195	5,563,458
5	2,828,866	2,007,000	1,444,534	6,280,400
6	3,645,827	2,007,000	2,072,396	7,725,224
7	4,648,321	2,103,203	2,112,229	9,863,763
8	6,490,802	3,000,000	2,967,908	12,485,710
9	8,047,295	3,250,000	2,926,985	14,224,280
10	10,285,287	4,000,000	2,518,553	16,803,840
11	12,032,925	4,300,000	3,011,051	19,343,976
12	10,973,307	4,000,000	4,126,418	19,099,725
13	11,221,436	4,000,000	3,495,811	18,717,247
14	11,468,046	3,000,000	3,479,675	17,947,721
昭和 1	12,110,734	3,000,000	3,911,307	19,022,041
2	12,839,289	4,000,000	5,362,316	22,201,605
3	16,332,586	4,000,000	6,145,534	26,478,120
4	17,312,040	4,550,000	6,082,005	27,944,045
5	15,332,019	4,000,000	5,829,122	25,161,141
6	15,089,677	3,700,000	5,838,385	24,628,062
7	18,355,726	4,000,000	7,757,322	30,113,048
8	23,115,148	6,000,000	10,359,334	39,474,482
9	20,993,056	4,000,000	14,177,394	39,170,450
10	20,449,580	1,947,412	16,510,984	38,907,976
11	25,121,055	1,000,000	14,909,026	41,030,081
12	26,623,205	502,000	12,173,606	39,298,811
13	32,649,392	30,000	13,091,404	45,770,796
14	45,125,576	1,300	22,998,585	68,125,461
15	64,708,621	8,787,302	35,431,315	108,927,238
16	79,388,835	13,278,596	53,766,723	146,433,536
17	122,589,217	19,051,097	58,559,404	200,200,336
18	159,878,964	19,949,768	76,148,851	255,977,583
19	203,685,868	27,225,948	105,587,991	336,499,807
(予算)20	229,902,157	30,308,535	32,521,838	292,732,530

に十五万二千円で三パーセントを占めるにすぎなかった。

爾来、関東都督府は管内の産業の奨励、振興に力を致した結果、各種工業の勃興、自由港として海運、貿易の発展は目覚ましく、年とともに遙増する人口に対応し、教育施設、市街地の造成、上水道の拡張等に巨額の支出を必要とするに至った。これら歳出の増加に対応するため、関東州は行政の一步を踏み出してから十五年目の大正八年に、始めて取引所税を、翌大正九年に法人所得税を、つづいて大正十一年に酒税および煙草税を創設した結果、租税収入は一躍十倍に増加した。

昭和元年度の歳入総額を、明治四十年年度の歳入総額に比較すれば、第二十二表の歳入実績比較表のとおり四・四倍の増加を示している。

大正十二年以降昭和十年まで、十三年間にわたって新税の創設は全くみなかったが、日滿議定書に基づいて昭和十二年十二月一日を期して実施されることとなった。南滿洲鉄道附属地行政権の滿洲国への移譲の円滑を期するため、従来全く無税地帯として取り残されていた滿鉄附属地に対し、あらかじめ滿洲国の税制に対応する措置を講ずる趣旨をもって、昭和十一年七月、酒税、煙草税、營業税、麦粉税およびセメント税の徴収を実施することとなった。

翻って関東州は、大正十四年のジュネーブ阿片会議における阿片協定ならびに阿片条約により、阿片の輸入、売下は官において直接管理しなければならないこととなり、従来宏済善堂と称する慈善団体に特許して、独占的

に取扱わしめていた阿片の輸入、元売捌きの事業を国の専売とすることに改め、昭和三年八月一日、阿片専売を実施した結果、新たに数百万円の恒常的財源を期待し得ることとなった。また、滿洲国建国後の一般経済界の発展により租税および官業収入等の自然増収著しく、財政の収支はつとに均衡を得て、堅実な上昇線をたどった。したがって昭和八年九月、電信電話事業の施設のすべてを千六百五十万円の評価額をもって、滿洲電信電話株式会社に現物出資した結果、年九十九万円の配当金収入を得る反面、約五百万円の電信電話収入を失うこととなったにかかわらず、財政全体に与える影響はいうに足りなかった。

昭和十年度に至ると、既往年度の剰余金の激増を理由に、一般会計よりの補充金の受け入れは打切りとなり、翌十一年度には、かえって一般会計に対して百四十万円の繰り入れを実行した。

これは、わが国において外地会計が母国の一般会計に対して財源繰り入れを実行した嚆矢で、関東局特別会計が明治四十年に創設されてから滿三十年の歳月を閲して完全に自立するに至ったことを物語るものである。

昭和十年度の歳入総額を明治四十年年度の歳入総額に対比すると、その増加割合は、前掲のとおり九・一倍となっている。

昭和十二年度以降は、日華事変の長期化、つづいて太平洋戦争の勃発に伴い、戦費の必要に応じるため、臨時軍事費特別会計に繰り入れる財源の増加を図ることを主眼として、内地および他の外地に呼応して、年々新税を創設し、あるいは増税を重ねて終戦に至った。

計における特殊の歳出を控除した歳出額と一般歳入との対比表 (単位 円)

一般会計及び 臨時軍事費 特別会計繰入	控 除 額		差引歳出額	差引歳出額 に対する比 一般歳入の比
	在満日 教育費 負担	在満日 本 人 庫 金 在 教 育 庫 負 担 金		
1,400,000	0	0	27,456,475	0.91
1,665,738	0	0	24,541,668	1.08
4,590,028	0	0	18,182,183	1.79
7,806,749	0	0	24,887,396	1.81
12,960,931	7,080,088	1,550,000	33,569,495	1.92
25,210,684	10,899,068	2,217,232	49,547,148	1.60
56,193,621	15,113,756	3,650,000	49,094,107	2.49
71,799,116	16,137,472	3,650,000	58,801,003	2.71
124,303,527	24,024,260	3,212,000	66,822,895	3.04

の二倍を一般会計および臨時軍事費特別会計に繰入。

すなわち、昭和十二年度においては、第二種および第三種所得税、麦粉税、セメント税、外貨債特別税、揮発油税のほか、北支事件特別税として、所得特別税、臨時利得特別税、利益配当特別税、公債及社債利子特別税および物品特別税を創設し、塩税、第一種所得税、取引所営業税、酒税および煙草税を増徴した。しかして、昭和十二年度における一般会計への繰入額は一般財源繰入百五十万円、北支事件費財源繰入十六万五千円、計百六十六万五千円であった。

昭和十二年十一月五日新京において駐滿全權大使植田謙吉大将と、滿洲帝国國務總理大臣張景惠との調印により締結された「滿洲国に於ける治外法権の撤廃及び南滿洲鉄道附屬地行政権の移譲に関する日本國滿洲国間条約」に基づき、昭和十二年十二月一日、日本國が滿洲国において有していた治外法権は完全に撤廃され、かつ南滿洲鉄道附屬地行政権は全般的に移譲された。その結果附屬地におかれていた警察官署、

第二十一表 関東局特別会

年 度	一 般 歳 入	歳 出
昭和11	25,121,055	28,856,475
12	26,623,205	26,207,406
13	32,649,392	22,772,211
14	45,125,576	32,694,145
15	64,708,621	55,160,514
16	79,388,217	87,874,132
17	122,589,835	124,051,484
18	159,878,964	150,389,591
19	203,658,868	218,362,682

備考：一般会計からの補充金受入総額

郵便局、税務署、専売官署、観測所支所、奉天治療所等の行政機関が移譲されたため、総額五百七十五万九千円の経費が減少したが、他面附屬地における租税、印紙収入、通信収入および専売収入等経費の減少とほぼ等額の財源が移譲されたので、関東局の財政にはほとんど影響を及ぼすことはなかった。

昭和十三年度においては法人資本税、家屋税のほか支那事变特別税として、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、

入場税、特別入場税および物品税を創設し、地租、所得税、外貨債特別税等を増徴した。

昭和十四年度においては、支那事变特別税として建築税および遊興飲食税を、昭和十六年度においては特別法人税および個人臨時利得税を、昭和十七年度においては、清涼飲料税、骨牌税、馬券税および広告税を、昭和十八年度においては特別行為税を創設し、臨時軍事費特別会計への財源繰入の増加を図った結果、昭和十九年度決算においては歳出総計二億一千八百三十六万二千余円のうち、臨時軍事費特別会計への繰入額は一億二千四百三十万三千余円に達し、五七パーセントを占めるに至った。

この繰入割合は、昭和二十年度予算においても変わらず、歳出総額二億九千二百七十三万二千余円のうち、臨

第二十二表 関東局特別会計

科 目	明治 40年度	大正 元年度	大正 5年度	大正 10年度	昭和 元年度
(一般歳入)					
租 税	152,289	182,451	313,358	2,554,967	3,689,398
地 租	105,186	106,516	109,005	217,767	217,563
塩 税	47,103	75,935	204,353	164,486	301,620
所 得 税	—	—	—	1,829,349	2,034,060
取 引 所 税	—	—	—	343,363	127,332
酒 税	—	—	—	—	326,798
煙 草 税	—	—	—	—	682,023
官 業 及 官 有 財 産 収 入	1,090,210	1,506,727	2,253,304	5,631,747	6,878,907
通 信 収 入	740,507	1,167,581	1,887,091	4,809,038	5,629,196
土 地 家 屋 貸 下 料	304,201	309,755	346,250	783,417	1,170,198
刑 務 所 収 入	7,033	29,388	19,962	39,291	79,467
医 院 収 入	38,466	—	—	—	46
専 売 収 入	—	—	—	—	—
配 当 金 収 入	—	—	—	—	—
印 紙 収 入	—	71,790	137,354	404,163	670,550
雑 収 入	25,479	21,754	78,592	258,454	277,857
官 有 物 払 下 代	5,493	104,417	46,256	1,435,954	594,019
国 債 償 還 資 金 献 納 金	—	—	—	—	—
(一般歳入計)	1,271,472	1,887,141	2,828,866	10,285,287	12,110,734
補 充 金	3,000,000	3,122,500	2,007,000	4,000,000	3,000,000
前 年 度 剰 余 金 繰 入	—	1,153,129	1,444,534	2,518,553	3,911,307
公 債 金	—	—	—	—	—
歳 入 総 計	4,273,472	6,162,770	6,280,400	16,803,840	19,022,041

歳入実績比較表(その一)

(単位 円)

昭和 2年度	昭和 3年度	昭和 4年度	昭和 5年度	昭和 6年度	昭和 7年度	昭和 8年度
3,703,069	4,561,469	4,568,215	4,427,824	3,475,386	2,344,976	6,055,041
216,908	216,474	216,682	216,440	216,639	216,043	216,043
301,016	331,768	385,156	398,935	448,630	424,608	361,208
1,999,139	2,661,581	2,492,744	2,604,749	1,661,268	290,726	3,812,201
98,771	93,804	128,785	96,482	80,807	130,454	131,471
376,593	404,314	440,885	396,265	407,824	424,483	520,175
710,640	853,526	903,960	714,949	660,216	858,660	1,013,939
7,389,517	9,975,392	10,983,197	9,506,383	10,217,121	14,405,987	14,406,042
6,110,987	6,677,741	6,857,011	6,011,299	6,277,738	8,561,647	5,850,441
1,198,677	1,178,057	1,236,948	1,256,214	1,260,068	1,250,322	1,304,485
79,853	88,951	69,825	63,370	57,548	62,844	81,030
—	101,503	137,077	147,069	125,377	3,142	345
—	1,927,139	2,682,333	2,028,432	2,496,388	4,528,030	6,839,738
—	—	—	—	—	—	330,000
782,733	799,436	888,423	602,116	490,180	651,171	1,350,303
443,622	373,413	502,312	477,353	483,942	525,306	711,392
520,347	622,874	369,893	306,331	423,013	428,101	582,231
—	—	—	12,010	32	183	10,137
12,839,289	16,332,586	17,312,040	15,332,019	15,089,677	18,355,726	23,115,148
4,000,000	4,000,000	4,550,000	4,000,000	3,700,000	4,000,000	6,000,000
4,441,315	5,216,576	5,623,187	5,367,576	5,290,264	3,729,526	7,175,399
921,000	928,957	458,815	461,545	548,121	4,027,795	3,183,934
22,201,605	26,478,120	27,944,045	25,161,140	24,628,062	30,113,048	39,474,481

第一節 概

要

四六七

第二章 関東州の財政

四六六

第二十三表 関東局特別会計

科 目	昭和 9年度	昭和 10年度	昭和 11年度	昭和 12年度	昭和 13年度
(一般歳入)					
租 税	5,918,058	6,535,024	7,872,912	10,130,264	14,519,591
地 租	217,055	216,659	216,765	216,816	410,238
塩 税	409,315	382,673	473,571	509,442	630,115
所得 税	3,331,666	3,832,033	3,714,949	4,360,908	7,955,270
取引 所 税	149,573	169,047	151,740	145,374	172,663
酒 税	598,894	655,478	845,109	1,528,377	1,158,195
煙 草 税	1,211,553	1,279,132	1,900,998	1,938,419	1,822,619
营 業 税	—	—	299,578	720,178	—
麦 粉 税	—	—	180,525	335,958	284,243
セメント 税	—	—	89,674	206,836	160,377
外貨貨 特別 税	—	—	—	2,461	4,957
揮 発 油 税	—	—	—	165,489	254,935
法 人 資 本 税	—	—	—	—	7,005
家 屋 税	—	—	—	—	60,229
特 別 法 人 税	—	—	—	—	—
利 益 配 当 税	—	—	—	—	187,229
公 社 債 利 子 及 税	—	—	—	—	471
通 行 税	—	—	—	—	72,589
入 場 税	—	—	—	—	92,486
物 品 税	—	—	—	—	1,245,966
建 築 税	—	—	—	—	—
遊 興 飲 食 税	—	—	—	—	—
清 涼 飲 料 税	—	—	—	—	—
骨 牌 税	—	—	—	—	—
馬 券 税	—	—	—	—	—
広 告 税	—	—	—	—	—
特 別 行 為 税	—	—	—	—	—

歳入実績比較表(その二)

(単位 円)

昭和 14年度	昭和 15年度	昭和 16年度	昭和 17年度	昭和 18年度	昭和 19年度
26,997,074	38,742,041	45,917,615	74,444,501	103,354,353	130,451,213
487,929	659,927	669,615	670,801	664,566	790,486
700,892	698,728	863,143	743,776	747,995	770,578
15,280,496	23,842,777	24,224,872	38,896,752	43,284,207	65,498,837
223,542	17,459	25,905	25,982	14,426	33,669
1,297,809	1,271,013	1,263,231	1,282,549	5,612,687	7,790,552
2,465,452	3,363,768	6,625,616	7,657,684	16,862,938	21,183,890
—	—	—	—	—	—
347,279	208,691	217,398	82,329	80,000	26,934
130,978	148,552	183,114	106,704	89,943	100,875
5,201	10,155	10,133	10,107	5,020	—
224,845	549,579	217,885	59,135	49,594	43,974
525,300	641,098	831,877	1,012,777	1,205,403	3,535,334
550,077	566,125	577,418	591,095	611,801	944,907
—	—	731	185,649	126,271	164,902
842,176	713,669	504,301	1,588,870	1,367,880	160,333
3,145	2,356	2,768	2,497	2,455	3,487
106,640	213,984	275,527	1,199,460	1,066,930	2,737,811
135,534	208,814	311,197	761,285	1,210,995	1,488,821
2,578,028	3,445,234	6,039,689	12,161,571	17,331,864	12,893,274
782	13,306	38,997	76,856	82,702	229,567
1,090,964	2,166,801	3,034,193	6,153,562	10,360,928	8,960,533
—	—	—	169,180	93,991	151,493
—	—	—	272,583	335,499	433,374
—	—	—	589,145	647,792	—
—	—	—	144,142	136,571	181,817
—	—	—	—	1,361,886	2,325,753

第二十三表 関東局特別会計

科 目	昭和 9年度	昭和 10年度	昭和 11年度	昭和 12年度	昭和 13年度
官 業 及 官有財産収入	12,448,719	10,560,302	12,482,534	11,779,991	8,104,955
通信収入	3,442,653	3,612,232	3,729,509	3,489,950	2,310,870
専売収入	6,376,329	4,329,369	6,028,112	5,503,846	2,716,819
土地家屋貸下料	1,552,594	1,550,787	1,652,435	1,688,166	1,985,360
刑務所収入	86,538	77,515	82,303	107,771	90,449
種畜場収入	—	—	—	—	11,231
配当金収入	990,000	990,000	990,000	990,000	990,000
医院収入	603	397	172	256	223
印紙収入	1,171,432	1,407,269	1,838,542	1,865,565	1,423,041
雑収入	634,619	688,565	847,740	992,006	1,092,511
官有物払下代	820,226	1,008,448	1,550,837	978,773	1,972,340
物品払下代	150,604	273,674	242,995	45,839	49,213
土地払下代	636,283	704,629	1,263,717	894,335	1,849,762
生産品払下代	22,483	29,343	42,713	38,298	63,794
建物払下代	10,854	801	1,411	299	1,185
船舶払下代	—	—	—	—	8,385
臨時利得税	—	249,970	428,487	436,300	1,705,549
北支事件特別税	—	—	—	400,482	1,228,813
寄附金	—	—	100,000	39,821	—
南満洲鉄道 附属地課税権 移譲交付金	—	—	—	—	881,741
南満洲鉄道 附属地施設 譲渡代金受入	—	—	—	—	1,720,844
(一般歳入計)	20,993,056	20,449,580	25,121,055	26,623,205	32,649,392
補充金	4,000,000	1,947,412	1,000,000	502,000	30,000
前年度 剰余金繰入	14,172,431	16,510,983	14,909,025	12,173,606	13,091,404
公債金	4,962	—	—	—	—
歳入総計	39,170,450	38,907,976	41,030,081	39,298,810	45,770,796

歳入実績比較表(その二つづき)

(単位 円)

昭和 14年度	昭和 15年度	昭和 16年度	昭和 17年度	昭和 18年度	昭和 19年度
8,909,607	10,505,918	13,009,736	14,863,542	16,692,912	24,725,325
2,491,737	2,425,989	1,824,594	2,011,055	1,823,486	2,161,239
3,207,920	4,589,820	7,352,633	8,877,004	9,862,595	17,242,040
2,060,306	2,186,189	2,286,080	2,297,437	2,981,049	2,941,227
149,936	208,888	275,093	350,470	436,045	587,927
8,270	6,583	—	60	—	—
990,000	1,088,437	1,271,250	1,327,500	1,383,750	1,524,375
1,435	11	84	15	205,985	268,517
2,039,422	2,105,040	2,012,020	2,418,690	2,868,132	3,603,577
1,596,493	2,042,321	3,435,993	4,733,542	6,283,430	11,443,715
1,228,399	2,209,765	1,292,818	880,461	1,273,888	1,214,012
45,776	50,820	30,664	73,675	114,540	482,462
1,080,191	2,115,335	1,106,286	710,225	1,064,010	731,549
99,040	42,909	141,596	96,530	95,337	—
3,390	700	14,270	—	—	—
—	—	—	—	—	—
4,116,642	8,708,300	13,676,502	25,157,633	29,406,221	32,247,502
237,932	395,225	43,525	91,464	24	521
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
45,125,576	64,708,621	79,388,217	122,589,835	159,878,964	203,685,868
1,300	8,787,302	13,278,596	19,051,097	19,949,768	27,225,948
22,998,585	35,431,315	53,766,723	58,559,404	76,148,851	105,587,991
—	—	—	—	—	—
68,125,461	108,927,237	146,433,536	200,200,336	255,977,583	336,499,807

第一節 概要

要

四七一

第二章 関東州の財政

四七〇

時軍事費特別会計への繰入額は一億六千七百万七千余円を予定されていた。

昭和二十年八月、終戦後数日にして関東州は、全面的にソ連軍の占領下に入った結果、占領軍の官庁建物の接收、治安の混乱に乗じて、随所に蜂起した中国人暴徒の建造物の掠奪等の被害により、簿冊記録の散逸をきたし、昭和十九年度および昭和二十年度の決算は現在に至るまで、結了しない状態にあることは遺憾とするところである。

〔附記〕

関東局特別会計は昭和十一年度において、一般会計に対し百四十万円的一般財源繰入を行なって以来、毎年度一般会計または臨時軍事費特別会計へ財源繰入を行なった。また昭和十二年十二月一日満洲国における治外法権の撤廃および南満洲鉄道附属地行政権の移譲に際し、特に留保された満洲国内の神社および日本人教育の行政に関する事務は、在満大使館教務部において掌理されていたが、昭和十五年四月関東局に在満教務部を設置し、その事務を継承すると同時に、在満日本人教育費国庫負担金は、関東局特別会計に計上された。よって昭和十一年度以降の歳出中より、他会計に対する財源繰入および在満日本人教育費国庫負担金を控除した額を、一般歳入に対比すれば第二十一表のとおりである。

関東局特別会計の補充金の特異な性質については、別項において詳述するとおり、その補充金の中には、満洲産銑鉄や木材の内地輸入税の還付額、在満日本人教育費国庫負担金の財源等を包含せしめ計上してあった。今日において、これらの混入分を分離して、純粋な補充金を抽出することは困難であるから、これら特異のものを含めた補充金の明治四十年以降昭和十九年度までの累計額は一億八千六百三十五万九千余円である。

しかるに、昭和十一年度以降昭和十九年度まで九年度に一般会計および臨時軍事費特別会計へ繰り入れた額の合計は三億五百九十三万余円であって、これに昭和十五年度以降支出した在満日本人教育費国庫負担金の経常部臨時部の合算額八千七百五十三万三千余円を加算すれば三億九千三百四十六万四千余円に達する。この額は関東都督府創設以来一般会計から受けた補充金累計額の二・一倍に相当している。

二 関東局特別会計補充金の特異性

関東局特別会計は明治四十年度に創設以来昭和十年度まで、毎年度おおむね三百万円ないし四百万円程度の補充金を一般会計より繰り入れて、財政の均衡を保ってきたことは、前掲の決算累年表により明らかなるところである。

しかし、この補充金の繰り入れは、関東州財政の歳入不足を補足するためにのみ行なわれたのではなく、わが国の大陸政策の一環として、慎重な考慮の下に用意された財政措置であった。すなわち関東局特別会計に対しては、その特異性に基づいて、一般会計から当然補充金の繰り入れを必要とする理由があったのである。

(一) 財政上最も顕著な特異性の第一は、行政区域のうち、関東州外の南満洲鉄道附属地が全く無税地域であつ

たことである。そもそもロシアから割譲を受けた東清鉄道南部線は日露の国交風雲急を告げつつあった明治三十五年に完成したといわれ、その建設に当たっては、遼陽、鉄岑、奉天、開原、長春等の古い城市から、わざと一定の距離をはなしてほとんど無人の原野に敷設したため、日本が継承した直後には、附属地全域を通じ、住民の戸数は五千、人口二万にすぎなかった。

わが国は、この附属地を満洲経済開発の根源地とするため、すみやかに内外人を誘致して、その安居楽業を図る必要を認めた結果、南満洲鉄道株式会社をして、巨資を投じてその沿線の必要な地域に道路、下水、上水道、公園等を整備した市街地を建設し、教育、衛生、消防、勸業等の地方行政に当たらしめ、関東局は警察、通信、気象観測等の行政を関東州内と一元的に執行した。しかしして附属地は前述のごとく鉄道沿線の細長の地域であるため、面積人口に比較して警察官署、郵便局、測候所等の行政施設を多数必要とし、はなはだしく行政費は割高になったが、附属地の住民からはいっさい租税を徴収しなかった。したがって関東局特別会計の補充金は、そのほとんどが附属地行政費の不足に充当されたのであって、ことに昭和年代に入っては、鉄道沿線の発展に伴い増嵩する歳出は、挙げて関東州内の歳入の増加に依存していたことは、昭和九年度の附属地行政費の総額が一千七十八万余円に達していたのに対し、その収入は四百二万余円にすぎず、差引不足額六百七十六万余円のうち補充金をもって充当された額は三百万円であったことをもっても明らかである。しかも、大正十四年度から昭和九年度まで十年間、毎年度三百万円に釘付けされていた補充金も、昭和十年度においては、前年度決算において多額

の歳計剰余金を生じたことを理由に皆減されるに至ったのである。

附属地の住民からはいっさいの租税を徴収しなかったことは前述のとおりであるが、附属地行政権を満洲国に移譲する準備として、昭和十一年度より附属地に酒税、煙草税、営業税、麦粉税およびセメント税を創設したことは既述のとおりである。

(二) 第二の特異性は特別会計に直接関係のない通り抜け勘定が含まれていたことである。

昭和十年度において、一般会計よりの補充金は皆減したにかかわらず、百九十四万七千余円の補充金が予算に計上されていた。これは内地へ輸入された満洲産銑鉄および木材に対し、関税払い戻しの意味において補助する奨励金に相当する額であった。この措置は昭和二年度から開始され、一般会計において輸入数量に応じて算出した額を特別会計に補充金として支出し、特別会計は関東州地方費に補助金として支出し、地方費から企業者に交付するいわゆる通り抜け勘定に該当し、関東局特別会計の実質にはなんら影響のないものであった。これに該当する補充金は、昭和十四年度をもって打切りとなった。

(三) 第三の特異性は昭和十五年度以降、満洲国内における日本人の教育費国庫負担金の財源に当てるための補充金が計上されたことである。

在満日本人教育費国庫負担金については別項において詳述されているので説明を省略する。

三 特別会計所管の変遷

関東都督府特別会計は、創設以来所管の異動すること七回、名称もまた関東庁特別会計、関東局特別会計と二度改められた。

明治四十年三月、始めて関東都督府特別会計が設けられたときは、外務省所管であったが、明治四十三年六月、内閣拓殖局の設置に伴い大蔵省所管に移管された。大正二年六月拓殖局の廃止によりふたたび外務省所管に復したが、大正六年七月、内閣拓殖局の再置によってふたたび大蔵省所管に移った。大正八年四月、関東庁官制の公布とともに関東庁特別会計と改称された。昭和四年六月拓務省の設置に伴い、拓務省所管に移されたが、昭和九年十二月、対滿事務局の設置と同時に、関東局官制の公布に伴い、関東局特別会計と改称し、三度大蔵省所管となった。昭和十七年十一月大東亜省の設置に伴い、大東亜省所管に移管され、終戦により大東亜省の廃止に伴い、三度外務省の所管に移された。

第二節 歳入

一 租税

関東州における租税には、国費に属するものと、地方費に属するものがあつた。終戦時において前者に属するものは地租、塩税、所得税、取引所税、酒税、煙草税、臨時利得税、麦粉税、セメント税、外貨債特別税、揮発油税、法人資本税、家屋税、特別法人税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、物品税、建築税、遊興飲食税、清涼飲料税、骨牌税、馬券税、広告税、特別行為税の二十六種、後者に属するものは営業税、雑種税の二種であつた。これら租税の変遷の概要は前項において略述したが、各税種の沿革と概要を摘記すれば次のとおりである。

1 地租

地租は明治三十八年十月遼東守備軍令に基づいて制定した、関東州民政署令第六号「関東州地租規則」により同年分から徴収を開始した。当時戦後草創の際、賦課徴収の簡易を旨とし、露治時代の旧制を参酌して課税の対象を田畑に限り、地勢の優劣、地味の肥瘠を問わず一率に一畝（約百八十三坪）につき年十銭を課した。大正七年に至り税率を一畝につき十五銭に改め、次いで大正九年に二十銭に改めた。地租の制度を、かく旧制に対し弥縫的に改正を加えてきた理由は、関東州の土地調査事業の完成をまって根本的の改正を企図していたからである。

大正十年度において二十一万七千余円の徴収実績が、十六年後の昭和十二年において二十一万六千余円と若干の減収を示しているのは課税の対象が田畑に限られ、宅地には賦課されないため、都会地の膨脹発展により田畑が減少した結果である。

第二十四表
関東州の有租地地価額
(単位 円)

区分	地価額
田	169,361
畑	47,048,257
宅地	31,526,552
雑種地	1,428,531
計	80,172,701

ここにおいて、昭和十三年勅令第二百五十二号をもって「関東州地租令」が制定され、土地の所有者または質権者を納税義務者と定め、田および畑に對しては地価の千分の十、宅地および雑種地に對しては当分の内地価の千分の六の割合をもつて賦課し、地価は十年ごとに一般的に改訂することとなつた。昭和十九年には宅地雑種地に對する緩和規定を廃止し、一率に地価の千分の十をもつて賦課することに改められた。

この税率改正の結果、昭和十九年度の収入実績は七十九万円に達し、これを明治四十年度に比較するときは七・五倍、昭和元年度に比較すれば三・六倍の増加を示した。

昭和十九年四月一日現在の納税人員は九万七千百人、有租地地価額は第二十四表のとおりであった。

2 塩 税

塩税は明治三十八年五月遼東守備軍令第二十一号「塩税規則」により賦課徴収された。昭和十二年三月関東局令第十九号をもつてこの規則が大幅に改正されるまでは三十年間終始課税単位

税 実 績 (単位 キログラム,円)

昭和18年度		昭和20年度(予)	
数量	金額	数量	金額
27,569	220,550	24,023	192,185
108,367	54,183	97,116	48,557
135,936	274,733	121,139	240,742
219,739	351,582	270,347	324,417
198,226	99,113	186,560	223,872
417,965	450,695	456,908	548,289
—	—	11	176
45,121	22,561	39,122	19,561
45,121	22,561	39,133	19,737
599,023	747,989	617,181	808,768

第二十五表 関東州の塩税課

区 分	昭和16年度		昭和17年度		
	数量	金額	数量	金額	
州内	一般消費	24,983	199,868	19,517	156,236
	化学工業	65,652	32,826	109,259	54,628
	小計	90,635	232,694	128,776	210,764
州外	輸化出	321,015	513,624	270,288	432,460
	化学工業	192,556	96,278	168,900	84,449
	および漁業	513,571	609,902	439,188	516,909
輸入塩	一般消費	32	520	.5	8
	化学工業	40,055	20,027	32,191	16,095
	小計	40,087	20,547	32,192	16,103
合 計	644,294	863,143	600,156	743,776	

に清国時代の旧慣による一石すなわちわが二石五斗の容量に相当する枬目を使用した。

しかして州内産塩については製造者が製造場より移出するとき、輸入塩については関東州外より輸入するとき(ただし日本製塩は除外)徴収し、税率は移出税一石につき六十銭、輸入税一石につき一円五十銭であった。

昭和十二年の塩税規則改正により塩税の税率は次のごとく改められた。

- (イ) 関東州において消費する目的をもつて製造場より移出する塩は百キロに付八十銭とす。ただし当該官庁の承認を受け別に指定する化学工業の用に供する塩は百キロに付五銭とす。

(ロ) 当該官庁の承認を受け関東州外に輸出する目的を以て製造場より移出する塩は百キロに付十六銭とす。ただし化学工業又は漁業の用に供する塩にして別に指定するものは百キロに付五銭とす。

(ハ) 関東州外より輸入する塩（日本産塩および通過貨物たる塩を除く）には百キロに付一元六十銭とす。ただし当該官庁の承認を受け別に指定する化学工業の用に供する目的を以て関東州外より輸入する満洲国産塩は百キロに付五銭とし輸入の際輸入者よりこれを徴収す。

次いで、昭和十九年九月の税率改正により関東州外に輸出する目的をもって製造場より移出する塩は化学工業用、漁業用の区別を廃し、一率に百キロに付き十二銭に改められた。

関東州産塩は天日産塩であるため、天候により製塩量一定せず、また内地その他の需要関係により左右され、年々税収は不安定であった。

昭和十六年度以降の課税実績および昭和二十年度予算は第二十五表のとおりであった。

3 所得税

大正九年勅令第二百二十七号をもって「関東州所得税令」を施行し、関東州に本店または主たる事務所を有する法人はその普通所得、超過所得および清算所得につき、また、内地、朝鮮、台湾、樺太以外に本店または主たる事務所を有する法人であつて、関東州内に資産または営業を有するときは、その資産または営業より生ずる普通所得、超過所得および清算所得につき、左の区分により毎事業年度または清算結了の都度これを賦課することとした。なお、大正十五年以降、法人に非ざる社団もこれを法人とみなし、普通所得および清算所得に付課税し、関東州の特殊事情に適應せしめることとした。

一 普通所得	百分の五		
二 超過所得			
	資本金額に対し年百分の十を越ゆるもの	百分の四	
	同	百分の二十を越ゆるもの	百分の十
	同	百分の三十を越ゆるもの	百分の二十
三 清算所得	百分の五		

所得税はこのように法人にのみ課税したため、経済界の好不況に左右され、その収入はすこぶる不安定であった。しかも本税収の主なもの南満洲鉄道株式会社の所得税であつて、その他は昭和四年から八年までの五カ年間の平均が五十万円内外にすぎなかつた。満鉄の所得税も同社の業績によりはなほだしい高低があり、たとえば昭和六年度においては百六万円の納税があつたが、昭和七年度においては皆無となり、昭和八年度においては一躍三百十六万余円の納税があつた状況で、全く変動常なき税収であつた。

昭和十二年勅令第二百八十九号により、「関東州所得税令」は全文改正され、新たに第二種所得税および第三種所得税が創設された。その結果、

- (一) 関東州に住所又は一年以上の居所を有する者
- (二) 関東州に住所又は一年以上の居所を有せざる者にして左の各号の一の所得を有する者

- (イ) 関東州に資産又は営業を有するとき
 - (ロ) 関東州において公債、社債又は銀行預金の利子の支払を受くるとき
 - (ハ) 関東州に本店又は主たる事務所を有する法人より利益若は利息の配当、剰余金の分配又は利益若は剰余金の処分たる賞与もしくは賞与の性質を有する給与を受くるとき
 - (ニ) 関東州において一時恩給又は之に類する退職給与の支払を受くるとき
- はいずれも納税義務を有することとなった。

しかして所得の種別を第一種、第二種および第三種に分類し、第一種所得を（甲）法人の普通所得、（乙）法人の超過所得、（丙）法人の清算所得とし、第二種所得を（甲）公債、社債または銀行預金の利子、（乙）外国居住者にして関東州に本店または主たる事務所を有する法人より受くる利益もしくは利息の配当、剰余金の分配または利益もしくは剰余金の処分たる賞与もしくは賞与の性質を有する給与、（丙）関東州において支払を受くる一時恩給またはこれに類する退職給与（丙）は昭和十三年勅令第二百十号により追加）とし、第三種所得を第二種に属せざる個人の所得となし、左の区分により第一種の所得については、毎事業年度ごとに、また清算所得については清算または合併の際徴収し、第二種所得はその金額支払の際支払者これを徴収し、毎月分を翌月十日までに政府に納付せしめ、第三種所得税は年額を三分し、第一期その年九月一日より三十日限り、第二期その年十一月一日より三十日限り、第三期翌年二月一日より末日限りこれを徴収することとした。なお、大正十五年以来法人に非

ざる社団もこれを法人とみなし所得税を課することとした。

税 率

(イ) 第一種

甲 普通所得

関東州に本店又は主たる事務所を有する法人 百分の六

関東州に本店又は主たる事務所を有せざる法人 百分の九

乙 超過所得 (従前通り)

丙 清算所得 百分の九

しかして同族会社が各事業年度に於て留保した金額が一定の限度を超過するときは、超過留保金額に特定の税率を適用して算出した税額を、普通所得に対する所得税に加算す。

(ロ) 第二種

甲 国債の利子 百分の一・五

其他 百分の三

乙 百分の五

丙 (昭和十三年勅令第二百十号追加)

二万円以下の金額	百分の三
二万円を越ゆる金額	百分の六
十万円を越ゆる金額	百分の十四
五十万円を越ゆる金額	百分の二十

(ハ) 第三種

千五百円以下の金額	百分の〇・六
千五百円を越ゆる金額	百分の一・五
二千円を越ゆる金額	百分の二
三千円を越ゆる金額	百分の三
五千円を越ゆる金額	百分の四
七千円を越ゆる金額	百分の五
一万円を越ゆる金額	百分の六・五
一万五千円を越ゆる金額	百分の八
二万円を越ゆる金額	百分の九・五
三万円を越ゆる金額	百分の十一

四万円を越ゆる金額	百分の十三
五万円を越ゆる金額	百分の十五
七万円を越ゆる金額	百分の十七
十万円を越ゆる金額	百分の十九
二十万円を越ゆる金額	百分の二十一
五十万円を越ゆる金額	百分の二十三
百万円を越ゆる金額	百分の二十五
二百万円を越ゆる金額	百分の二十七
三百万円を越ゆる金額	百分の三十
四百万円を越ゆる金額	百分の三十三

ただし、第二種内に属せざる一時恩給およびこれに類する退職給与および山林所得に対しては、その他の所得と区分し、一時恩給およびこれに類する退職給与については、支払者を異にすることにその支払金額より五千円を控除した金額に、第二種内の税率を適用して算出した金額をもってその税額とし、山林所得についてはその所得を五分した金額に対し、右の税率を適用して算出した金額を五倍した額をもってその税額とした。

所得税は昭和十三年三月勅令第二百十三号をもって「関東州支那事変特別税令」の施行により、大要次のごと

く増徴された。

増徴税率

(イ) 第一種

甲 普通所得

税率百分の六を百分の七・三五

税率百分の九を百分の十一

(ロ) 第二種

甲 国債の利子

利率年四分以下のもの 百分の一・五

利率年四分を超ゆるもの 百分の一・八七

国債以外の公債及社債の利子

利率年四分五厘以下のもの 百分の三・二

利率年四分五厘を超ゆるもの 百分の三・七五

其他 百分の三・二

乙 百分の六・二五

(ハ) 第三種

所得税額の百分の十三・五に相当する税額

右の増徴税率もその後しばしば改正されたが、昭和十八年「関東州大東亜戦争特別税令」の改正（勅令第三百三十五号）により同令による所得税の増徴は昭和十八年四月一日限り廃止し、同時に「関東州所得税令」の税率を改正して複雑な税率を単純化した。これよりさき、「関東州所得税令」も、本邦の所得税法の改正に対応して、昭和十三年、十五年、十六年、十七年、十八年の改正を経て、昭和十九年勅令第八十五号により、所得税率は大要左のごとく大幅に改正された（昭和十九年四月一日施行）。

税 率

(イ) 第一種

甲 普通所得

関東州に本店又は主たる事務所を有する法人 百分の二十

関東州に本店又は主たる事務所を有せざる法人 百分の三十

乙 清算所得 百分の十五

(ロ) 第二種

甲 国債の利子

利率年四分以下のもの 百分の七・六

利率年四分を超ゆるもの 百分の八・五

国債以外の公債及び社債の利子

利率年四分五厘以下のもの 百分の十一

利率年四分五厘を超ゆるもの 百分の十二

其他 百分の十二・五

乙 利益若は利息の配当又は剰余金の分配

納税義務者が所得税法施行地に住所又は一年以上居所を有する者なる場合

百分の十八

納税義務者が所得税法施行地、朝鮮、台湾、樺太及び南洋群島以外の地域に住所又は一年以上居所を有する者なる場合

百分の二十四

其他 百分の二十

丙 所得金額を左の各号に区分し逕次に各税率を適用する。

二十万円以下の金額 百分の十

二十万円を超ゆる金額 百分の二十

十万円を超ゆる金額 百分の三十
五十万円を超ゆる金額 百分の四十

(ハ) 第三種

千円以下の金額 百分の一

千円を超ゆる金額 百分の一・五

千二百円を超ゆる金額 百分の二・五

千五百円を超ゆる金額 百分の三

二千円を超ゆる金額 百分の五

三千円を超ゆる金額 百分の七

五千円を超ゆる金額 百分の九

七千円を超ゆる金額 百分の十二

一万円を超ゆる金額 百分の十五

一万五千円を超ゆる金額 百分の十八

二万円を超ゆる金額 百分の二十一

三万円を超ゆる金額 百分の二十四

四万円を超える金額	百分の二十七
五万円を超える金額	百分の三十
七万円を超える金額	百分の三十三
十万円を超える金額	百分の三十六
十五万円を超える金額	百分の三十九
二十万円を超える金額	百分の四十二
三十万円を超える金額	百分の四十五
五十万円を超える金額	百分の四十八
七十万円を超える金額	百分の五十一
百万円を超える金額	百分の五十五
二百万円を超える金額	百分の六十
三百万円を超える金額	百分の六十五

この増税の結果、昭和十九年度の所得税の実収額は六千五百四十九万八千円に達し、昭和十二年度の実収額四百三十六万円に比較し十五倍の増加を示した。

4 取引所税

関東州には官營の大連取引所と、民營の大連株式商品取引所の二取引所があった。官營大連取引所は満洲の重要物産である大豆、豆粕、高粱、包米および雑穀ならびに銭鈔を取引物件として、大正二年に設置されたが、満洲国建国後の経済界の推移にかんがみ昭和十四年十月三十一日限り廃止された。大連株式商品取引所の取引物件は有価証券ならびに綿糸布、麻布、人絹、麦粉および砂糖で、大正八年に設立されたが、有価証券のほかは昭和十五年以降上場を中止するに至った。

取引所税は大正八年勅令第四百九十四号「関東州取引所令」に基づいて制定された「関東州取引所税規則」(大正九年関東庁令第八号)により取引所営業税および取引税に区分して賦課徴収した。

(イ) 取引所営業税 取引所営業税は株式会社組織の取引所に対し、その売買手数料収入金額の百分の十五の割合をもって毎月分を各翌月末に徴収した。

(ロ) 取引税 取引税は取引所における取引人定期取引の売買各約定金額に対し、左記税率により毎月分を翌月末取引人より徴収した(第四種は昭和十二年規則改正により削除)。ただし国債証券の取引には課税しない。

第一種 地方債、証券、社債券	定期取引の売買各約定金額	一万分の一・五
第二種 有価証券	同	一万分の三
第三種 商品	同	一万分の二
第四種 銭鈔	同	十万分の一

取引所税は本税を創設した翌年度の大正十年度においては三十四万三千円の税収があったが、爾来漸減の傾向をたどり、昭和元年度十二万七千円、昭和十年度十六万九千円、昭和十五年度一万七千円、昭和十九年度三万三千円の税収にすぎず、昭和十九年度の実績は大正十年度実収額の十分の一以下に減少した。

5 酒 税

酒税は大正十一年四月二十日より施行にかかる大正十一年勅令第九十八号「関東州酒税令」に基づいて賦課徴収を開始した。この税令は昭和十八年三月勅令第三百三十六号をもって全文改正され、それ以後は前者を旧税令と呼称することになった。

大正十一年関東州に酒税および次項に述べる煙草税を創設するに当っては、関東州の特殊事情すなわち、管内住民の大多数が内地人以外の民族であること、自由港のため世界各地の製品が無税で自由に輸入されること、僻地では自家用の酒、煙草の製造が行なわれていることを勘案して、単に造石税としてではなく、消費税としての性格を多分に採り入れて制定された。したがって、その税収は中国人間の通貨であった銀価の騰落、一般財界の景況等に伴う価格の変動、需要の多少により増減を生ずる不安定な税収であった。

旧税令は大正十一年四月から昭和十八年三月まで満二十一年間施行され、その間数回の改正が行なわれた。その沿革をたどれば次のようである。

(イ) 旧税令の課税物件

関東州において消費される酒類に対し賦課することを原則とし、酒精および酒精を含有する飲料はすべて本税の客体であった。

課税上酒類を醸造酒、蒸餾酒、再製酒の三種に分ち、関東州内において酒類を製造するには免許を要することとし、その製造石数に応じ税率を適用して一定納期に徴収した。また関東州外より輸入する酒類については保税地域または郵便局より引き取る際、引取石数に応じ引取人より税金を徴収した。一方、支那酒である清酒、黄酒、濁酒にかぎり一酒造年度二石を最高限度として自家用酒の製造を免許した。その税金の徴収は地租と同じく各会長をしてその管内の税金を取りまとめ、民政署（税務署）に納入せしめる間接徴収方法を採用して、徴収上の煩勞を避け、一面納税者の便宜を計った。

(ロ) 旧税令の税率

旧税令の税率の変遷は次のようである。

	大正十一年		大正十五年		昭和十二年	
	創設時	改	正	改	正	正
(一) 醸造酒						
支那酒たる清酒、黄酒、濁酒	一石に付	一円	三円	七円		
麦酒	同	四円	六円	十五円		
葡萄酒、シャンパンその他の果実酒	同	十二円	十六円	二十五円		
前記以外の醸造酒						

酒精分二十度以下のもの	同			
酒精分二十度を超ゆるもの (酒精分一度毎に加算)	同	十円	十二円	二十円
自家用酒 (支那酒たる清酒、 黄酒、濁酒に限る)	一石以下年額	八十銭	三元	七円
	一石以上年額	一元六十銭	六円	十四円

(二) 蒸餾酒

酒精(純酒精分一度毎に)	一石に付	一円五十銭	四十銭	五十銭
焼酎、支那焼酒で酒精分二十度以下のもの	同	三元	五円	十円
同酒精分二十度を超え三十五度以下のもの	同	三十銭	四十銭	四十銭
同酒精分三十五度を超ゆるもの (酒精分一度毎に加算)	同	三十銭	四十銭	五十銭
同酒精分五十度を超ゆるもの (酒精分一度毎に加算)	同	一	一	五十銭
前記以外の蒸餾酒(酒精分一度毎に)	同			(但し二十五円を下らず)

(三) 再製酒

白酒、味淋	一石に付	十二円	二十円	
前記以外の再製酒(酒精分一度毎に)	同	三十銭	四十銭	五十銭

昭和十八年三月勅令第三百三十六号をもって「関東州酒税令」は全文改正され、酒税を酒類造石税および酒類
庫出税の二種とし、税率を左のように定めた。

(一) 清酒	造石税	一石に付	二十円	(酒精分二十度を超ゆるときは酒精分二十度を超ゆる一度毎に七円を加う)
	庫出税	同	百十円	
(二) 合成清酒	造石税	同	二十五円	(酒精分二十度を超ゆるときは酒精分二十度を超ゆる一度毎に七円を加う)
	庫出税	同	百十円	
(三) 黄酒	造石税	同	九十五円	
(四) 白酒および味淋	造石税	同	二十円	(酒精分二十八度を超ゆるときは酒精分二十八度を超ゆる一度毎に五円を加う)
	庫出税	同	百二十円	
(五) 酒精	庫出税	同	酒精分一度毎に二円五十銭	
(六) 焼酎	造石税	同	九十円	(酒精分五十度を超ゆるときは酒精分五十度を超ゆる一度毎に二円を加う)
(七) 麦酒	庫出税	同	百円	
(八) 果実酒	庫出税	同	百円	
(九) 雑酒	造石税	同	二十五円	(酒精分二十度を超ゆるときは酒精分二十度を超ゆる一度毎に八円を加う)

庫出税 同 百三十円

輸入の酒類で左に掲げるものについては、前掲の規定にかかわらず左の税率により酒類庫出税を課した。

- (一) 清酒 一石に付 百三十円
- (二) 合成清酒 同 百三十五円
- (三) 黄酒 同 九十五円
- (四) 白酒および味淋 同 百四十円
- (五) 焼酎 同 九十円
- (六) 雑酒 同 百五十五円

(含有酒精分超過加算は造石税の場合と全く同じ)

しかして、自家用酒類の製造は昭和二十年八月三十一日まで従前の例により認めることとし、それ以後は廃止することに規定された。

このように造石税、庫出税の二種に酒税を分け、全文にわたり改正された税令も施行わずか一年にしてふたたび大改正が加えられた。すなわち、昭和十九年三月勅令第百九十号をもって造石税、庫出税の区別はこれを撤廃し、従来自由販売制であった酒類販売業を政府の免許制に改め税率を次のように大幅に引上げた。

(一) 清酒

- 第一級 一石に付 二百五十円 (酒精分二十度を超ゆるときは酒精分二十度を超ゆる一度毎に十三円を加う)
- 第二級 同 百七十円 (酒精分二十度を超ゆるときは酒精分二十度を超ゆる一度毎に九円を加う)
- 第三級 同 百五十円 (酒精分二十度を超ゆるときは酒精分二十度を超ゆる一度毎に八円を加う)

(二) 合成清酒

- 第一級 同 百七十円 (酒精分二十度を超ゆるときは酒精分二十度を超ゆる一度毎に九円を加う)
- 第二級 同 百五十円 (酒精分二十度を超ゆるときは酒精分二十度を超ゆる一度毎に八円を加う)
- (三) 黄酒 同 百五十円

- (四) 白酒および味淋 同 二百円 (酒精分二十八度を超ゆるときは酒精分二十八度を超ゆる一度毎に八円を加う)
- (五) 酒精 同 酒精分一度毎に三元二十銭
- (六) 焼酎 同 百三十円 (酒精分五十度を超ゆるときは酒精分五十度を超ゆる一度毎に三元を加う)
- (七) 麦酒 同 百四十円
- (八) 果実酒 同 百五十円
- (九) 雑酒 同 二百二十円 (酒精分二十度を超ゆるときは酒精分二十度を超ゆる一度毎に十一円を加う)

この増税の結果、昭和十九年度の酒税実収額は七百七十九万円に達し、昭和元年度の実収額三十二万六千円の一三・八倍、昭和十年年度の実収額六十五万五千円の一・八倍、前年度実収額五百六十一万二千元に比較するも

第二十六表 関東州の煙草税課税率の変遷

課税基準	大正11年 創設時	大正12年 勅令第35号	昭和16年 勅令第298号	昭和18年 勅令第338号	昭和19年 勅令第193号
小売定価	100分の25	100分の25	100分の37	100分の60	100分の72
小売定価	—	100分の35	100分の55		
小売定価	100分の30	100分の30	100分の45	100分の40 (昭和20年8月31日まで 耕作を認め以後廃止)	100分の55
小売定価	100分の25	100分の25	100分の37		
年 税	50銭	50銭	2円		

三八パーセントの増収を示した。

6 煙草税

煙草税は大正十一年勅令第九十九号「関東州煙草税令」により創設され、大正十一年四月二十日より酒税とその期を一にして実施された。

本税もまた酒税と同じく関東州において消費する煙草をもって課税の目的とし、煙草の耕作、製造、販売は免許を受けしめ、一面管内の特殊事情にかんがみ、自家用煙草の制度を設け、耕作面積三十坪を限度として年税五十銭（後二円に増税）を徴して耕作喫用を免許した。自家用煙草税の徴収方法も自家用酒税とその取扱を一にし、各管轄会長をして取りまとめ民政署長（税務署長）に納付させた。

煙草は課税製造煙草および葉煙草に大別し、さらに製造煙草は口附紙巻煙草、刻煙草およびその他の製造煙草に、葉煙草は各等級に区分し、小売定価または小売価格を課税標準とし、保税地域（製造場を含む）または郵便局より引取る際各税率に従い引取人より徴収した。

煙草税創設以来課税率の変遷は第二十六表のとおりである。

種 類
草草草草草草草草草草
煙煙煙煙煙煙煙煙煙煙
紙紙紙紙紙紙紙紙紙紙
造造造造造造造造造造
口口口口口口口口口口
製製製製製製製製製製
葉葉葉葉葉葉葉葉葉葉
自家用煙草

この増税の結果、昭和十九年度の煙草税の実収額は二千百十八万三千円に達し、昭和元年度実収額六十八万二千円の三十一・六倍、昭和十年度実収額百二十七万九千円の十六・五倍、前年度実収額千六百八十六万二千円に比較するも二五パーセントの増収を示した。

7 麦粉税

麦粉税は昭和十二年勅令第二百九十三号「関東州麦粉税令」により創設された。麦粉の製造は製造場一カ所ごとに政府の免許を受けさせ、麦粉税は保税地域より麦粉を引き取るとき、その引取人から一包装につき十銭（一包装にして二十四キロを超ゆるものあるときは二十四キロ又は其の端数毎に十銭）の割合をもって徴収した。

自己またはその同居家族の用にのみ供するため、自ら製造する麦粉については麦粉税令を適用せず、また保税地域相互間には未納税運送の制度を認めた。当該官庁の承認を受けて関東州外に輸出する麦粉について免税することは酒税、煙草税、セメント税、揮発油税等の場合と全く同様である。

麦粉税は戦局の苛烈化に伴い麦粉の輸入量が激減したため昭和十九年度の実収額はわずかに二万六千円にすぎず、税収の最も多かった昭和十四年度実収額三十四万七千円の約十三分の一、前年度実収額八万円に比較するも約三分の一に減収を示した。

8 セメント税

セメント税は昭和十二年勅令第二百九十二号「関東州セメント税令」により創設された。セメントの製造は免許制度とし、セメント税は保税地域よりセメントを引き取るときその引取人より百キロに付き二十銭の割合をもつて徴収した。

セメント税は麦粉税、営業税とともに南満洲鉄道附属地を満洲国に移譲する準備として、満洲国の税制に対応して、昭和十一年度から附属地に課税したものであった。したがって、特別会計歳入実績比較表に掲げた昭和十一年度のこれらの税収額は、全額附属地の課税であつて、昭和十三年度以降の実績が関東州の純実収額である。十九年度のセメント税実収額十万円を十三年度実収額に比較すれば六三パーセントに相当するにすぎない。

9 外貨債特別税

外貨債特別税は昭和十二年勅令第七百十号「関東州外貨債特別税令」をもつて創設された。関東州に住所を有し、または一年以上居所を有する者であつて外貨債を所有する者を納税義務者とし、外貨債利子金額中外貨国債にあつては利率年五分、外貨国債以外の外貨債は利率年五分五厘に相当する金額を超える金額に、十分の七を乗じた金額をもつてその税額とした。昭和十五年勅令第七百七十五号をもつてこの税率は外貨国債にあつては利率年四分、外貨国債以外の外貨債にあつては、利率年四分五厘に相当する金額を超える金額に、十分の七を乗じた金額をもつてその税額とすることに改められた。しかるに、昭和十九年度においては管内に外貨債所有者が皆無となつたため、外貨債特別税の税収額は皆減するに至つた。

10 揮発油税

揮発油税は昭和十二年勅令第二百九十一号「関東州揮発油税令」により創設された。揮発油とは摂氏十五度における比重〇・八〇一七を超えない鉱油をいい、石炭、亜炭、油母頁岩または天然瓦斯を原料として製造した揮発油は課税の対象にならなかつた。揮発油の製造は免許制度とし、保税地域より揮発油を引き取るときその引取人から一キロリットルにつき十三円二十銭（昭和十五年勅令第七百七十八号により十五年四月以降は三十四円三十五銭に増税）の税率をもつて徴収した。

昭和十九年度の実収額は四万三千元であつて、最も税収の多かつた昭和十五年度の実収額五十四万九千元に比較し十二・五分の一に減少したが、これは管内における民需用の揮発油の絶対量が減少した結果にほかならなかつた。

11 法人資本税

法人資本税は昭和十三年勅令第二百一十一号「関東州法人資本税令」により創設され、昭和十三年四月一日以後終了する事業年度分より適用された。関東州に本店を有する法人の資本、または外国法人であつて関東州に資本を有するときはその資本につき、事業年度終了の都度資本額に対し万分の五（昭和十五年勅令第七百七十四号により昭和十五年四月一日以後終了する事業年度分よりは万分の六、昭和十九年勅令第八百八十七号により昭和十九年一月一日以後終了する事業年度よりは千分の二の税率に改正された）の割合をもつて賦課徴収した。算出税額が年十円に満たないとき

は年十円とし、所得金額のない法人については資本税は免除された。

昭和十九年度の実収額は、三百五十三万五千円に達し、昭和十四年度の実収額五十二万五千円に比較し六・七三倍の増加を示した。

12 家屋税

家屋税は昭和十三年勅令第七百二号「関東州家屋税令」により創設され、有料借家に非ざる家屋については昭和十三年分家屋税より、有料借家については昭和十四年分家屋税より適用された。家屋税の課税標準は家屋台帳に登録した賃貸価格とし、所有者または質権者を納税義務者として百分の二の割合をもって賦課し、毎年七月および十二月に徴収した。しかして賃貸価格は五年ごとに一般的に改訂することとし、第一回の改訂は昭和十九年において行なう旨規定された。

昭和十九年度の実収額は九十四万四千円であって、昭和十四年度の実収額五十五万円に比較し一・七一倍、前年度の実収額六十一万一千円に比較し一・五四倍の増加を示した。これは昭和十九年四月一日現在において課税標準である賃貸価格の改訂を行なった結果による。

13 特別法人税

特別法人税は昭和十六年勅令第二百九十六号により創設され、同年四月一日以後に終了する事業年度分よりこれを適用した。特別法人税は関東州に主たる事務所を有する特別の法人

一 実業組合および実業組合連合会

二 金融組合および金融組合連合会

の剰余金（各事業年度の総益金より総損金を控除したる金額）を課税の対象としてその百分の七・五（昭和十九年勅令第百八十八号をもって同年四月一日以後終了する事業年度よりは百分の十五に改む）の税率をもって賦課徴収した。ただし剰余金額がその払込済出資金額に対し、年百分の三の割合をもって算出した金額を超えないときは特別法人税は課さなかった。

昭和十九年度の実収額は十六万四千円であって、昭和十七年度の実収額十八万五千円に比較し一一パーセントの減少を示したのは戦局の深刻化に伴い課税剰余金額が減少したためである。

14 大東亜戦争特別税

大東亜戦争特別税ははじめ支那事变特別税と称し、昭和十三年勅令第二百十三号「関東州支那事变特別税令」により創設され、同年四月一日より施行された。本税令のうち所得税の増徴、利益配当税、公債及社債利子税および物品税は、昭和十二年八月勅令第四百五十八号をもって一年度限りの期限付課税として制定された。「北支事件特別税令」の税種を継承したもので、通行税、入場税および特別入場税は新たな課税であった。翌十四年勅令第三百三十八号により、さらに建築税および遊興飲食税の二税が設けられたが、昭和十八年勅令第三百三十五号により所得税の増徴は本税令より削除し、所得税令の改正により増税することに改められた。

本税令の内容はおおむね内地および朝鮮、台湾、樺太、南洋等の外地の大東亜戦争特別税の内容とその軌を一にし、その税収は臨時軍事費特別会計の財源に充当したものであるから、ここには創設の際の税率と昭和十九年度における税率を対比しその概要を述べるにとどめる。

(イ) 所得税の増徴

所得税の項において既述したとおりである。

(ロ) 利益配当税

利益配当税は関東州に本店を有する法人より利益の配当を受ける者に対し、その配当金中配当率年七分の割合を超える金額を左の区分により配当金支払の際、支払者がこれを徴収し、毎月分を翌月十日までに政府に納付せしめた。

配当金中配当率年七分の割合をもって算出したる金額を超える金額 百分の十

配当金中配当率年一割の割合をもって算出したる金額を超える金額 百分の十五

(ハ) 公債及社債利子税

公債及社債利子税は関東州において公債または社債の利子の支払を受ける者に対し、利子金額中国債にあっては利率年四分、国債以外の公債および社債にあっては利率年四分五厘を超える金額の百分の十（昭和十九年勅令第百八十九号により百分の二十五に改正）に相当する金額を税額とし、利子支払の際、支払者がこれを徴収し毎月分を

翌月十日までに政府に納付せしめた。

(ニ) 建築税

建築税は、(イ)居住の用に供する家屋、(ロ)料理店業、貸席業、貸座敷業の用に供する家屋、(ハ)演劇、活動写真、演芸または観物の開催の用に供する家屋等を建築した場合においてその建築価格一万五千元以上のものに対し、その建築価格より七千五百円を控除した金額の百分の十（昭和十八年勅令第三百三十五号により百分の二十に改正）の割合をもって算出した金額を税額として、建築竣成の際これを徴収した。

(ホ) 通行税

通行税は汽車、電車、乗合自動車および汽船の乗客に対し等級、距離数等の区分により、運賃領収の際運輸業者においてこれを徴収し、毎月分を翌月末日までに政府に納付せしめた。課税標準および税率は数次にわたり改正されたので昭和十九年勅令第百八十九号による改正税率を掲げれば次のとおりである。

一等 乗車船区間のキロ数一キロまたはその端数に付 八厘

二等 乗車船区間のキロ数一キロまたはその端数に付 四厘

三等 乗車船区間のキロ数一キロまたはその端数に付 二厘

急行車または寝台車に乗車した場合は前掲の通行税のほか、急行料金または寝台料金の百分の二十の税率により通行税を課した。

(ハ) 入場税

入場税はこれを第一種および第二種に区別し、第一種は、(一)演劇、活動写真、演芸または観物を催す場所、(二)競馬場、(三)博覧会場、展覧会場、遊園地、鍛錬馬場を、第二種は舞踏場、麻雀場、ゴルフ場をいい、当初は入場料の百分の五の税率をもって入場税を賦課した。ただし、第一種の場所の入場料が一人一回三十九銭（後には二十八銭に改正）に満たない場合においては入場税を課税しなかった。

昭和十九年勅令第百八十九号をもって改正された入場税の税率は次のとおりである。

第一種の場合

入場料が一人一回七十五銭未満なるとき	入場料の百分の十
同 一円五十銭未満なるとき	入場料の百分の二十五
同 三円未満なるとき	入場料の百分の四十
同 四円五十銭未満なるとき	入場料の百分の五十五
同 四円五十銭以上なるとき	入場料の百分の七十

第二種の場合

撞球場	入場料の百分の三十
麻雀場	入場料の百分の五十

ゴルフ場 入場料の百分の九十

(ト) 特別入場税

特別入場税は運動競技で学生生徒または該競技をなすことを業としない者が行なうものにつき、観覧のため入場する者より料金を徴収する場合、その入場料の百分の五（後には百分の十に改む）をもって主催者これを徴収し、競技終了後直ちに政府に納付せしめた。入場料が一人一回三十九銭（後には二十八銭に改む）に満たない場合においては、入場税の場合と同様に特別入場税を課さなかった。

(チ) 物品税

本税はおおむね奢侈品、生活上の不要不急品、戦時下における物資需給調節品中の必要な物品について課税することとし、これを第一種、第二種および第三種（後には第三種は削除した）の物品に区分し、第一種および第二種はこれをさらに甲類、乙類、丙類、および丁類（当初は甲類および乙類のみ）に分類した。しかして第一種の物品については小売業者が販売した小売価額により、第二種および第三種の物品については製造場より移出するときの価格または数量により毎月分を翌月末日までに小売業者または製造者より徴収した。ただし、保税地域より引き取る物品については、原則として引き取りの際の価格または数量により引取人より徴収した。

物品税は昭和十二年北支事件特別税の物品特別税として創設以来ほとんど毎年その課税対象と税率の改正を重ねた結果、昭和十三年四月一日の課税物件は第一種二十四、第二種二十一、第三種二、計四十七種目であったの

が、昭和十九年四月一日には第一種七十四、第二種四十九、計百二十三種目に達した。しかして昭和十九年四月一日の税率を昭和十三年の税率（かっこ内）に比較すれば次のとおりである。

第一種

- 甲類 物品の価格百分の八十（百分の十五）
- 乙類 物品の価格百分の四十（百分の十）
- 丙類 物品の価格百分の二十
- 丁類 物品の価格百分の十

第二種

- 甲類 物品の価格百分の八十（百分の十五）
- 乙類 物品の価格百分の四十（百分の十）
- 丙類 物品の価格百分の三十
- 丁類 物品の価格百分の二十

(ウ) 遊興飲食税

本税は料理店、貸席、旅館その他大使の定める類似の場所における遊興、飲食および宿泊につき、その場所の経営者が、名称の何たるかを問わず遊興、飲食および宿泊をなしたる者から領取する金額に対し賦課し、当該場

所の経営者から徴収した。昭和十九年四月一日現在における税率を昭和十四年本税創設当初の税率（かっこ内）に対比すれば次のようである。

- (一) 芸妓の花代 料金の百分の百二十六（百分の二十一）
- (二) 娼妓、俳優、酌婦の花代 料金の百分の四十八（百分の九）
- (三) 芸妓の花代またはその他の花代を伴う遊興飲食の料金。ただし芸妓の花代およびその他の花代を除く 料金の百分の五十
- (四) カフェー、バーにおける遊興飲食の料金。ただし芸妓の花代およびその他の花代を除く 料金の百分の六十（百分の十五）
- (五) 前各号以外の遊興飲食の料金 料金の百分の四十
- (六) 旅館における宿泊の料金 料金の百分の二十

しかして遊興飲食の料金が一人一回二元未満（当初は五円未満）の場合および旅館における宿泊の料金が、一人一泊五円に満たない場合には課税しない。ただし、芸妓の花代その他の花代、芸妓の花代またはその他の花代を伴う遊興飲食の料金には免税点の設けはなかった。

15 清涼飲料税

本税は昭和十七年三月勅令第二百五十七号「関東州清涼飲料税令」により創設し、昭和十七年四月一日より施

行した。本税令において清涼飲料と称するのは炭酸瓦斯を含有する飲料をいい、清涼飲料の製造については製造場一カ所ごとに政府の免許を受けしめ、製造場より移出される玉ラムネ壘詰のもの一石に付十二円(当初は六円)、その他の壘詰のもの一石に付三十五円(当初は十五円)、壘詰以外のものについては炭酸瓦斯使用量一キログラムに付十一円(当初は六円)の税率をもって賦課徴収した。

昭和十七年度の収入実績は十六万九千円であったが、翌十八年度は九万三千円に減少し、十九年度は約二倍の増税を行なったにかかわらず実収額が十五万一千円にとどまったのは資材の払底により生産が減少した結果である。

16 骨牌税

本税は昭和十七年三月勅令第二百五十八号「関東州骨牌税令」により創設せられ、昭和十七年四月一日より施行された。骨牌の製造または販売については製造場または販売場一カ所ごとに政府の免許を受けしめ、骨牌税は骨牌を製造場より移出しまたは保税地域より引き取る場合に、製造者または引取人から徴収した。

骨牌税の税率は次のとおりであった。

- (一) 麻 雀 一組に付 十円(当初五円)
- (二) 花 牌 一組に付 五十銭(当初二十銭)
- (三) その他の骨牌 一組に付 一円五十銭(当初七十銭)

昭和十八年度の課税実績三十三万五千円について課税対象により区分すれば、その大半は花牌であって九三パーセントを占め三十一万円、残りの七パーセントはその他の骨牌に対する税額で二万五千円、最も高率の課税率が適用される麻雀に対する税額は皆無であった。

17 馬券税

本税は昭和十七年三月勅令第二百六十号「関東州馬券税令」により創設され、昭和十七年四月一日より施行された。馬券税は「関東州競馬令」による競馬を開催する者に課し、その税率は(一)勝馬投票券の発行により得たる金額の百分の五、(二)勝馬投票券の購買者に払戻すべき金額より勝馬投票券の券面金額に勝馬投票的中数を乗じて得た金額を控除したる金額の百分の二十であった。

昭和十七年度において五十八万九千円、昭和十八年度においては六十四万七千円の課税実績を挙げたが、戦局の推移にかんがみ競馬会の開催を中止するに至った結果、昭和十九年度以降においては税收皆無となった。

18 広告税

本税は昭和十七年三月勅令第二百五十九号「関東州広告税令」により創設され、昭和十七年四月一日より施行された。広告税は左の区分により課税した。

第一種

- 一 新聞紙、雑誌、書籍その他の出版物による広告

- 二 汽車、電車、自動車、汽船その他の交通運輸機関または交通運輸業の設備による広告
- 三 映画、入場券、乗車船券、気球その他満洲国駐劄特命全權大使の定むるものによる広告

第二種

- 一 立看板、掛看板、幟旗またはこれ等に類するものによる広告
- 二 ポスターによる広告
- 三 チラシその他大使の定むるものによる広告
- 四 建植看板、野立看板、額面広告またはこれ等に類するもの

広告税の税率も昭和十九年四月一日から大幅に改正されたので、当初の税率(かっこ内)と比較すれば次のようである。

第一種の広告 広告の料金の百分の二十(百分の十)

第二種の広告

第一号の広告 一個に付 三十銭(二十銭)

広告の面積一坪を超過るときは一個に付七十五銭(五十銭)

第二号の広告 一個に付 十五銭(十銭)

第三号の広告

チラシ 千個またはその端数に付 三十銭(二十銭)

その他 千個またはその端数に付 七十五銭(五十銭)

第四号の広告 広告の面積一坪またはその端数に付毎年三円(二円)

昭和十九年度の課税実績は十八万一千円であつて昭和十七年度の課税実績に比較し二六パーセント、前年度課税実績に比較し三三パーセントのそれぞれ増加を示している。

19 特別行為税

本税は関東州において最後に創設された課税であつて、昭和十八年三月勅令第三百三十九号「関東州特別行為税令」により昭和十八年四月一日より施行された。

本税の課税対象である特別行為とは

- 一 写真の撮影、現像、焼付および複写
- 二 調髪および整容
- 三 織物および被服類の染色(描絵を含む)および刺繍
- 四 被服類の仕立(編上を含む)
- 五 書画の表装
- 六 印刷および製本

七 写真機、蓄音機その他の修繕
八 金融機関の保護預り

をいい、名義の何たるを問わず、これらの行為をなす業を営む者がその行為の対価として取得する料金に対して百分の三十（当初は百分の二十）の税率をもって課税した。ただし、印刷および製本の行為については料金の百分の二十をもって課税率とした。

これらの特別行為についてはそれぞれ免税点を設け、零細な行為には課税をしない措置が講ぜられたが、一般大衆の日常の行為を対象とした広範囲の課税であったために昭和十八年度において百三十六万一千円、昭和十九年度においては三百三十二万五千円の税収をあげた。

20 臨時利得税

本税は昭和十年、内地の税制と均衡を図る必要上、時局の好影響を受けて収益を増大しつつあった関東州内の法人および法人に非ざる社団に対して、当分の内（昭和十二年十二月三十一日を含む事業年度分限り）賦課し、昭和十年一月一日を含む法人の事業年度分から適用する臨時税として、昭和十年五月勅令第三百十号「関東州臨時利得税令」によって創設された。

課税方法、税率等は内地の臨時利得税と同様で、関東州に本店または主たる事務所を有する法人の利得および所得税法施行地、朝鮮、台湾、樺太または関東州に本店または主たる事務所を有しない法人の関東州における資

産または営業より生ずる利得に対して課税するが、法人に非ざる社団も関東州所得税令の場合と同じくこれを税法上法人とみなしその利得に対して課税した。税率は利得金額の百分の十とした。利得金額とは法人の現事業年度（昭和十年一月一日以後において終了する各事業年度）の利益が既往事業年度（昭和六年十二月三十一日以前三年内に終了した各事業年度）の平均利益を超過する場合その超過額をいうのである。

この税令は昭和十二年勅令第二百九十号、昭和十三年勅令第三百十二号、昭和十四年勅令第三百十九号による改正を経て、昭和十六年勅令第二百九十七号により全文改正を行ない、新たに個人利得税を創設した。すなわち関東州に住所を有しまたは一年以上居所を有する者は臨時利得税を納める義務を有し、また住所居所共有せざる者、関東州に資産または営業を有するときはその利得についてのみ臨時利得税を納める義務を有することとした。次いで昭和十七年勅令第二百五十三号、昭和十八年勅令第三百三十五号による改正を経て、昭和十九年勅令第八十六号により利得の区分および税率は次のように改正された。

法人の臨時利得税は法人の利得を左の各級に区分し、逐次に各税率を適用してこれを賦課する。

- 一 利益金額中資本金額に対し年百分の十の割合をもって算出したる金額を超える金額
利得金額の百分の四十
- 二 同百分の二十の割合を以て算出したる金額を超える金額
利得金額の百分の五十
- 三 同百分の三十の割合をもって算出したる金額を超える金額
利得金額の百分の六十

個人の臨時利得税は左の税率によりこれを賦課す。

- 一 営業利得 利得金額の百分の三十
- 二 譲渡利得 利得を左の各級に区分し逡次に各税率を適用す。
 - 十万元以下の金額 利得金額の百分の二十五
 - 十万元を超える金額 利得金額の百分の三十

しかして、個人の営業利得とは個人の利益が昭和十三年以前二年の平均利益を超過する場合においてその超過額をいい、譲渡利得とは船舶または鉱業もしくは砂鉱業に関する権利もしくは設備の譲渡による収入金額より取得総額、設備費、改良費および譲渡に関する必要の経費を控除した金額であった。

昭和十九年度の臨時利得税の実収額は法人臨時利得税において千五百十六万四千円、個人臨時利得税において千七百八万三千円、合計三千二百二十四万七千円であつて、昭和十年度の実収額二十四万九千円に比較し百二十九倍余、個人臨時利得税を創設した昭和十六年度の実収額千三百六十七万六千円に比較するも二・三倍の増収を示した。

21 北支事件特別税

本税は北支事件費の財源に充当する目的をもつて昭和十二年八月勅令第四百五十八号「関東州北支事件特別税令」により創設された。北支事件特別税は所得特別税、臨時利得特別税、利益配当特別税、公債及社債利子特別

税および物品特別税の五種で、原則として本令施行後（昭和十二年八月二十七日公布）一年度限りの課税を規定した税令であつた。

本税令により徴収された税額は昭和十二年度から昭和十九年度までを合計して二百三十九万七千円に達した。

二 官業及官有財産収入

特別会計創設以来三十年間、官業及官有財産収入は常に租税収入より上位を占める有力な財源であつた。

官業及官有財産収入のうち、主なるものは通信収入、専売収入および土地家屋賃下料であつた。

通信収入の沿革については郵便料金の制度等内地と全く同一であるから、電信電話事業の分離および附属地通信事業の満洲国への移譲により財政上に及ぼした影響を述べるとどめ、内地においてかつて行なわれたことのない阿片および燐寸の専売収入ならびに土地家屋賃下料について詳述することとしたい。

1 通信収入

通信収入は昭和八年度までは郵便電信および電話収入と呼ばれ、切手収入、郵便収入、電信収入、電話収入、電信電話線路移転料収入および電信電話線路機械維持料収入を包括する科目の名称であつた。

関東州および南満洲鉄道附属地の通信施設は、日露戦争の際施設された野戦郵便および軍用電信に胚胎するが、一般公衆の利用に供されるに至つたのは、明治三十九年七月、関東郵便電信局の下に五十五の郵便電信支局

第二十七表 関東州の通信収入の内電信電話収入の占めた比率

(単位 円)			
年 度	通 信 収 入	内電信電話収入	比率
昭和 1	5,629,196	3,554,717	63%
4	6,857,011	4,364,862	63
7	8,561,647	4,965,628	58

が設置されたのに始まる。

関東通信官署の通信事業の範囲、料金等はほとんど内地の通信事業と同一であつて、郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金の業務も内地の当該事業会計の委託業務として取扱われた。したがって、その取扱数量の実績に応じ大蔵省預金部特別会計より郵便貯金取扱費を、簡易生命保険および郵便年金特別会計よりは簡易生命保険取扱手数料および郵便年金取扱手数料を毎年度雑収入に受け入れた。

通信収入のうち、その過半を占めるものは第二十七表に掲げるように、電信電話事業に関する収入であつて、その実収額は昭和七年度において四百九十六万余円に達した。

しかるに、昭和八年九月一日満洲電信電話株式会社の設立に伴い、関東局所管の

電信電話事業は挙げて同社に移管し、施設のすべてを千六百五十万円の評価をもつて現物出資したため一年間に九十九万円の配当金収入を期待し得る反面、一切の電信電話事業に関する収入を失うこととなつた。次いで、昭和十二年十二月一日南満洲鉄道附属地行政権の満洲国への移譲により、関東州外の通信収入を全く失うこととなつたため、昭和十三年度以降においては通信事業関係諸経費を通信事業関係諸収入をもつて充足することが困難となるに至つた。その収支の概況は第二十八表のとおりである。

第二十八表 関東州の通信事業関係収入支出比較表 (単位 円)

区 分	昭和 7 年度	昭和 14 年度	昭和 19 年度
収 入			
通 信 収 入	8,561,647	2,491,737	2,161,239
大蔵省預金部 特別会計より受入	190,000	380,000	0
簡易生命保険及 郵便生年金特受 計	0	0	1,018,258
計	8,751,647	2,871,737	3,179,497
支 出			
通 信 費	5,075,076	2,493,439	4,553,025
新 營 費	0	221,361	39,643
電信電話管 改良拡張費	489,525	0	0
航空施設整備費	0	101,365	2,268,492
そ の 他	0	119,622	43,698
計	5,564,601	2,935,787	6,904,858
差 引 過 不 足	過 3,187,046 57.2%	不足 64,050 △ 2.1%	不足 3,725,361 △ 53.9%

2 専売事業と専売収入

関東州の専売事業は昭和三年七月から実施された阿片専売と、昭和十六年七月から実施された燐寸専売の二種のみであった。

いずれも財政上の理由に基づくものではなく、前者は警察取締上の目的に出で、後者は物資統制上の必要ならびに満洲国の燐寸専売制度に対応せしめる目的に出たものであった。

(イ) 阿片専売収入

関東州は阿片の輸入、製造および販売については当初個人特許制度を採用し、明治三十九年中国人潘忠国に、翌四十年日本人石本愼太郎にこれを許可したが、大正四年に至り個人特許を廃して慈善団体である大

第二十九表 関東州の阿片専売益金比率

(単位 円)

年 度	阿 片 収 入	専 売 経 費	収 益	収 益 率
昭和 3	1,929,139	896,771	1,032,368	115.1
4	2,682,333	1,329,820	1,352,513	101.7
5	2,028,432	988,144	1,040,288	105.2
6	2,496,388	1,266,685	1,229,703	97.0
7	4,528,030	1,526,173	3,001,857	196.0
8	6,839,738	2,088,898	4,750,840	227.4
9	6,376,329	2,085,902	4,290,427	205.6
10	4,329,369	1,277,817	3,051,552	238.8
11	6,028,112	2,089,458	3,938,654	188.5
12	5,503,846	1,394,968	4,108,878	294.5
13	2,716,819	865,287	1,851,532	213.9
14	3,207,920	1,098,055	2,109,865	192.1
15	4,589,820	2,420,766	2,169,054	89.6

備考：専売経費中には新営費修繕費等臨時的経費は含まれていない。

連宏済善堂に特許し、当局の直接監理の下に宏済善堂戒烟部をして阿片の輸入および販売を行なわしめ、その収益より営業費と同堂慈善部の基本金にあてるため、当局において指定した金額とを控除した残額を、特許料として関東州地方費に納入せしめることとした。次いで大正十三年、「関東州阿片令」(勅令第五十三号)が公布され、阿片および吸飲器具の製造、輸出入、売買、授受および所得等に関し嚴重な規定が設けられた。

しかるに、大正十三、十四年のジュネーブ阿片会議における阿片協定ならびに阿片条約の実施に伴い、昭和三年勅令百六十七号をもって改正阿片令の公布をみたので、従来の阿片販売人制度は同年七月三十一日限り廃止し、阿片の輸入ならびに売下はいっさいこれを官の独占事業となすこととし、同年「関東州専売局官制」(勅令第七十九号)の公布をみ、大連に関東州専売局を設置し専売事業を開始するに至った。越えて昭和八年満洲国政府においては従来の嚴禁主義を廢し、

阿片専売制度を実施するに至ったので、地域接壤し、状況を等しくする満鉄附属地においても同一方針に出る必要を認め、六月一日奉天に専売支局を、新京および安東に各支局出張所を設置し、昭和十年九月營口にも出張所を開設するに至った。

阿片は所轄警察署長が阿片癮者なることを認定した中国人に限り、官の指定した小売人を通じて救療に必要な分量を定めて売り下げを行ない、もって漸禁主義の徹底を期した。

原料阿片は当初はトルコおよびイランより生阿片を輸入し、生阿片のまま売り下げを行なっていたが、昭和十二年旅順に煙膏製造工場を設置して煙膏専売に改め、台湾において成功をおさめた阿片含有量漸減主義を採用し、他面生阿片のまま他の地域に流出することを防いだ。

昭和三年専売実施以来昭和十五年度までの阿片専売収益は、世界市場における生阿片の需給関係により価格の変動甚しく第二十九表のとおり不安定ではあったが、財政上寄与するところが少なくなかった。

(四) 燐寸専売収入

関東州の燐寸専売制度は昭和十六年七月「関東州燐寸専売令」により創設された。本制度の趣旨は燐寸生産原料の獲得難および内地製造燐寸の輸出抑制等に対処する必要と、対外的には満洲国の燐寸専売制度に対応するとともに、対内的には生産配給消費の三者にわたり適正な統制を加えて、民生の安定を図るのを目的としていた。

燐寸専売の内容は、燐寸の販売およびこれに附帯する事項を専売権の対象とし、販売に関しては元売捌人および

第三十表 関東州における専売収入および経費

(単位 円)

年 度	専売収入	専売経費	収 益	収益率
昭和 16	7,352,633	6,765,368	587,265	% 8.6
17	8,877,004	4,228,594	4,648,410	109.9
18	9,862,595	11,692,060	△1,829,465	△15.6
19	17,242,040	9,740,236	7,501,804	77.0

び小売人を指定し、もって販売組織を構成させた。輸出燐寸および特別燐寸は官の直売とし、販売価格はすべてこれを公定し、かつ販売数量に統制を加えた。燐寸の製造は許可制とし、製品は官において収納し、これに対して賠償金を交付した。さらに支那事変特別税令による燐寸に対する物品税は専売の施行によりこれを廃止した。

しかして、昭和十六年度以降の専売事業の収支は燐寸専売の実施に加えて、太平洋戦争勃発に伴う輸送難により、原料阿片の騰貴と売下価格の変更により収入、支出とも大幅に増加することとなった。昭和十六年度以降の専売経費の収益に対する比率は第三十表のとおりである。

3 土地家屋貸下料と土地払下代

明治三十九年度末における関東州の官有土地は宅地百二十二万六千坪、原野十一万九千坪、苗圃十三万三千坪、耕地千四百四十四万八千坪であったが、その後大正三年度より十年の日子と二百三十余万円の経費を投じて実施した土地調査の結果、官民有の区分が明確となり、広大な土地が官有に編入されて、官有土地は関東州全面積三割を占めるに至った。これらの土地の取得の原因はロシアより継承したもの、東清鉄道会社所有地、わが軍事行動中妨害を加えた者に対して軍事法廷において没収

第三十一表 関東局特別会計における土地家屋貸下料および売払代が一般歳入の内に占める割合 (単位 円)

年 度	一般歳入	土地家屋による収入			比率
		貸下料	売払代	計	
明治 40	1,273,472	304,201	—	304,201	% 24
昭和 1	12,110,733	1,170,198	379,994	1,550,192	13
5	15,320,008	1,256,214	270,275	1,526,489	10
10	20,449,579	1,550,787	704,629	2,255,416	11
15	57,994,449	2,186,189	2,115,335	4,301,524	7
19	203,520,964	2,941,227	731,549	3,672,776	1.8

の宣告をなした土地およびわが施政以後に取得した土地ならびに土地調査の結果によって新たに官有土地に編入されたものであった。

国有土地建物の処分は、施政以来原則として貸付の方針を採ってきたが、第一次世界大戦の進展に伴い経済界がにわか活況を呈し、これに刺激されて台頭した民間の土地利用熱は、到底貸付処分のみでは満足し得なくなったため従来の方針を一変し、大正七年頃より売払処分が行なわれるに至った。その後時勢の推移に伴い、適切な処分法規の必要を感じ、昭和五年三月関東州官有土地売払及貸付内規を制定し、建物敷地にあつては原則として売払方針を採り、農耕地にあつては従来どおり貸付を原則とし、貸付料は建物敷地については時価の四分を、農耕地については原則として土地台帳地価の五分を基準としてこれを算定することに制度を確立した。

土地売払が最も多かったのは、総面積の八割程度を国有地で占めていた大連区域であった。売払の方法は連続した一団の未処分地は地区割を行なつたうえ毎年二回ないし三回にわたり一般競争の方法により、また

一筆二筆と点在せる未処分地または大会社の工場、宿舍等の敷地として広大なる面積の売払を出願したものに對してはおおむね「会計規則」による随意契約をもって払い下げた。

この払下の結果、土地調査事業が完成した大正十三年当時の官有地面積二億八千八百七十三万三千坪（関東州総面積九億四千三百八十三万四千坪の三割六厘に相当する）、地価九千五百九十九万九千円は昭和十五年度末においては面積二億二百八十三万五千坪、地価一億四千四百三十二万二千円と面積において八万五千余坪、約三割を減少し、地価において四千八百余万円、約五割を増加した。

国有財産の貸付料および売払による収入が、関東州の施政の初期において、財政上きわめて重要な財源であったことは、補充金、公債金および前年度剰余金繰入を除いた一般歳入の内に占める土地家屋賃下料および土地払下代の収入割合が、明治四十年代において二四パーセント、その二十年後の昭和元年度においてさえ一三パーセントを占めていた事実により明らかである。

4 配当金収入

配当金収入は満洲電信電話株式会社の日本政府持株に対する配当金の収入である。

満洲電信電話株式会社は、昭和八年三月二十六日新京において日満両国代表の間に締結された「満洲国に於る日満合併通信会社設立に関する協定」に基づいて、昭和八年九月一日午前零時をもって、関東州および南満洲鉄道附属地内にある日本政府の電気通信事業と、満洲国行政権下の地域にある満洲国政府の電気通信事業を継承し

て、これを統一経営することを目的として設立された。会社の資本金五千万円、総株数百万株のうち、日満両国政府において四十五万株、賛成人、従業員および縁故者において二十七万株、一般公募二十八万株を振り当て、日満両国政府の配分は日本国側三十三万株、満洲国側十二万株とし、それぞれ両国政府の電気通信施設の現物をもって出資した。

会社の利益配当率は政府持株に対しては年六分であったから、昭和十五年に増資が行なわれるまでは配当金収入は毎年度九十九万円の収入があった。

昭和十五年八月会社の資本金を五千万円から一億円に倍額増資するに当り、日満両国政府の持分四十五万株に對する新株は、日満両国において折半負担することとし、二十二万五千株が割当てられた。新株に對する出資は一般財源をもって昭和十五年度、十六年度、十八年度および十九年度にそれぞれ額面の四分の一、金額二百八十一万二千円あて払い込みを実施した結果、配当金収入は昭和十五年度以降第三十二表のように漸増した。

5 その他の官業及官有財産収入

官業及官有財産収入としては上述の諸収入のほか刑務所収入、種畜場収入および医院収入等少額の収入があった。

第三十二表
関東州における配当金収入
(単位 円)

年 度	配当金収入
昭和 15	1,088,437
16	1,271,250
17	1,327,500
18	1,383,750
19	1,524,375

三公債金

大連市の膨脹發展はきわめて急速であったため、大正年代の初頭から上水の欠乏ははなはだしく、大正三年大連上水第二期拡張工事として着工された王家屯貯水池ダムが竣工するに至らないうちに、第三次拡張工事として大正九年度から竜王塘貯水池ダム新設工事を、工費四百六十八万余円をもって着工する必要に迫られた。この拡張工事費財源は、当時の財政状態において、一般財源に求めることが困難と認められたため、大正十一年法律第十五号をもって「関東州事業公債法」が制定公布され、公債に財源を求める道が開かれた。

大正十二年度から昭和九年度までに、公債金特別会計より受入れた公債金の総額は千百五十五万五千円に達した。この公債金のうち、昭和七年度および昭和八年度において、満洲事件費の財源として満洲事件費公債を受入れた額六百二十三万一千円を控除した残り五百三十二万四千円が関東州事業公債の発行額である。これは、前記第三期拡張工事費のほか、大連上水第三期第二次拡張工事費、同第四期拡張工事費の財源に充当されたものである。

しかして、この公債金の償還は、昭和五年度より開始し、昭和十一年度および昭和十六年度以降三カ年度に繰り上げ償還を実施し、昭和十八年度までに未償還額を完済した結果、昭和十九年度以降公債負担は皆無となった。

四 その他の収入

以上に述べた租税、官業及官有財産収入および公債金のほかに、印紙収入、船員保険収入、雑収入等の収入があった。

第三節 歳出

一 概説

関東局特別会計の歳出を計数的に概説すれば、明治四十年年度の決算は經常部において二百六十四万六千余円、臨時部において八十万五千余円、合計三百四十五万一千余円であったが、二十年後の昭和元年度の決算は、經常部千二百四十万九千余円、臨時部二百七十七万余円、合計千四百五十八万余円に達し、前記年度に比し經常部において四・六倍、臨時部において二・六倍、合計において四・二倍の増加を示した。

次いで満洲事變の勃発した昭和六年度の決算は經常部において千六百五十二万五千余円、臨時部四百三十七万三千余円、合計二千八十九万八千余円であって、昭和元年度に比し、經常部において一・三倍、臨時部において二・〇倍、合計において一・四倍の増加にとどまったが、南満洲鉄道附属地行政権の満洲国移譲を控えた昭和十一

第三十三表 関東局特別会

年 科 目	昭和1年度		昭和6年度	
	歳出	比率	歳出	比率
一般行政費	1,570,603	10.8	1,673,671	8.0
司法行政費	484,586	3.3	483,238	2.3
警察費	3,873,863	26.6	5,024,715	24.0
教育費	1,955,175	13.4	2,148,941	10.3
在満日本人教育費	0	0	0	0
逋信費	4,137,248	28.4	5,007,746	23.9
保健衛生費	224,076	1.5	457,066	2.2
海事行政費	147,042	1.0	180,598	0.9
勸業費	0	0	788,980	3.8
専売費	0	0	1,226,685	6.1
事業費	1,700,916	11.7	1,377,965	6.6
水道拡張費	230,555	1.6	694,418	3.3
調査費	93,025	0.6	228,779	1.1
補助費	0	0	700,000	3.3
国債費	98,925	0.7	288,556	1.4
恩給負担金	0	0	445,404	2.1
一般会計外繰入金	0	0	0	0
軍事特別費	0	0	0	0
出資金	0	0	0	0
神社費	0	0	0	0
経済統制費	0	0	0	0
時局対策費	0	0	0	0
その他	64,705	0.4	132,670	0.7
合計	14,580,725	100.0	20,898,536	100.0

計歳出決算比較表

(単位 円)

昭和11年度		昭和16年度		昭和19年度	
歳出	比率	歳出	比率	歳出	比率
2,194,396	7.6	3,510,532	4.0	4,567,839	2.1
586,485	2.0	1,006,501	1.2	1,385,963	0.6
8,291,208	28.7	3,391,753	3.9	3,841,210	1.8
2,490,646	8.6	4,356,670	5.0	8,386,468	3.8
0	0	13,116,300	14.9	27,236,260	12.5
3,304,825	11.5	3,160,868	3.6	4,577,723	2.1
188,841	0.7	365,605	0.4	264,424	0.1
219,746	0.8	544,607	0.6	1,182,061	0.5
639,860	2.2	976,287	1.1	1,273,806	0.6
2,089,458	7.2	6,765,368	7.7	9,740,236	4.5
1,468,371	5.1	3,178,051	3.6	3,530,032	1.6
1,152,984	4.0	8,563,235	9.7	4,981,211	2.3
266,028	0.9	206,974	0.2	68,849	0.1
1,013,899	3.5	1,551,590	1.7	3,348,786	1.6
2,010,725	7.0	3,284,284	3.7	0	0
1,353,834	4.7	2,630,008	3.0	2,195,495	1.0
1,400,000	4.9	25,210,684	28.7	124,303,527	56.9
0	0	2,812,500	3.2	5,212,500	2.4
0	0	306,237	0.4	995,922	0.4
55,397	0.2	709,506	0.8	1,008,379	0.4
0	0	1,232,203	1.4	6,115,977	2.8
129,756	0.4	994,354	1.2	4,146,001	1.9
28,856,474	100.0	87,874,132	100.0	218,362,681	100.0

第三節 歳出

第二章 関東州の財政

等勸業施設の地方費より移管、関東州事業公債の繰上償還、恩給負担金および満洲事件費等の支出が増加したほか、一般会計へ繰り入れを実施した結果による。

その後五年を経過し、太平洋戦争の勃発した昭和十六年度の決算は、經常部三千九百八十二万一千余円、臨時部四千八百五万二千余円、合計八千七百八十七万四千余円であつて、昭和元年度に比

年度の決算は、經常部千九百四十四万二千余円、臨時部九百四十一万四千余円、合計二千八百八十五万六千余円となり、昭和元年度に比して、經常部において一・五倍、臨時部において四・三倍、合計において一・九倍の増加を示した。

このように、昭和元年度に比較し、十年間にはほぼ二倍に経費の膨脹を招来した主なる理由は専売事業の創設、各種試験場

し、經常部において三・二倍、臨時部において二二・一倍、合計において六倍に達した。

この増加をきたした主なる理由は、附屬地行政権の移譲の結果、警察費、通信費等において若干経費の減少をみた反面、在満日本人教育費国庫負担金、満洲電信電話株式会社出資金および臨時軍事費特別会計へ繰入が著しく増加したほか、上水道拡張その他一般行政費の膨脹の結果による。

昭和十七年度以降は、戦局の苛烈化に伴い、国家総動員体制を確立するため臨時経済統制諸費、時局対策諸費等の増加のほか、在満日本人教育費国庫負担金、臨時軍事費特別会計へ繰入の逦増により、歳出は増加の一途をたどり、昭和十九年度の決算は、經常部五千九百九十四万九千余円、臨時部一億五千八百四十一万二千余円、合計二億千八百三十六万二千余円に達し、昭和元年度に比し、經常部において四・八倍、臨時部において七十二・九倍、合計において十四・九倍の増加を示した。

いま昭和元年度以降五年ごとの歳出決算額を事項別に区分し、これを百分率によって示せば第三十三表のとおりである。

第三十三表により明らかのように、昭和元年度の歳出は、関東州および南満洲鉄道附屬地の発展に伴い郵便電信電話事業の拡張、警察力の充実等に施策の重点がおかれていたため通信費(二八・四%)および警察費(二六・六%)で全歳出の五五パーセントを占め、残りの四五パーセントを教育費(二三・四%)、事業費(一一・七%)、一般行政費(一〇・八%)、その他の諸費(九・一%)の順位で占めていた。

五年後の昭和六年度においては、警察費(二四%)、通信費(二三・九%)、教育費(一〇・三%)、一般行政費(八・〇%)、事業費(六・七%)、専売費(六・一%)の順位で、依然として警察費および通信費が全歳出の四八パーセントを占め、しかも警察費が全費目の首位を占めるに至った。これは、昭和六年九月十八日奉天柳条溝附近において発生した満鉄本線鐵路爆破事件に起因して全満洲に拡大した満洲事変の進行に伴い、管内の治安は極度に脅かされるに至ったからである。

昭和十一年度においては、警察費は二八・七パーセントに達し、次位の通信費は電信電話事業の分離の結果一・五パーセントに低下した。以下順位に従い列記すれば、教育費(八・六%)、一般行政費(七・六%)、専売費(七・二%)、国債費(七・〇%)、事業費(五・一%)、一般会計へ繰入(四・九%)、恩給負担金(四・七%)、上水道拡張費(四・〇%)、補助費(三・五%)となっている。同年度において国債の繰上償還および一般会計へ財源繰入を実施することができたのは、満洲国経済の飛躍的發展に伴い、昭和八年度以降毎年度相当の自然増収を生じ、昭和十年度決算において前年度剰余金繰入が千六百五十一万余円に達した結果によるものである。

昭和十六年度においては、太平洋戦争の勃発に伴い、施策の重点は戦力の増強、在満日本人教育の充実、関東州上水道の拡張等におかれた。したがって歳出の内容は、臨時軍事費特別会計へ繰入(二八・七%)、在満日本人教育費(一四・九%)、上水道拡張費(九・七%)、専売費(七・七%)、教育費(五・〇%)、一般行政費(四・〇%)、警察費(三・九%)、国債費(三・七%)、事業費(三・六%)、通信費(三・六%)の順位となった。五年前首位にあっ

た警察費は七位に、次位にあった通信費は十位に転落した。このように警察費と通信費が大幅に減少した主な理由は、昭和十二年度以降満鉄附属地の行政権を満洲国に移譲した結果である。

昭和十九年度においては、戦局の苛烈化に伴い、臨時軍事費特別会計へ繰入は全歳出の五六・九パーセントを占めるに至った。しかして一二・五パーセントを占める在満日本人教育費は関東州外の施設であるから、関東州内に対する財政支出はわずかに全歳出の三〇・六パーセントを占めるにすぎないこととなった。歳出の一パーセント以上を占める費目を列挙すれば次のとおりである。

専売費(四・五%)、教育費(三・八%)、時局対策費(二・八%)、出資金(二・四%)、上水道拡張費(二・三%)、通信費(二・一%)、一般行政費(二・一%)、警察費(一・八%)、事業費(一・六%)、補助費(一・六%)、恩給負担金(一・〇%)。

二 経 費

歳出科目の款項の区分は、昭和十七年度まではおおむね変更することなく一定していたが、昭和十八年度以降は予算を合理化する趣旨をもって毎年度科目の組替、併合が行なわれた。昭和十八年度の関東州の款と在満教務部の款が、昭和十九年度においては併合して関東州本庁の款行政費の項に改められ、翌昭和二十年度には一般費の款、関東州本庁の項に変更したときはその一例である。よって、第三十三表の歳出決算比較表の経費の区分は、経常部、臨時部を通じ、行政目的別に款項の支出額を適宜合算して計上したものである。たとえば「警察費」

は経常部の「警察費」のほか、臨時部「臨時警備費」、「満洲事件費」、「臨時経済警察費」、「警察特別施設費」等の集計である。

歳出決算比較表に掲げた経費の区分に従って、その用途の内容について概説する。

1 一般行政費

関東局(在満教務部を含む)、関東州庁、市、民政署、税務署および関東気象台ならびにその所属測候所の経費である。一般行政費が歳出総額に対して占める割合は、昭和元年度の一〇・八パーセントから年々漸減し、昭和十九年度においては二・一パーセントにすぎないが、同年度の支出額四百五十六万七千円は昭和元年度に比較し二・九倍、昭和十一年度に比較するも二倍を超えている。

この増加を生じた主な理由は、昭和十年臨時利得税の創設以来、毎年度実施された新增税の徴収機関の拡充、航空の発達に伴う気象台観測施設の整備充実、在満日本人教育行政を掌理するため在満教務部の設置等のため経費の膨脹をきたした結果である。

元来関東州の国税および地方費税の徴収事務は、大連、旅順、金州、普蘭店および皮子窩の各民政署長が掌理していた。昭和十四年四月、「関東州市制」の改正により、市に新たに行政官庁たる市長をおき国家事務を行なわしめると同時に、一面、公共団体たる市を統轄せしめることとなり、大連民政署および旅順民政署の市の区域の事務は、財務課分掌事務を除きすべて大連市および旅順市に吸収された。この結果大連民政署は消滅した。し

第三十四表 関東州における一般行政費予算定員比較表

(単位 人)

区分	昭和10	昭和14	昭和17	昭和20
総数	778	1,045	1,372	1,475
勅任	6	5	6	5
奏任	33	53	77	76
判任	289	413	492	526
嘱託員	198	271	398	428
雇員	252	303	399	440

かして右両民政署の財務課はそれぞれ大連税務署および旅順税務署として分離独立した。次いで翌十五年十月大連税務署は、大連東、大連西両税務署に二分され、さらに昭和十八年大連港税務署が大連東税務署から分離して独立した。金州、普蘭店、皮子窩の各民政署の財務課は税務署に独立するに至らず終戦に及んだ。

関東气象台は大連市におかれ、明治三十七年日露戦争当時から設置されていた関東観測所が、昭和十三年十月施設を充実して昇格したものであった。附属測候所として明治三十八年に設置された旅順測候所のほか次の施設はいずれも昭和十二年以降に設置された。

大連飛行場出張所 昭和十二年二月

皮子窩測候所 昭和十四年二月

海洋島測候所 昭和十四年十二月

普蘭店測候所 昭和十七年

満鉄附属地におかれていた営口、奉天、四平街および新京の各観測支所は、いずれも昭和十二年に満洲国に移譲された。

関東局、関東州庁、市、民政署、税務署および气象台を通じ、国費支弁予算定員数を年次別に比較すると第三十四表のとおりである。

2 司法行政費

法院、検察局、監獄、思想犯保護観察所、少年審判所および少年院の経費である。

司法行政費の歳出総額に対して占める割合は、昭和元年度において三・三パーセントであったが、年々通減して昭和十九年度においてはわずかに〇・六パーセントにすぎない。しかし、昭和十九年度支出額百三十八万五千円を昭和元年度支出額四十八万四千円に比較すれば二・八倍の増加を示している。この増加を生じた主な理由は、管内人口の増加に伴い裁判受理件数の増加および刑務所収容者の増加のため、裁判費、収容費が著しく膨脹したほか、思想犯保護観察所、少年審判所および少年院等の設置により経費が増加した結果による。

(イ) 司法

関東州における司法制度は明治四十一年九月に制定された、「関東州裁判令」(勅令第二百二十二号)および「関東州裁判事務取扱令」(勅令第二百十三号)に基づいて実施された。これは関東州が租借地という特殊の地域であって、内地の法令が原則として現地に施行されないため、事情の許す限り内地法令の内容をかりてきて、現地における民事、刑事、非訟事件等の準拠法則を定めたものであった。すなわち法例、民法、刑法、商法、破産法等主

要な法令はほとんど網羅したが、ただ風習を異にする中国人に関して二、三の例外が認められた。たとえば「支那人の外に関係者なき親族相続に関する事項については当分の内慣習に依る」（裁判事務取扱令第二条）等のごとくが一例である。また現地の特殊な事情により制定された単行法も少なくなかった。いわゆる馬賊あるいは匪賊行為を対象とした「関東州に於て財物劫掠の目的を以て多衆結合する者の処罰に関する件」（大正十三年勅令第二百五十九号）、「関東州罰金及笞刑処分令」（明治四十一年勅令第二百三十六号）のごときがその例である。

関東州の裁判は、「関東州裁判令」に基づいて、明治四十一年九月以降大正十三年十二月までは地方法院、高等法院の二審制度であったが、その後は地方法院、高等法院覆審部、高等法院上告部の三審制に改められた。

地方法院（大連におかれた）は民事、刑事について第一審の裁判をなし、かつ非訟事件に関する事務、登記公証事務をも取扱った。

高等法院（旅順におかれた）覆審部においては、地方法院の裁判に対する控訴および上告部の権限に属するものを除くほか、地方法院の裁判に対する抗告について裁判した。

上告部においては地方法院または覆審部の裁判に対する上告等について裁判をなすほか、裁判所構成法に定められた大審院の特別権限に属する職務をも行なった。

高等法院および地方法院には各検察局が並置され、関東州における検察事務を掌った。

(四) 行 刑

関東州の行刑は「関東州監獄令」（大正十二年勅令第四百十一号）に基づいて行なわれ、「関東監獄官制」（明治四十一年勅令第二百七十四号）により、旅順に旅順刑務所、大連に大連刑務所支所を設置し、旅順刑務所に長期囚、大連刑務所支所に短期囚および未決囚を収容した。

(ハ) 思想犯罪防遏特別施設

関東州における思想犯罪防遏特別施設は昭和十三年十二月「関東州思想犯保護観察令」「関東保護観察所官制」

「関東保護観察審査会官制」（勅令第七百九十三号ないし第七百九十五号）の公布により制度化され、昭和十四年一月十日施設実施機関として関東保護観察所が大連市地方法院構内におかれた。

(ニ) 少年審判所および少年院

都市人口の激増に伴い眞犯少年が増加する傾向にあったので、昭和十九年十一月「関東州少年令」（勅令第六百二十九号）および「関東州少年院令」（勅令第六百三十号）

第三十五表 関東州における昭和十五年思想犯保護観察事件受理表 (単位 人)

区 分	件数	内地人	朝鮮人	満洲人	中国人
日本共産党	64	64	—	—	—
中国共産党	102	—	—	55	47
朝鮮独立団	17	—	17	—	—
義烈計	183	64	17	55	47

第三十六表 関東州における司法職員予算定員 (単位 人)

区 分	昭和10	昭和14	昭和17	昭和20
総 数	258	324	356	422
勅 任 官	2	2	2	2
奏 任 官	19	21	23	31
奏任官待遇者	3	4	5	4
判 任 官	28	45	46	54
判任官待遇者	138	144	151	174
嘱 託 員	21	39	51	59
備 人	47	69	78	98

が公布され、旅順市に少年院の施設を整備中終戦に至った。

法院、刑務所、思想犯保護観察所、少年審判所および少年院の予算、定員を年次別に比較すると第三十六表のとおりである。

3 警察費

警察署、消防署、特別警察隊、警察官練習所等警察施設の経費である。

警察費が歳出総額のうちを占める割合は昭和元年度において二六・六パーセント、昭和六年度において二四・一セント、昭和十一年度において二八・七パーセントに達し歳出各事項中の首位にあった。これは関東州および南満洲鉄道附属地に接壤する満洲の奥地一帯には匪賊が横行し、管内の治安は常に脅かされる地理的狀況にかんがみ、警察力の充実に施策の重点をおかざるを得なかったからである。しかしながら、昭和十二年満鉄附属地を満洲国に移譲した以後は、関東州内のみを対象とする警察に縮小した結果、昭和十六年度においては歳出総額の三・九パーセント、昭和十九年度においてはわずかに一・八パーセントに減少した。

関東州および関東州外鉄道附属地の警察制度の沿革を略述すれば、明治三十九年九月関東都督府設置の際には、州内の警察事務は民政署長および同支署長に掌理せしめ、州外においては、南満洲に駐在する領事官をして、関東都督府事務官を兼ねしめ、その管内警務署長を指揮することとし同時に、関東都督府の警察官をして外務省警察官を兼ねしめ、領事館警察と関東都督府警察の統合制を採用した。この制度は狭長な鉄道附属地の警察は関東都督府がこれを管掌し、一步附属地を離れば領事館警察の所管となり、わが行政統一上、また中国官憲との折衝上不利不便が少なくなかったので、警察執行事務の統一円滑を期するため設けられた制度で昭和十二年行政権の移譲まで行なわれた。

大正六年七月都督府に警務部をおき、警務総長には関東憲兵隊長をもってあてることとなり、憲兵将校には警視、軍曹以上の憲兵下士官には警部、伍長には警部補を兼務せしめ、いわゆる憲警統合の実を示したが、大正八年四月都督府を廃止して、関東庁官制が実施されると同時にふたたび文官警察制に復した。

大正十年六月関東庁に警務局が設けられ、民政署長および同支署長の権限より警察および衛生の事務を削り、警務署長または警務支署長をしてこれを執行せしめることとなった。

昭和六年九月満洲事変勃発以来、支那軍警と在来の匪賊が合流し満洲各地に跳梁跋扈し、事変前において満鉄沿線を中心に蠢動する匪賊は約三万と推定されていたが、事変後は頭目五百、匪賊数十五万を超える大激増を示し管下の治安は危殆に瀕した。よって管内および接壤地の治安を確立するため昭和六年十二月、同七年三月および七月の前後三回にわたり満洲事件費をもって警視三、警部二十四、翻訳生四、警部補四十一、巡査千二百五十、巡捕千、計二千三百二十二名の大増員を断行し、かつ警備上の枢要地点である范家屯、蘇家屯および鳳凰城に警察署を新設した結果、満鉄本線、満洲国有鉄道沿線の治安はやや好転をみるに至った。

しかしながら、奥地の情勢は旧態依然として危険の域を脱せず、満洲国の治安維持上影響するところが甚大で

第三十七表 関東局警察職員定員年次表 (単位 人)

年次	警視	警部	通生 属、訳	技手	警部補	巡査	巡捕	嘱託	雇員	計
明治39	5	41	3	—	—	630	250	—	—	931
大正 1	9	43	9	—	100	1,021	338	26	3	1,549
昭和 1	11	47	18	7	110	1,854	571	37	15	2,670
5	11	52	25	8	126	2,123	790	36	25	3,196
10	17	85	33	21	167	3,350	1,250	33	43	5,005
12	17	87	33	23	170	3,452	1,299	33	44	5,164
13	6	35	18	15	58	1,180	494	20	26	1,851
15	9	39	23	16	75	1,257	540	23	29	2,011
17	7	44	21	9	83	1,409	628	25	30	2,256
19	8	40	11	11	76	1,409	648	23	14	2,240

第三十八表 関東局警察官署比較表 (単位 人)

区分	大正15	昭和 5	昭和10	昭和16
関東州内				
警察署	8	8	8	9
派出所	138	165	176	206
鉄道附属地				
警察署	14	14	17	0
派出所	190	208	226	0
領事館管内				
警察署	6	6	11	0
警察分署	0	0	13	0
派出所	51	47	83	0
合計				
警察署	28	28	36	9
警察分署	0	0	13	0
派出所	379	420	485	206

あったから、在満三長官の申し合せにより、従来満洲南部および熱河にあった外務省専任警察官を満洲北部および間島方面に移駐することとなり、これと交代に、関東局警察官が新京、鄭家屯、奉天、錦州、赤峰、営口、安東の各領事館内に警視以下一千余名を配置した。昭和九年度においては予算の削減により巡捕定員中四百二十四名を減員したが、一面治安の好転と満洲国の急激なる発展により各

主要都市はいずれも人口膨脹し、警察事務の増加したのに伴い昭和十年度以降年々相当の増員が行なわれた。しかるに昭和十二年十二月一日満洲国における治外法権の撤廃と、附属地行政権の全面的移譲に伴い、州外勤務の警察職員三千六百四十一名はあげて満洲国に移譲され、関東州内勤務の千六百五十七名が関東局の警察官として残った。一方昭和十二年七月蘆溝橋事件に端を発した支那事変は拡大の一途をたどり、関東州の治安の完璧を期し難い状況にたち至ったため、昭和十三年に五十一名、昭和十四年に五十九名、昭和十五年に二百三名、昭和十六年に六十二名、昭和十七年に百八十三名の警察職員を通過した。いま警察職員の年次別定員をあげれば第三十七表のとおりである。

4 教育費

教育費は大学、高等専門学校、中等学校、青年学校および初等学校の経費である。昭和十九年度の教育費八百三十八万六千円を昭和元年度の教育費百九十五万五千円に比較すれば、四・三倍に膨脹している。この増加を生じた主な理由は、管内人口の急激な増加に伴い、各種教育施設を年々拡充整備しなければならなかったことと、中国人間に教育熱が普遍的に浸透したために就学率が年を追って上昇した結果等による。

すなわち、大正十四年五月一日現在の関東局立の学校は、日本人の教育施設として小学校十八、中学校三、女学校二、中国人教育施設として公学堂十、中学校一、商業学堂一、農業学堂一、師範学堂一、日中人公学施設の旅順工科大学一、合計三十八校であったが、その後昭和二十年までの二十年間に三十七校が新設され、計七十五

校と倍増したほか、既設学校の学級も著しく増加した。二十年間に増加した三十七校の内訳は次のとおりであった。

日本人教育施設 小学校九、中学校一、女学校一、工業学校一、盲啞学校一、青年学校六、計十九校
 中国人教育施設 公学堂九、女子高等公学校一、工業公学校一、計十一校
 高等専門学校 旅順、新京、牡丹江各師範学校、大連経済専門学校、旅順医学専門学校、旅順高等学校、旅順臨時教育養成所、計七校

関東局設立の大学、専門学校はもちろん初等学校、中等学校の教職員は教育事務に従事する文官であつて官吏であつた。中等学校以上は例外なく俸給・事務費とも国費負担であつたが、小学校、公学校および青年学校は教職員の俸給は国費、事務費は市の地域は市、市の区域以外は関東州地方費の負担であつた。

5 在満日本人教育費

昭和十二年十二月一日、満洲国における日本人子弟の教育行政は、満洲国における治外法権の撤廃および南満洲鉄道附属地行政権の移譲に関する日満間の条約に基づき、日本政府がこれに当り、満洲国駐劄特命全權大使がこれを管掌することとなった。しかしして同日付をもって、勅令第六百九十五号により、「在満学校組合令」が制定公布され、新京在満大使館教務部内に在満学校組合連合会が、新京特別市ほか十八省（奉天省、四平市、吉林省、安東省、錦州省、熱河省、濱江省、竜江省、間島省、東安省、三江省、北安省、通化省、黒河省、興安西省、興安南省、興安

第三十九表 在満学校組合費賦課金収入見込額 (単位 円)

区 分	昭 和 20 年 度			昭 和 19 年 度		
	国 税	1円に 対し 賦課率	組 合 費	国 税	1円に 対し 賦課率	組 合 費
勤労所得税	19,922,771	0.20	3,984,554	18,111,610	0.20	3,622,322
事業所得税	17,835,142	0.22	3,923,731	18,773,834	0.22	4,130,243
家屋税	1,751,536	0.25	437,884	1,668,130	0.25	417,032
資本利子税	1,134,921	0.25	283,730	945,768	0.25	236,442
軍人外交官	—	—	48,263	—	—	40,219
計	40,644,370		8,678,162	39,499,342		8,446,258

東省、興安北省)に在満学校組合が設置された。在満学校組合連合会は在満日本人中等学校以上の施設経営に当り、在満学校組合は在満青年学校、国民学校および幼稚園の経営に当つた。

在満日本人教育費の負担は日本国政府、満洲国政府、満鉄および在満学校組合の四者において一定の割合をもつて分担した。昭和十八年七月二十六日現地協定による負担方針は次のとおりであつた。

在満日本人教育費分担方針(昭和一八・七・二六現地協定)

一 一般地教育費

1 経 常 費

日本国、満洲国及び組合に於て負担し、其の負担額は総額に対し日本国に於て五割相当額、満洲国に於て二割五分相当額、組合に於て二割五分相当額を負担すること。

2 臨 時 費

日本国、満洲国、組合及び満鉄に於て均等に負担すること。
 但し満鉄負担金は四百万円を限度とし将来負担軽減の方途を考慮する

こと。尚右範圍内において必要に応じ開拓地教育臨時費にも充当することを認むるものとす。

二 開拓地教育費

1 經常費

日本国及び満洲国の兩者に於て負担し、其の割合は日本国に於て七割五分相当額、満洲国に於て二割五分相当額を負担すること。但し満洲国に於ては昭和十八年度迄負担したる一人当負担基準額は将来右基準額が二割五分相当額に至る迄は之を負担すること。

2 臨時費

区分表 (単位 円)

学校組合		合計	
金額	%	金額	%
2,194,000	18	12,294,000	100
1,594,000	16	9,994,000	100
600,000	26	2,300,000	100
2,874,612	18	16,146,253	100
1,824,612	15	11,996,822	100
1,050,000	25	4,149,431	100
3,663,116	17	21,827,506	100
2,113,116	14	15,627,506	100
1,550,000	25	6,200,000	100
4,702,932	16	29,120,411	100
2,702,932	13	21,120,411	100
2,000,000	25	8,000,000	100
7,848,307	18	42,667,714	100
3,698,435	13	27,567,842	100
4,149,872	28	15,099,872	100
10,658,339	22	47,142,938	100
6,871,100	21	32,405,699	100
3,787,239	25	14,737,239	100
11,985,650	23	51,126,515	100
8,269,031	22	37,773,896	100
3,716,619	28	13,352,619	100
10,683,540	22	48,360,341	100
8,546,301	21	40,223,102	100
2,137,239	25	8,137,239	100

対比し、相当の差異を生じている。これ結果による。

日本国及び満洲国に於て負担し其の負担額は日本国に於て七割五分相当額、満洲国に於て二割五分相当額

第四十表 在満日本人教育費各負担

区分	日本政府		満洲国		満鉄	
	金額	%	金額	%	金額	%
昭和13年度	4,000,000	33	3,360,000	27	2,740,000	22
經常部	3,500,000	35	2,760,000	28	2,140,000	21
臨時部	500,000	22	600,000	26	600,000	26
昭和14年度	5,500,000	34	4,519,315	28	3,252,326	20
經常部	4,450,000	37	3,469,315	29	2,252,895	19
臨時部	1,050,000	25	1,050,000	25	999,431	25
昭和15年度	8,630,088	40	6,181,986	28	3,352,316	15
經常部	7,080,088	45	4,631,986	30	1,802,316	11
臨時部	1,550,000	25	1,550,000	25	1,550,000	25
昭和16年度	12,842,921	44	8,222,821	28	3,351,737	12
經常部	10,842,921	51	6,222,821	30	1,351,737	6
臨時部	2,000,000	25	2,000,000	25	2,000,000	25
昭和17年度	18,763,756	44	11,504,493	27	4,551,158	11
經常部	15,113,756	55	7,854,493	29	901,158	3
臨時部	3,650,000	24	3,650,000	24	3,650,000	24
昭和18年度	19,787,472	42	12,596,548	27	4,100,579	9
經常部	16,137,472	50	8,946,548	28	450,579	1
臨時部	3,650,000	25	3,650,000	25	3,650,000	25
昭和19年度	22,373,500	44	13,555,365	27	3,212,000	6
經常部	19,161,500	51	10,343,365	27	0	0
臨時部	3,212,000	24	3,212,000	24	3,212,000	24
昭和20年度	22,600,144	47	13,076,657	27	2,000,000	4
經常部	20,600,144	51	11,076,657	28	0	0
臨時部	2,000,000	25	2,000,000	25	2,000,000	25

備考：昭和十九年度日本政府負担額は、前掲第三十三表の歳出決算比較表とは既往年度実績による繰入不足分を昭和十九年度において繰り入れた

を負擔すること。
三 本協定は満洲国主計処長並文教部次長、満鉄、関東軍及在満教務部の承認を得たるものとす。
在満学校組合は在留邦人の満洲国に納税する勤勞所得稅、事業所得稅、家屋

第四十一表 関東局特別会計各

年 度	歳 入			歳 出
	経 常 部	臨 時 部	計	経 常 部
明治 40	1,267,979	3,005,493	4,273,472	2,646,059
41	1,374,947	3,985,131	5,360,079	2,566,470
42	1,519,323	4,129,081	5,648,404	2,817,223
43	1,631,862	5,010,556	6,642,419	2,988,893
大正 44	1,796,498	4,855,927	6,652,425	3,164,961
1	1,782,723	4,380,047	6,162,770	3,299,371
2	1,913,715	3,625,039	5,538,755	2,971,345
3	2,107,841	3,382,252	5,490,093	3,048,275
4	2,221,473	3,341,985	5,563,458	3,024,977
5	2,782,610	3,497,790	6,280,400	3,148,378
6	3,584,829	4,140,394	7,725,224	3,410,212
7	4,542,691	5,321,071	9,863,762	3,800,328
8	5,816,735	6,641,975	12,458,710	4,825,661
9	7,563,530	6,660,750	14,224,280	7,006,522
10	8,849,332	7,954,507	16,803,840	9,702,025
11	9,900,432	9,443,543	19,343,976	11,375,707
12	10,345,743	8,753,982	19,099,725	11,361,180
13	10,367,116	8,350,131	18,717,247	12,108,339
14	10,808,600	7,139,120	17,947,721	11,788,346
昭和 1	11,516,714	7,505,327	19,022,041	12,409,914
2	12,318,942	9,882,663	22,201,605	13,023,489
3	15,709,712	10,768,408	26,478,120	15,020,757
4	16,942,148	11,001,896	27,944,045	16,247,872
5	15,013,677	10,147,463	25,161,140	15,736,714
6	14,666,630	9,961,431	24,628,062	16,525,110
7	17,927,442	12,185,606	30,113,048	16,171,527
8	22,522,779	16,951,702	39,474,481	16,234,050
9	20,172,830	18,997,619	39,170,450	15,756,185
10	19,191,161	19,716,814	38,907,976	16,108,578
11	23,041,729	17,988,351	41,030,081	19,442,240
12	24,767,827	14,530,983	39,298,810	17,483,041
13	23,541,358	22,229,437	45,770,796	15,177,287
14	34,785,328	33,340,132	68,125,461	16,128,827
15	46,631,159	62,296,077	108,927,237	26,479,082
16	54,168,694	92,264,842	146,433,536	39,821,389
17	96,274,626	103,925,709	200,200,336	47,203,025
18	129,072,558	126,905,025	255,977,583	54,818,151
19	170,058,929	166,440,878	336,499,807	59,949,892

年度別歳入歳出決算対照表

(単位 円)

出		差 引 過 不 足		
臨 時 部	計	経 常 部	臨 時 部	計
805,428	3,451,487	△ 1,378,080	2,200,065	821,985
1,665,170	4,231,640	△ 1,191,523	2,319,961	1,128,438
1,800,466	4,617,689	△ 1,297,900	2,328,615	1,030,714
2,782,442	5,771,235	△ 1,357,031	2,228,114	871,083
2,334,334	5,499,296	△ 1,368,463	2,521,593	1,153,129
2,060,132	5,359,503	△ 1,516,648	2,319,915	803,266
1,457,906	4,429,252	△ 1,057,630	2,167,133	1,109,502
1,068,622	4,116,898	△ 940,434	2,313,630	1,373,195
1,093,947	4,118,924	△ 803,504	2,248,038	1,444,534
1,059,625	4,208,003	△ 365,768	2,438,165	2,072,396
1,202,773	4,612,985	174,617	2,937,621	3,112,238
3,095,525	6,895,853	742,363	2,225,546	2,967,909
4,706,064	9,531,725	991,074	1,935,911	2,926,985
4,699,205	11,705,527	557,008	1,961,545	2,518,553
4,090,764	13,792,787	△ 852,693	3,863,743	3,011,050
3,841,850	15,217,557	△ 1,475,275	5,601,693	4,126,418
4,242,723	15,603,904	△ 1,015,437	4,511,259	3,495,821
3,129,332	15,237,571	△ 1,741,223	5,220,799	3,479,675
2,248,067	14,036,413	△ 979,746	4,891,053	3,911,307
2,170,811	14,580,725	△ 893,200	5,334,516	4,441,315
3,961,540	16,985,029	△ 704,547	5,921,123	5,216,576
5,834,174	20,854,932	688,955	4,934,234	5,623,187
6,328,596	22,576,468	694,276	4,673,300	5,367,576
4,134,161	19,870,876	△ 723,037	6,013,302	5,290,264
4,373,425	20,898,536	△ 1,858,480	5,588,006	3,729,526
6,766,121	22,937,649	1,755,915	5,419,485	7,175,399
9,068,000	25,302,050	6,288,729	7,883,702	14,172,431
6,903,281	22,659,466	4,416,645	12,094,338	16,510,983
7,890,372	23,998,950	3,082,583	11,826,442	14,909,025
9,414,233	28,856,474	3,599,489	8,574,118	12,173,607
8,724,364	26,207,406	7,284,786	5,806,619	13,091,404
7,594,924	22,772,211	8,364,071	14,634,513	22,998,585
16,565,317	32,694,145	18,656,501	16,774,815	35,431,316
28,681,431	55,160,513	20,152,077	33,614,646	53,766,724
48,052,742	87,874,132	14,347,305	44,212,100	58,559,404
76,848,459	124,051,484	49,071,601	27,077,250	76,148,852
95,571,440	150,289,591	74,254,407	31,333,585	105,587,992
158,412,789	218,362,681	110,109,037	8,028,089	118,137,126

第三節 歳

出

五四七

第二章 関東州の財政

五四六

税および資本利子税の一定率相当額を組合費として徴収した。

昭和十九年度および昭和二十年度の組合費賦課金収入見込額は第三十九表のとおりであった。

昭和十三年度以降昭和二十年度（予算）までの在満日本人教育費の日本国、満洲国、満鉄、組合の各負担区分は第四十表のとおりである。

昭和十五年度以降の日本国政府負担分は関東局特別会計に一般会計よりの補充金として歳入に繰り入れ、在満日本人教育費国庫負担金として歳出經常部に、在満日本人学校營繕費国庫負担金として歳出臨時部に計上支出された。

第四節 関東州地方費

一 概 説

関東州地方費は明治四十年三月「関東州地方費令」（勅令第四十八号）の公布により、同年四月一日より施行され、関東局特別会計と相まって、関東州財政の円滑なる運用と管内の発展に寄与するところが少なくなかった。

関東州には地方費を審議する州議会制度はもとより、審議会、評議会に類する制度もなかったため、地方費の予算および決算は、管理者である大使がこれを主務大臣に報告し、かつその要領を告示することを義務づけられ

ていたにすぎなかった（関東州地方費令第一条、第七条）。

関東州地方費の収入種目は租税（營業税、雜種税の二種）、事業及財産収入ならびに雜収入であった。始政当初は特別会計から毎年度十五万円ないし二十万円の国庫補助金を受けたが、収入増加のため大正五年度以降は国庫補助金の受入を中止した。しかるに「関東局特別会計補充金の特殊性」の欄において述べたように、南滿洲鉄道株式会社の地方施設補助に充当する財源として昭和二年度以降昭和十三年度まで国庫補助金を受入れた。また昭和十三年度以降は特別会計の増税の一部を地方に還元する趣旨をもって国庫補助金の繰り入れが行なわれた。

地方費の支弁費目は地方費令第六条により会屯事務費、教育費、勸業費、衛生費、營造物費、教育費、地方費取扱費、營繕および土木費の八費目のほか、公益上必要ある場合においては寄附または補助をなすことを得と規定されていた。

この支弁費目は関東州地方費令が明治四十年に制定されて以来、一度も改正されたことはなかったが、これらに関連する費目として、消防費、作業費、土木維持費、調査費等は始政の初期より地方費の支弁費目となっていた。

二 収 入

1 租 税

営業税 営業税は関東州に営業場を定め営業をなす者に対し物品販売業、製造業については売上金額、銀行業、保険業、無尽業については資本金額、金銭貸付業、運送業、鉄道業、倉庫業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、料理店業、貸座敷業、旅人宿業、飲食店業、取引所信託業、洗濯業、湯屋業、理髪業、遊技場業、興行場業、芸妓置屋業については収入金額、運送取扱業、周旋業、問屋業、代理業、両替業、仲立業、信託業、代書業については報償金額、請負業については請負金額をそれぞれ課税標準として各所定の税率により賦課した。

雑種税 雑種税は左の種類につき、車税は輻数ならびに乗車定員、積載量を、船税は登簿トン数または積石数を、屠畜税は屠畜数を、不動産取得税は取得価格を、遊興税は花代その他これに類するものまたは消費金額を、土地増価税は増価額を、その他の税は人頭に応じ各所定の税率によりこれを賦課した。

雑種税の種類

車税（乗用馬車、荷車、人力車、自動車、自動自転車、自転車）、船税（汽船、帆船、小船）、芸妓税、遊芸師匠税、遊芸稼人税、幫間税、俳優税、酌婦税、娼妓税、屠畜税、不動産取得税、遊興税、土地増価税

2 事業及財産収入

電気収入 旅順、金州、普蘭店、皮子窩の各民政署の経営する電気事業の収入であったが、これらの官営電気事業は、昭和十三年六月一日満洲電業株式会社に有償譲渡されたため、本収入は同年度限りで消滅した。

水道収入 地方収入中、昭和十三年度までは営業税、雑種税を凌駕し、首位を占める財源であった。その理由

は、給水人口の増加、産業の発達に伴い、市街地需要給水量の著増するに対応して、貯水池の増設、送配水管敷設等巨額の工費を必要とする水源施設は、原則として国費において施工し、給配水事業のみを地方費の事業としたため、作業費は年々漸増したが、水道収入もこれに伴って増加し、昭和十五年度においては水道収入二百三十七万円、作業費百八万円、差引百二十九万円の差益を生ずる状態であった。

事業及財産収入中には、以上のほか医院および保健館収入、土地貸下料、營造物貸下料、博物館収入、營造物使用料、道路占用料等の種目があったがその収入額は僅少であった。

三 支 出

昭和十九年度予算に基づいて各支弁費目の内容を説明すれば次のとおりである。各費目の下のかっこ内に掲げる数字は昭和十九年度の予算額である。

1 会屯事務費（十一万五千円）

関東州庁および各民政署において、会屯行政に従事する職員（属以下二十八人）の俸給事務費および講習会費、表彰費等である。

2 教育費（百二十五万四千円）

国民学校、公学堂および家政女学校の事務費、青年学校の教職員の俸給および事務費、体育研究所および修練

第四十二表 関東州地方費決算累年表 (単位 千円)

年 度	収 入				支 出			
	經常部	臨時部	計	指 数	經常部	臨時部	計	指 数
明治40	429	466	895	100	398	357	755	100
大正 1	867	371	1,238	138	703	417	1,120	148
6	6,392	2,278	8,670	969	1,190	3,271	4,461	591
11	4,870	4,123	8,993	1,005	1,949	3,148	5,097	675
昭和 2	5,541	5,448	10,989	1,228	3,011	3,724	6,735	892
7	3,940	4,271	8,211	917	2,771	2,962	5,733	759
8	4,890	6,438	11,328	1,266	2,986	5,206	8,192	1,085
9	5,465	4,756	10,221	1,142	3,161	3,413	6,574	871
10	6,350	5,619	11,969	1,337	3,685	3,980	7,665	1,017
11	6,668	9,071	15,739	1,759	3,863	7,940	11,803	1,563
12	6,870	4,642	11,512	1,286	4,247	3,799	8,046	1,066
13	6,246	5,841	12,087	1,351	3,633	3,516	7,149	947
14	6,801	5,266	12,067	1,348	2,923	5,089	8,012	1,061
15	8,914	6,139	15,053	1,682	3,370	4,902	8,272	1,095
(予) 19	11,193	5,755	16,949	1,894	7,614	9,334	16,949	2,245

道場の経費、関東州庁、各民政署において教育行政に従事する職員の俸給事務費等である。

3 勸業費 (十万四千元)

関東州庁および各民政署において、地方産業助長行政に従事する職員の俸給事務費、講習会費等である。

4 衛生費 (六十四万八千元)

関東保健館、関東衛生試験所、大連婦人医院、各警察署獣疫予防施設の経費、関東州内僻地十四カ所におかれた公医費等である。

5 営造物費 (二十二万六千元)

旅順博物館、旅順図書館、植物検査所、苹果燻蒸施設等の経費ならびに旅順、金州、普蘭店、皮子窩管内の街路燈維持費。

6 教育費 (二万四千元)

貧民救済等社会事業的経費であったが救済費を直接支出することは稀であった。

7 営繕及土木費 (三百一十万元)

関東局、関東州内各庁の庁舎、官舎の新営修繕、州内道路下水の築造等の経費であった。昭和十九年度予算に計上されていた最も大きな工事費は金属マグネシウム工場が建設されつつあった石河に上水道施設および工業地帯開発道路の築造費八十万円、旅順市におかれた関東神宮外苑参道造営費五十二万円等であった。

8 地方費取扱費 (六十一万八千元)

関東州庁、各民政署および税務署において地方費、租税、諸収入の徴収事務および支出事務に要する経費で本費支弁の職員は百七十人(属十、雇傭人百六十人)であった。

9 土木維持費 (二十八万二千元)

道路、橋梁、下水、並木、広場、護岸等の維持費であった。

10 消防費 (百万五千元)

官設大連消防署の経費であって、消防司令、消防士、消防機関士、消防士補、消防機関士補の俸給は国費支弁、消防手(判任官待遇)以下の俸給および事務費は地方費支弁であった。

11 作業費 (二百七十七千元)

大連、旅順、金州、普蘭店、皮子窩の水道事業に要する経費で、この事業の専従職員は四百五十七名(技師二

人、属技手二十八人、雇以下四百二十七人）であった。

12 補助費（百九十五万九千円）

社会事業施設、病院、各種学校、文化・産業・学芸等の団体、時局対策諸施設、会支弁職員の給与に対する補助等広範にわたる補助費であった。

昭和十九年度予算に計上された赤十字関東州委員本部補助ほか七十四種目の補助金のうち、一件五万円以上の補助金は次のときのものであった。商業学校五万六千円、金州工業学校十万円、関東州労務協会八万七千円、警防団四万六千円、関東州興亜奉公連盟三十万円、会日本人吏員設置十五万三千円、農業倉庫建築費二十二万五千円、畜産物増産施設十七万二千円、畜産購入助成金七万五千円、水田開発助成金六万六千円、大連市下水道補助十二万七千円等であった。